



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における森林組合の展開事例
Author(s)	坂東, 忠明; BANDO, Tadaaki
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 37(1), 51-141
Issue Date	1980-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21023
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(1)_P51-141.pdf



北海道における森林組合の展開事例*

坂 東 忠 明**

Some Typical Examples on The Development of Forest Owners' Association in Hokkaido

By

Tadaaki BANDO**

目 次

はじめに	52
I. 序 論	53
1) 戦後森林組合論に関する研究動向	53
2) 課 題	54
3) 方 法	55
II. 美瑛町森林組合	58
1) 地域の概況と戦前期の農林業	58
① 地域の概況	58
② 戦前期の農林業	59
2) 戦後農林業の動向	60
① 農業の動向	60
② 林業の動向	63
3) 森林組合の事業展開	65
① 森林組合の設立	65
② 1950年～1960年代の事業展開	66
③ 1960年～1970年代の事業展開	70
④ 組合員の利用状況	76
4) 組合員の状態	78
① 山林の所有構成と加入状況	78
② 組合員の状態	79
III. 当別町森林組合	85
1) 地域の概況と戦前期の農林業	85
① 地域の概況	85
② 戦前期の農林業	86

* 1979年7月31日受理

** 北海道大学農学部林政学講座

** Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

2) 戦後農林業の動向	88
① 農業の動向	88
② 林業の動向	89
3) 森林組合の事業展開	91
① 森林組合の設立	91
② 1950年～1960年代の事業展開	92
4) 組合員の状態	101
① 森林組合の利用状況	101
② 組合員の状態	104
IV. 本別町森林組合	106
1) 地域の概況と戦前期の農林業	106
① 地域の概況	106
② 戦前期の農林業	107
2) 戦後農林業の動向	108
① 農業の動向	108
② 林業の動向	110
3) 森林組合の事業展開	112
① 森林組合の設立	112
② 1950年～1960年代の事業展開	112
③ 1960年～1970年代の事業展開	115
④ 組合員の利用状況	119
4) 組合員の状態	122
① 山林の所有構成と加入状況	122
② 組合員の状態	125
V. ま と め	135
参 考 文 献	139
Summary	140

は じ め に

最近の森林組合に関する研究や論調は、森林組合の事業展開を中心に検討されており、組合員の実態にかかわる森林組合論が少ない。そこで筆者は、組合員の実態をふくめた森林組合全体の分析が必要と考え、いくつかの事例に基づく調査研究を続けてきた。事例研究は、現実の多様な森林組合の歩みを整理し、なおかつ北海道における森林組合の動きを全体として把握するうえで有効であると考えている。現在、森林組合は事業拡大を続けながらも、組合員をどう組織化していくべきか、という課題に直面しており、森林組合の役職員は事業拡大のみで森林組合を維持できないということを認識しつつある。

1978年に森林組合法が制定されたとは言え、今かかえている問題の解決の突破口になるかは疑問視されているくらいである。筆者はこれまで、事例研究のために北海道内の森林組合を訪ねたが、そこで考えたことは、森林組合への一般的な期待と現実にはかなりのへだたりがあること、そして事業拡大への関心も、ともすれば組合員の実態を軽視することになりかねない

のではないか、ということである。

だが今日の森林組合問題へのアプローチはこの現実のなかから得なければならない。筆者は、これまで発表してきた事例研究をまとめ、これまで検討されてきた森林組合論に対して自分なりの方法と見解を明らかにしたいと考えている。

なお、筆者は数年間にわたる調査にあたって、現地の森林組合の方々や組合員に多大なる協力をいただいた。とりわけ美瑛町森林組合、元参事久保惟宗氏、本別町森林組合、夏川当組合長、組合理事佐藤平三郎氏、そして当別町森林組合、長谷川栄組合長からは森林組合研究に対する理解と多くの示唆を得ることができた。また各森林組合、各町村役場の職員の方々には、資料等の利用にご協力をあおいだ。以上の方々の理解あるご協力がなければ、本研究の成果は得られなかった。そして小関隆祺農学部教授をはじめとする林政学講座の方々にもご指導いただいた。本研究の発表をもってお礼にかえさせていただきたい。

I. 序 論

1) 戦後森林組合論に関する研究動向

本稿の課題を明らかにするにあたり、戦後森林組合論の研究動向について若干述べ、研究課題の手がかりとしたい。

森林組合は設立以来ずっと林業政策との関連性が深く、山林所有者の自生的な組織としての性格は表面にあらわれてこなかった。周知のとおり、第二次世界大戦後の農地改革は地主・小作関係を解消し、産業組合は農業協同組合へ組織変更した。一方、森林組合は一応協同組合原則をふまえて再出発することにはなったが、植民地喪失にともなう国内森林資源の再編成に組み込まれ、独自の組織体制の確立には至らなかった。しかしながら戦後の森林組合は地主的性格の色濃い実態を一応払拭し、農民的林野所有者のための組織体という印象を与えた。

さて、戦後の森林組合論は島田錦蔵への批判をもってはじめられたと言ってよいだろう。当時、島田錦蔵の森林組合論は地主的土地所有を擁護する論理を形成していたことや、その影響力が林業政策にも及んでいたことなどが、批判の対象となったと考えられる。さらには、島田錦蔵の森林組合論は土地組合を本質とする内容を持ち、これが戦後森林組合の協同組合的発展と対立する点であった。

ここでは、島田錦蔵の森林組合論（以下、島田理論と略称）の特徴について若干述べておきたい。まず島田理論は戦時体制下の林業展開を背景にして生まれたことが問題解明のポイントである。この時期にはあらゆる産業が国家統制のなかへ傾斜し、森林組合などの団体は「独占的木材統制機構」の末端機関としての役割をもたされていた¹⁾。そこで、島田理論は森林組合を土地組合と規定することにより、多数の中小零細の山林所有者を森林＝土地の範ちゅうに合体させ、山林所有者の人格的存在や主体性を副次的とした²⁾。言いかえると、森林組合は農山村、山村内部の生産諸関係の実態を土台にした組織体ではなく、森林＝土地を原理とした組織

体であるとしているのである。島田理論の土地組合規定は生産諸関係の対立、矛盾を捨象しているために森林組合の役割は何んらの媒体なしに国家干渉と結びつく。それゆえ島田理論は国家の資源政策の実現を合理化する理論として役立ち、それは今日でも払拭されないで残っていると指摘できよう。

次に戦後森林組合論に移ろう。戦後の森林組合の研究者は、森林組合の協同組合論の構築をめざしていた。特に1950年代から1960年代にかけて、森林組合研究の焦点は、森林組合の経済事業が組合員の利用程度にかかわってどう展開しているかにあった。この分析視角から、研究者らは協同組合的発展の原型を模索したのである。この立場からの研究は例えば川田嗣郎、江畑奈良男、兼岩芳夫などに代表されよう。

川田は土地組合規定の批判を足がかりに、資本的観点に立脚した近代的な森林組合の発展を意図し、積極的な資本導入による森林組合の強化を主張した³⁾。江畑は実態調査をふまえ、行政から分離した森林組合の組織体制の確立を求めていた⁴⁾。また兼岩は天竜林業地帯の森林組合の活動に注目し、組合員の利用実態を追うとともに経済事業の発展が経営体としての森林組合の機能となることを指摘し分析している⁵⁾。

彼らはさまざまに問題点を指摘しているが、共通して小規模山林所有者の森林組合利用の乏しさをあげている。この利用の低さが森林組合の発展を困難にしていると述べている。彼らは協同組合的発展を森林組合に期待するという問題意識をもちながらも、組合員問題の位置づけを利用実態にだけおしこめてしまったのである。

1970年代になっても、組合員をめぐる問題は重視されてはいたけれども、事業拡大を続ける森林組合自体の解明が先行していた。この期の森林組合研究は、森林組合の現実的な活動を高く評価し、経営分析による資本機能を研究課題とする傾向にあった。例えば、熊崎実⁶⁾、福永義照⁷⁾らがこれを代表している。一方、船越昭治などは地域林業における森林組合活動の基盤を、村落を中心とする地縁的關係から見い出そうという方法を試みている⁸⁾。

笠原義人は森林組合経営の分析に埋没した従来の見解を修正する意味をこめて、あえて農民的育林生産者の規定を導入し、森林組合発展の担い手育成を強調したのである⁹⁾。

以上のように、森林組合研究はさまざまな問題意識と視角から深められてきたが、組合員と森林組合との諸関係を明らかにした論考は少ないと言える。現段階において森林組合の展望を明らかにするためには、森林組合が現実にかかえている問題や矛盾を明確にする必要がある。

2) 課 題

本稿では森林組合論を展開するというのではなく、森林組合が定石どおりに協同組合的発展の途を進むのはむずかしい現状をきちんと把握すべきであると考えている。すなわち森林組合に対する過剰な期待は現状をともしれば歪曲し、将来展望を見失うことになりかねない。また森林組合の経営分析からのアプローチは、組合員の实態を軽視する恐れをもっている。実態

重視の研究でも、森林組合の先進事例をとらえて、我々に森林組合発展の典型ないし規範を示してくれる。しかしながらこうした先進事例は高い評価を受けるが、森林組合一般に共通した素材を提供するには至らない。我々はより具体的かつさまざまな森林組合の展開事例の集積が必要であるように思う。まして森林組合の展開は、地域林業の歴史的特質や農林業の地域的格差などがからんでおり、ひとつの類型におさめることのできない側面をもっている。

本稿ではそれぞれの事例がもっている特徴を整理し、今日の森林組合がかかえている共通の問題を明らかにしたいと考えている。北海道において今日の森林組合の状況を見ると、森林組合は単純な組織体つまり組合員のための組織体に徹し切れない状態にあること、まして森林組合は、国有林や道有林の占める割合の高い所有構成のもとで事業展開をとげなければならない状況にある。森林組合は高い事業量を維持するためには、あらゆる所有関係を結ぶだろう。そのために森林組合と組合員との関係は常に乖離する条件を含みつつ展開しなければならないのである。

以上のような認識に立脚して考えると、本稿の研究課題は、組合員ばかりでなく森林組合をめぐる所有諸関係を視角に入れた森林組合の事業展開と組合員の実態を明らかにするものではない。

3) 方 法

本来、森林組合はその経済事業をつうじて組合員全体の利益や組織化に役立っていなければならない。しかしながら森林組合は単に組合員の受託だけで維持できるものではなく、あらゆる諸関係を経済事業のなかにとり入れ、森林組合全体を維持する。森林組合はある面で、資本の論理を貫徹しようとしている。さてそこで、本稿の課題に対して、必要とされる方法について述べておこう。ここでは森林組合をとりまく所有関係についてである。北海道の私有林業はカラマツの人工造林を主体としており、将来カラマツ材生産の生産地として期待されている。しかしながら現在、若齢級のカラマツ人工林が大半を占めている。さらに私的林野所有の形成は都府県にくらべて遅く、その土地利用も粗放であると言われてきた。それだけに北海道では国有林経営を主軸とする林業構造が特質として指摘されている。また森林組合は後発の林業資本として既存の林業資本に対抗するだけの諸関係や組織化を十分に確立するに至っていない。

このような認識に立脚して森林組合や組合員をとりまく状況を、所有諸関係から述べておく。1975年現在、北海道の森林面積は5,640千haである。所有形態別にみると、国有林3,235千ha（全体の57%）、道有林6,174千ha（同11%）、市町村有林2,614千ha（同5%）、私有林1,528千ha（同27%）、となっている。ただし私有林は農家、非農家そして会社有林、団体林などがふくまれ、その所有構成は複雑である。私有林についてさらに整理しておく。北海道林業統計（1975年）によれば、私有林1,528千haのうち農家林502千ha（私有林全体の32%）、非農家522千ha（同34%）、会社有林397千ha（同26%）となっている。北海道において、森林組合は農家、非農家をあわせた約1,024千haが主たる組合員として組織できる森林面積であ

る。その他に市町村有林や団体林（例えば農協など）なども、一応組合員として加入を認めている。これら市町村有林もあわせて約1,286千ha（北海道の森林面積の23%）が森林組合の事業対象となるにすぎない。組合員の加入率は低下しつつある現在、さらに事業対象がせばまっていることは明らかであろう。

一方、森林組合の組合員加入状況を見ると、森林組合統計（1975年度）によれば、地区内外の所有者138千人に対して組合員数67千人、加入率49%である。このうち地区内居住組合員数が57千人、加入率42%、そして地区外居住組合員数10千人、加入率7%となっている。地区外の組合員の加入率が極端に悪い。さらに1970年度の山林所有規模別の加入状況を見ると、5ha未満が50%、5~10ha 67%、10~20ha 72%、20~30ha 74%、30~50ha 74%、50~100ha 70%、100ha以上64%という加入状況となっている。5ha未満の加入率が低いことがわかる。しかし現実にはこのような加入率と経済事業の利用状況とは合致せず、地域によって、あるいは森林組合によって異なっていることを知らなければならない。

まして森林組合の事業展開はその地域を越えて活動し、あるいは組合員以外のところがかかわるようになると複雑に変化する。

さてさらに森林組合をめぐる所有諸関係を具体的に整理して述べておこう。市町村有林との関係は以前から指摘されているように、行政機関の末端に位置する森林組合として分析されている。行政の末端機関の森林組合という規定は主にこの市町村有林をめぐる競合ないし協力関係を根拠としている。

次に国有林や道有林は森林組合とは異質な経営体であるために組織外の存在である。しかしこれら経営体は時には労働力調達組織として利用するし、森林組合も国有林、道有林から事業を請負という機会が与えられる。大規模山林所有者は「栄林会」の会員となる他、自らの労働組織と施業計画の下で独自の経営展開をとっている。あるいは彼らは製材業、商業などを兼ねるなどしている。組合員として森林組合に加入する者もいるが、不在村者であったり、森林組合に非協力という関係をとったりその組織化は一定せず困難である。

多数を占める林家のうち、非農家の存在は農家と同じくらい重要ではあるが、現実には多種の職業階層からなり、しかもその所有権の移動も激しい。山林所有は農家以上に財産保持的であり、その実態把握は最も困難な状況にある。現在、森林組合の組織上の大きな課題となっており、森林組合は森林の信託等をつうじて事業拡大を図りたいとしている。

最後に農家である。以上述べたように、これら農家は組合員として組織されることが重要である。しかも森林組合法の目的や協同組合一般の理念の適用から考えれば、森林組合の中心的な構成員でなければならない。ばく然とした山林所有者の組織化よりも、具体的な所有者を確定することにより、森林組合の活動な強固となるだろう。そして森林組合の存在意義はここから提起されなければならない。

以上、所有形態別の視点から森林組合をめぐる所有諸関係を述べたが、それは複雑な諸関

係を形成し、これが森林組合の事業展開となると、さらにさまざまな問題が派生してくる。本稿では、いくつかの事例を対象するにあたり、以上述べたあらゆる所有形態と森林組合との関係、森林組合の事業展開の地域的ちがい、組合員の対応や実態等をみなければ、森林組合全体のことが明らかにならないと考える。先の課題にこたえるために、本稿では、美瑛町、当別町、本別町の各森林組合の事例を選定した。各事例の意義は以下指摘しておく。なお三事例の位置図は第I-1図のとおりである。



第I-1図 調査事例の位置図
— 北海道 —

(1) 美瑛町森林組合

美瑛町における私有林の占める割合は約30%の約14千ha、そしてその人工林率58%となっている。カラマツの人工林の集積地帯として発展し、また苗木の生産地としても戦前期から知られている。大雪山麓に広がっている里山地域はカラマツの生育に適し、その地形は波状丘陵をなし、この地域の農業は畑作および稲作が主である。

以上のような背景のもとで、いわば北海道的な農民造林が進展し、森林組合もこれを基盤として発展してきたのである。この北海道的農民造林の集積とこれを組織してきた森林組合との関係は、森林組合発展の数少ない事例として特筆される面をもっている。

(2) 当別町森林組合

当別町は、札幌市近郊にある農村で、稲作を中心とする農業地帯のひとつである。私有林の地域において占める割合は19%の約5千haにすぎない。道有林が約19千haを占め、当別町の周辺町村では国有林が大半を占めている。このように当別町は私有林の位置が低い。それにもかかわらず森林組合は製材工場やチップ工場を経営事業の主体をなし、同時に労務班組織が事業発展の担い手として活動している。この森林組合は5億円以上にのぼる総収益をあげ北海道の森林組合のなかでもトップクラスに属している。

こうした森林組合の事業収益の源泉は、農民を中心とした組合員ではなく、道有林や国有林へのほぼ全面的な事業請負によって得られている。ここにこの森林組合の特徴があり、今日的な森林組合発展の本質が見い出されるのである。

(3) 本別町森林組合

本別町は、周辺町村の足寄町や陸別町、浦幌町とともに国有林を中心とした林業展開がひとつの特徴をなしている。同時に大規模山林所有者の私有林に占める割合が高く、周辺町村でも30~40%近くになっている。いわば北海道林業の特質を有する所有関係がみられるのである。

私有林は約13千haで当該地域の森林面積の約54%を占めている。このうち100ha以上の大規模山林所有者の面積が約3千~4千ha近くを占めていると言われている。

こうしたなかで本別町の森林組合は林業構造改善事業の実施されるまで、いわゆる弱小組合として低迷し、組合長は半ば名誉職化していたのである。最近では事業量を伸長させつつあるが、小規模山林所有者を十分に組織するだけの基盤にまで拡大していない。それは、主にこの地域に特有の山林所有関係の影響が強く働いているからである。

注

- 1) 1939年の森林法改正は森林組合の改編を意図して実施された。「かくて森林法の改正によって森林組合は、森林の伐採を統制し、計画化するための戦時林業統制の下請機関化されることになり、木材伐採統制の直接の担当主体として規定されることとなった」(山崎慎吾：『日本林業論』、潮流講座、経済学全集第三部、潮流社、1950年)。
- 2) 島田錦蔵の森林組合論によれば、森林組合というのは個人的利益や森林所有者の経済的利益よりも、森林のもっている全体主義的利益のために重視しなければならない。それゆえに森林の改良が第一の目標となり森林組合は物(=物体)をつうじた対物団体として性格づけられる。以上のように理解することができる。
- 3) 小田嗣郎：『森林組合の性格』、三重大学農学報、1956年。
- 4) 江畑奈良男：『森林組合の分析工』、農林省林業試験場研究報告、1956年。
- 5) 兼岩芳夫：『森林組合の組織と経営』、林業経済、第11巻、第8号、1958年、『森林組合の機能と性格について』、林業経済、第5巻4号、1952年。
- 6) 熊崎 実：『森林組合事業の展開とその問題点』、林業経済、第301号、1973年。
- 7) 福永義照：『森林組合の機能分析に関する研究 I, II』北海道農林研究、第35、37号、1969年、1970年。
- 8) 船越昭治編著：『森林組合の展開と地域林業』、日本林業調査会、1975年。
- 9) 笠原義人：『現代日本森林組合論序説』、九州大学農学部演習林報告第49号、1975年。

II. 美瑛町森林組合

1) 地域の概況と戦前期の農林業

① 地域の概況

美瑛町は大雪山系の十勝岳山麓の波状丘陵地帯に形成され、総土地面積 67,239 ha を擁している。そして当町は東川町、神楽町、上富良野町にかこまれ、旭川市と富良野市を結ぶ国鉄富良野線が美瑛町の主要な交通、運輸の手段となっている。

町人口は1975年現在 15,719 人であるが、1960年の 20,718 人をピークに減少しつつある。1967年、20,320 人、1969年 19,499 人、1970年 18,002 人、1972年 17,746 人と、最近では減少のテンポが早くなっている。次に産業別就労人口の推移をみると、総数では、1965年 10,327 人、1970年 9,682 人、1975年 8,335 人と減少し特に第1次産業部門の減少が著しい。これを総数に対する割合でみると、1965年の 58% が、1975年 45% にまでおち込んでいる。とは言っても、農業は美瑛町の主要産業であり、農業に関連した加工業がみられる。例えば、合理化澱粉工場、ホクレン食品工業、アスパラ工場、そして白金共同模範工場などである。

現在の農業概況について触れておきたい。1975年現在の経営耕地面積は 10,542 ha である。このうち田面積の割合が 27%、畑面積 72% と畑作面積の方が大きい。この畑作の作目はまめ類が最も多く 2,561 ha である。次にイモ類 1,744 ha、雑穀類 1,084 ha と行った構成をなし

ている。上川支庁管内は稲作地帯として知られているが、美瑛農業は畑作経営の比重が高い。農家戸数および農業就労人口は、1975年現在1,265戸、3,391人の現況を示しているがともに減少傾向にある。とりわけ農業就労人口の減少率は1965年から1970年にかけて24.5%、1970年から1975年24.8%と高い。

次に林業の概況についてみる。森林の総面積は1975年現在、48,574 haで、林野率72%となっている。これを所有形態別にみると、国有林32,845 ha、私有林14,125 ha、町有林1,604 haとなっている。森林蓄積では国有林3,236千 m^3 、私有林820千 m^3 、町有林135千 m^3 のとおりであるが、さらにha当り蓄積をみると国有林99 m^3 、私有林58 m^3 、町有林84 m^3 である。なお私有林はカラマツの人工林率が高く、1977年現在58%に達している。しかし若齢級のカラマツ人工林が大半で、主伐期に達する人工林は少ない。

私有林では林道開設がめざましく、これが人工林率の高さにも結びついているのである。1978年までの実績をみると、生産林道24路線、37,195 km、公共林道5路線、49,226 kmとなっている。その他、苗木生産も活発であり苗畑経営は営林署、森林組合などもふくめて6団体が苗木の生産販売等をおこなっている。

② 戦前期の農林業

美瑛町は1893年の殖民区画設定により、翌年から入殖が開始された。戦前期の沿革をみると、1900年隣接の神楽村より独立分村して戸長役場が設置されている。1899年に国鉄富良野線が旭川市と上富良野町とのあいだで開通しており、これを契機に入殖が盛んとなっている。1912年頃になると、農場の進出もみられ、次第に人口も増加するようになった。人口は1900年1,170人にすぎなかったが、1912年5,533人となっている。やがて1915年に2級村制に昇格し、同年には1級村制となっている。1940年、町制が施行され、人口は15,374人へと増加している。

一方農業人口も増加しており、1907年2,675人、1912年5,490人、1916年7,721人となり、そして1935年には戦前期最高の11,223人に達した。この年に小作争議がおり、これを機に農場は次々に解散していった。この間の農業動向をみよう。まず耕地面積は1902年155 haにすぎなかった。1912年には311 ha、1916年600 ha、1919年842 ha、1935年1,020 haと年を追うごとに拡大している。作目構成をみると、開拓当初は雑穀類が大半を占めていた。1919年頃になると亜麻や除虫菊などの導入もあったが、雑穀類423 ha、麦類1,117 ha、そしてイモ類89 ha、稲作96 ha等となっている。このなかで稲作は戦前期200 ha水準にまで伸びるが、以上のような作目構成は大きく変化することはなかった。

次に林業について述べよう。農業開拓の進展にともない、森林伐採が盛んであった。1903年当時の木材伐採量は6万石に達していたと言われ、この生産量は当時の雑穀類の生産額を上回るほどであったということである。当初、製軸所が設置されマッチの軸木生産をおこなっていたが、やがて製材工場の進出もあって用材生産へと重点が移っていった。1939年、旭川市に

国策パルプ工場が設立され、木材生産は一層増大した。町史によると、1939年の素材生産は5,333石、製材15,354石、そして1940年には素材生産が34,000石、製材15,402石へと拡大している。戦時体制下においてはさらに木材伐採が強化されたのである。一方1919年、河村の手によって苗木生産が開始され、1923年には竹内種苗が苗畑経営に着手している。1926年、上川支庁に奨励苗畑が2カ所設置され、そのひとつが美瑛町に設けられたのである¹⁾。

道庁の段階ですでに「荒地造林補助規程」(1920年)や「樹苗下付規程」(同年)が公布され、民間の造林奨励に力をいれていた時期でもあった。この美瑛町ではこの時期を前後して、いち早く苗畑経営がおこなわれたのである。こうしたことが、カラマツ人工林の拡大に影響を与えたものと言えよう。

注

- 1) 美瑛町の奨励苗畑設置については次のような理由をあげている。「本苗圃は美瑛町市街に近く周囲は農地であり人夫及び物資の供給容易にして且つ交通至便なので苗圃経営上好適条件を備えている。土壌は美瑛川の沖積土にして砂質壤土であり深度深く排水良好にして播種並床替共極めて好適」(橋詰興博、「上川支庁美瑛奨励苗圃の概況」,北海道林業会報,1935年,第394号)。

2) 戦後農林業の動向

① 農業の動向

1950年代および1960年代を振り返ってみると、農業は冷害と凶作に対する不安がつきまとい、農業経営は必ずしも順調ではなかった。1956年から第1次農業振興計画が実施されたが、この計画が終る1959年には農家負債推定額が760戸で7億8千万円にも達していた。農業基本法の制定された1961年においても農家負債額は、1戸平均580万円であった。さらに1969年の冷害時には、その被害総額が8億3,700万円に達し、この年に100戸の大量離農をみている。

そのため農協や町は冷害や凶作を克服する経営改善を講じてきた。例えば、1950年頃よりリンゴ栽培に乗り出したり、アスパラ工場を誘置したりしてきた。やがて1960年代になって、第1次農業改善事業計画(1966年～1969年)、酪農近代化計画(1966年～1969年)、その他に農地開発事業、土地改良事業などの大型事業を導入して農業経営の安定につとめてきた。

やがて、冷害や凶作を契機に畑作単一経営が後退し稲作経営が次第に広がっていた。例えば、畑作面積は1960年9,600haであったが、1970年には7,646haにまで縮小し、稲作面積は1960年1,900ha、そして1970年3,355haと拡大している。それでは、1965年以降の農業経営の状況について述べよう。

まず専業別農家戸数、そして作目別収穫面積等の変化についてみておく。第II-1表によると、農家戸数は1965年2,008戸であったが、それ以降減少し、1970年1,630戸、1975年1,265戸と減少、この10年間に1千戸近くが離農などしている。専業農家についてみると、1965年の専業農家は1,422戸で71%の専業化率を示していたが、1975年には専業化率61%と10%

第II-1表 美瑛町の農業経営状況

(単位: 戸, ha 頭)

			1965	1970	1975	
農 家 戸 数 (戸)	計		2,008	1,630	1,265	
	専 兼 別	専	1,422	1,070	776	
		1	449	430	352	
		2	137	130	137	
経 営 耕 地 面 積 (ha)	計		11,824	11,099	10,542	
	田 計		2,444	3,303	2,892	
	畑	計	9,156	7,581	7,596	
		普 通 畑	8,068	6,942	5,967	
		牧 草 専 用 地	718	602	1,454	
作 目 ・ 家 畜 (ha)	主 要 作 物 収 穫 面 積	稲 作	2,113	2,937	1,267	
		麦 類	198	67	518	
		雑 穀	937	991	1,084	
		い も 類	2,600	2,162	1,744	
		ま め 頭	2,509	2,340	2,561	
		工 芸 作 物	991	731	306	
		飼 料 作 目	()	937	1,759	
	畜 (頭)	主 要 家 畜 数	乳 牛	791	1,532	2,501
			肉 牛	20	88	761
			豚	1,351	2,412	3,083
農 産 物 販 売 金 額 数	稲 作	666	808	375		
	雑穀・いも・豆類	1,140	650	639		
	工 芸 作 目	33	10	2		
	酪 農	79	79	67		
	養 豚	15	16	1		
	そ の 他 家 畜	1	1	8		

注) 65, 70, '75年農業センサス。

近くの低下となり、専業農家も776戸と半減している。

兼業農家は第1種および第2種兼業とも相対的に減少し、ゆるやかな農家の兼業化よりも、一挙に離農へ進むという傾向が目立つと言える。さて次に主要作物の収穫面積の変化をみると、「減反」の影響を受けた稲作は1970年の2,937haから縮小して1975年には1,267haとなり、1950年代水準に後退してしまった。普通畑は1965年以降減少しており、1970年7,581ha、1975年5,967haとなっているが、まめ類が2,340ha(1970年)から2,561ha(1975年)、麦類が67ha(1970年)から518ha(1975年)などが再び拡大ないし復調のきざしをみせている。

最近では、酪農や養豚が導入されており、とくに乳牛は1965年791頭、1970年1,532頭、1975年2,501頭と著しい増加をみせている。農産物販売金額で第1位農家戸数をみると、雑穀類、イモ類、まめ類等を栽培する農家は減少しているが、これらの農家の占める割合は依然として高い。稲作は1975年現在375戸と少ない。酪農や養豚はその飼養頭数がふえているとは言え、1975年をみると酪農67戸、養豚1戸にすぎないのである。

このように最近の傾向として、稲作や畑作の単一経営が減少し、田畑をはじめとする混同ないし複合経営が多くなってきている。

次に耕地規模別に農家戸数の変化をみる。第II-2表によれば、先述したように農家戸数は減少し、1976年には1,237戸となっている。ところが、冷害等の影響で農家減少のみられた1950年代とちがい、最近の戸数減は農業後継者の不足、農業従事者の老齢化、そして「減反」などの農業政策のいわば農民不在の要因等がからみ、深刻な問題へと変化しつつある。このような前提に立ち規模別農家の変化を述べたい。

まず経営規模の拡大がみられる反面、多くは経営規模の拡大条件が悪化していることである。先の第II-2表によると、規模拡大の基軸は1960年から1965年にかけて7.5ha前後であった。1970年以降になると、10~15ha、そして15ha以上への上昇している。ところが、農家戸数の約7割を占める10ha未満の農家減少の方が著しい。とりわけ3~7.5ha前後の農家の低迷がみられる。規模拡大によって上向化する農家は、最近では鈍化の傾向があり、かつまた中規模農家は現状維持的な状況に置かれている。

第II-2表 耕地規模別農家戸数の変化 —美瑛町—

(単位：戸)

	総戸数	1ha未満	1~3ha	3~5ha	5~7.5ha	7.5~10ha	10~15ha	15ha~
1960	2,326	97	412	770	716	234	85	12
1965	1,904	87	214	482	601	298	178	44
1970	1,557	92	127	319	410	282	244	83
1971	1,469	84	138	292	343	235	268	109
1972	1,403	82	130	273	302	207	280	129
1974	1,325	77	115	248	273	207	254	151
1975	1,265	71	116	228	248	198	255	149
1976	1,237	63	111	212	248	221	244	158

注)「美瑛町の農業」(美瑛町, 1978年度版)より, 原資料は農業基本調査及び農業センサス。

耕地面積にくらべて収穫面積は全般的に縮小し、単一作目に依存する安定した農家が減少しているという動向も影響していると言えよう。また、畑作地に対するカラマツの造林が進行しており、単なる荒廃地へのこうした植林転用から畑作地全般にわたる植林化へ変化している事実も、ここで指摘しておかなければならない¹⁾。しかもこの植林転用は中規模農家を中心にさらに拡大しているのである。美瑛町農業は稲作や畑作などを経営基盤としながらも、これを

担う農民層は賃労働などの兼業化を深めながら田畑混同ないし、養豚、乳牛を導入したり、「減反」以降の農業変化に対応しているのである。

② 林業の動向

林業の動向については国有林よりも私有林を中心に述べ、特にカラマツの人工造林の動向について整理する。戦後の町の農業施策においても農民の山林所有を重視し冷害や凶作時に常にカラマツ造林等を奨励してきた。例えば、1959年、町立病院建設の財源をねん出するために町は森林組合をつうじて、町有林の払下げを実施した。そのために町は町有林を希望する農家に分割所有させ、農家林造成をはかった。また時には、町は地元営林署をつうじて冷害を受けた農家に薪材の払下げを要請している（1962年）。

時期をさかのぼってさらにみると、1956年から1957年に実施された「新農山漁村建設事業」では、「林業経営モデル施設」として630千円、下刈機5台、656千円が計上されている。また1956年～1959年の第1次農業振興計画では土地利用の高度化の一環としてシイタケ栽培に9千本のホダ木、20千円、カラマツ人工林除間伐35.6ha、1,650千円、天然林除間伐977ha、6,340千円、耕地防風林60ha、2,100千円、その他保育事業に660千円が投下されている。

第2次農業振興計画（1966年～1967年）でも林業振興費として18,816千円が計上され、林業構造改善事業も道内では最も早くに導入されている。

以上のように、私有林振興は町の助成によっても支えられ、冷害や凶作に備えた農家林の造成と育成が農業政策のなかにとりいれられてきたと言えよう。

さて町には戦前期より民間の苗畑経営者が活動しており、戦後も積極的な経営をつづけている。第II-3表にみるように、戦後になってからは美瑛営林署が1949年に苗畑に着手し、日

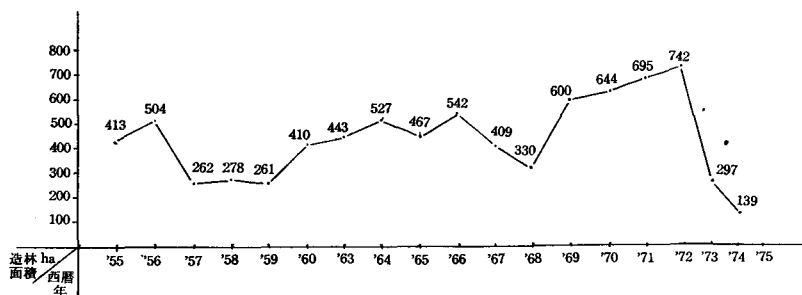
第II-3表 美瑛町の苗畑業者の概況 —1968年—

	営林署	日本造林(KK)	森林組合	河村苗畑	竹内種苗	谷本苗畑	
設 立	1949年	1957	1953	1919	1923	1966	
苗畑面積	7.2 ha	4.9	5	30	30	16	
育苗総本数	486千本	921	1,307	2,000	2,002	2,700	
樹種別苗木生産	トドマツ	394千本	431	39	2,000	500	100
	カラマツ	—	76	901		1,300	—
	ストローブ	92千本	336	5	—	50	—
	グイマツ	—	15	—	—	—	—
	トーヒ	—	13	—	—	30	—
労働者数	18名	8	10	28	55	家族経営	

注) 美瑛町史(1968年)412ページより引用。

本造林(株)が1957年、そして森林組合は1953年に苗畑をはじめている。一方民間業者では、戦前からの河村苗畑や竹内山林種苗はさらに経営を拡大し緑化木生産もおこなっている。この間、民間苗畑業者のなかには廃業したものもいるが、苗畑業は個人経営から大手の業者や林業団体の手に移り、苗木生産の供給地として定着している。

次に町の造林実績とその推移をみると、第II-2図のとおりである。これによると、1957年から1959年にかけての造林は200ha水準で低迷しているが、「農家林創設事業」のはじまる1960年以降から増加している。やがて年間造林は400ha~500ha規模に拡大し、1968年頃を境にしてさらに600ha~700ha水準へと上昇している。このようにみると、戦後の私有林の造林は1968年以降森林組合による造林拡大が顕著であるが、それ以前の段階は町農業政策とも関連した農民造林が主力をなすという特徴を示している。



第II-2図 美瑛町における私有林の造林動向 (単位: ha)

注) 各年度別造林実績(北海道・林務部)補助造林のみの実績

ところで造林が活発であったのは、これら農家経営が安定していたからではなく、逆に冷害等に備えるために農家は短伐期収穫のカラマツ造林に期待したのである。しかし1960年代半ば頃から、これらの農家の山林が村外の不動産資本に買占められるという状況となり、すでに1963年から1970年のあいだに山林・原野約2,292haが農民の手から離れている²⁾。同様に「農家林創設事業」に参加した農家は、1972年頃の林地価格高騰に乗じて、林地を売却するという事態にまで発展した³⁾。

こうした一方で農民は農耕地に植林するという傾向もあり、造林集積が安定していくためには、農民自身の努力が必要とされている。

第II-4表 山林所有規模別農家林家数

—美瑛町— (単位: 戸, %)

	農家林家数(戸)		構成比(%)	
	1975	1970	1975	1970
総数	854	1,119	100.0	100.0
~1 ha	194	285	22.7	25.4
1~5	405	534	47.4	47.7
5~10	143	181	16.7	16.1
10~20	76	98	8.9	8.8
20~50	32	18	3.7	1.6
50~100	3	1	0.4	0.1
100~	1	2	0.1	0.2

注) '70年世界農林業センサス。

'75年農業センサス。

第II-4表は山林所有規模別にみた農家林家数の動きである。1970年から1975年にかけての変化をみると、1970年の1,238戸のうち90%にあたる1,119戸が、いわば農家によって山林が所有されている。この農家林家は1970年の1,119戸から1975年の854戸へと265戸の減少となっている。実際にはこれ以上の変動があるとみてよいだろう。

さて所有規模別にみると、5ha未満では農家林家が約70%を占めている。100ha以上の所有者は1975年現在4戸にすぎない。50ha未満をふくめると農家林家は小規模所有者から構成され、その減少も10ha未満に多い。人工林率50%以上という高さで人工林の集積度からみて、北海道では高い水準にあるが、その主な担い手はこうした小規模山林所有者の農家に負うところが大きい。

注

- 1) 梶本孝博の調査によれば、上川支庁や網走支庁の植林転用が他の支庁にくらべて進んでいると指摘している。1973年の全道植林転用による農地造林面積は1,820haである。このうち上川支庁は26%の480haとなっている。そして美瑛町が特に目立ち、1966年から1973年までの農地法4条転用は231件(但し知事認可のみ)となっている。すでに1964年から6年間の植林転用面積は、美瑛町で688haに達し、それ以降もさらに増加しているものとみられる。(梶本孝博:『北海道における民有林所有構成の再編成過程に関する実証的研究』北海道大学農学部演習林研究報告, 第35巻2号, 1978年)。
- 2) 福永義照:『林地移動に揺らぐ民有林と森林組合』(『森林組合』全森連, 1973年6月, No. 36)。
- 3) 「農家林創設事業」にかかわる山林の買占め状況は、霜鳥茂の調査によって明らかである。例えば、美瑛町置弁牛地区の農家林719haのうち、442haが不動産資本に買占められている。またルベンベ地区では同会社によって153haのうち148haが買占められている。(霜鳥茂:『北海道における林地流動化の態様と構造 (I)』, 北海道大学農学部演習林研究報告第34巻第1号, 1978年)。

3) 森林組合の事業展開

① 森林組合の設立

1942年2月、美瑛町森林組合の設立が決まり、翌年1月27日第1回通常総会が開催された。森林組合の目的は「組合員の所有する森林の経営をなし、森林生産の保続を図る」¹⁾としている。戦時体制末期の設立であったために、森林組合はその面で規制されたこともあるが、まず製材工場に乗り出している。森林組合は町有林からの木材払下げなどによって製材加工をおこない、次第にその規模が拡大している。1946年には30馬力のバンドソー製材機を導入するまでになった。

第II-5表は1943年から1948年までの事業内容の一端を示している。製材工場については1943年の備考欄にあるように、組合員の「不採算林分」を伐採するためとして、移動製材機を導入している。製材加工量をみると、1945年358m³、賃挽598m³、1946年889m³、賃挽666m³、1947年1,042m³と増加している。一方工場労働者は1947年に14人となっている。

次に素材生産をみると、「不採算林分」の伐採をはじめとし、坑木や復旧材等むけの木材が生産されている。素材生産量は1943年1,386m³、1944年964m³(カラマツ)、1,390m³(広葉

第II-5表 戦時体制～戦後経済混乱期の森林組合事業状況
—美瑛町森林組合—

	事業内容	備考
1943年	美瑛町内に667千本の苗木幹旋1,386 m ³ の素材生産（このうち417 m ³ 直営） 直営製炭21基築窯中	地区内の不採算林分を有利に図るために移動製材機を設置。 直営苗畑，労務団結成
1944	素材生産964 m ³ （カラマツ） L材1,390 m ³ おこなう 製炭22,710貫生産，マキ50千本生産	
1945	製炭6,164貫生産 製材加工358 m ³ ，賃挽598 m ³ 生産	集団帰農者入地予定地66 haの素材生産開始（薪材6,640 m ³ ，用材5,186 m ³ ）
1946	木炭400俵出荷 製材加工889 m ³ （賃挽666 m ³ ）	緊急開拓用地（248 ha）の立木を燃料として16,680 m ³ ，用材500 m ³ を生産
1947	坑木695 m ³ ，復旧材222 m ³ ，国有林材薪材6,394 m ³ ，製材加工1,042 m ³	30馬力の定置式バンドソーの導入 工員14名となる。
1948	素材生産販売不振 特別決算を組む 損失129万円	農林中金，道森連より 設備資金及び事業資金借入

注) 森林組合資料より引用作成。

樹)の実績をあげている。特に1945年から1946年にかけては集団帰農者入地予定地66 ha，そして緊急開拓用地248 haを対象とする素材生産が開始された。この期間に森林組合は町の委託をうけて薪材23,320 m³，用材5,686 m³の生産をあげ，素材生産をはじめとする製材等の事業がこれによって伸びたのである。

このような背景には当時の経済情勢の変化があったと言えよう。例えば，森林組合は1944年に、「造林や造材事業のために」と称して，部落ごとに「労務団の結成」を総会をつうじて呼びかけていた。それに森林組合は，同年「……決戦下森林生産の重要は言うを待たざる，役職員及び組合員一丸となって戦争目的必勝の大道を達成せんとす」と述べ事業の目的を明らかにしている。しかしついに1948年，素材生産の販売や製材加工の事業が不振となりこのことが森林組合全体に影響を与え，129万円の損失を計上してしまったのである。

② 1950年～1960年代の事業展開

最初に1940年～1950年代の森林組合の事業動向について触れておく。第II-6表によると，組合員数は1948年の793人から増加し，1951年には870人，そして1953年には907人となっている。森林組合は製材や素材生産などの事業の他に造林，苗木取扱をおこなっている。造林については1948年の168 ha，1951年153 haを除いて，どの年も100 ha以下であり，特に1952年は32 ha，1953年21 haと全く不振の状態であった。

森林組合は1948年の特別決算以降，製材加工への設備資金や事業資金を農林中金や道森連より借入れていることもあり，製材加工の事業を実施している。第II-7表をみよう。受託

第 II-6 表 1940~50 年代の森林組合の事業 —美瑛—

(単位：名, ha, 千本, m³)

	組合員数 (名)	造林 (ha)	苗木取扱量 (千本)	販売部門		
				素材生産 (m ³)	製材 (m ³)	加工 (m ³)
1984年	793	168	467	1,324	—	—
1949	797	86	189	1,369	53	264
1950	796	79	307	2,209	108	456
1951	870	153	28	9	161	578
1952	871	38	7	693	418	1,038
1953	907	21	80	532	1,046	()

注) 森林組合資料より作成。

第 II-7 表 1948~53 年森林組合加工事業および素材生産の状況

—美瑛町—

(単位：m³)

	受託加工 (m ³)				直営加工 (m ³)	素材生産 (m ³)	買取生産 (立木) (m ³)
	板類	挽板類	組合員用材 資材	計			
1948年	—	—	—	—	—	—	—
1949	47	153	58	258	52	33	1,158
1950	66	43	348	457	108	838	1,264
1951	99	62	667	828	161	()	9,879
1952	316	25	—	341	1,336	693	6,372
1953	1,046		—	1,046	1,045	532	()

注) 森林組合資料より。

() は不明。

加工量は1949年258 m³、1950年457 m³、1951年828 m³、1953年1,046 m³と上昇し、戦前水準に回復している。また買取生産も1950年1,264 m³、1951年9,879 m³と伸びている。ところが当時の製材加工の経営をみると、機械等の補修費、その他の工場諸経費が増大していたのである。例えば補修費でみると、1950年419円にすぎなかったが、1951年になると13,307円と32倍にはねあがっている。さらに1952年には20,278円、1953年60,255円と膨張している。一方工場諸経費も1952年554,139円、1953年810,672円とふえている。

こうして素材生産や製材量がふえているにもかかわらず、経営諸経費の高騰により事業縮小ないし廃業を前提とした森林組合自体の再編成は時間の問題となっていた。

ついに森林組合および組合長であった町長は、1951年11月の臨時町議会に「美瑛町森林組合負債整理調査特別委員会」の設置を要請した²⁾。この特別委員会は「……昭和23年(1948年)より毎年赤字を出し、現在その累積赤字は700万円に達している³⁾」とその実情を報告して

いる。一方町長はその打開案として、森林組合役員 30 万円、組合員 120 万円、町 50 万円の特別増資をもって再建を図りたいと提案した。ところがこれに対して特別委員会は町費をもって再建することは適当でないと反論した。やがて収拾案が出され、役員 50 万円、組合員 120 万円を増資し、これで足りない場合に町費 50 万円以内で補助するとした。

当時森林組合の負債総額約 680 万円は役員、組合員、一般寄付金などを差引いた約 480 万円は今後の事業活動で解消していくということになった。1952 年、森林組合は「負債整理計画書」、「資産処分計画書」、「事業計画書」を作成しあらたな出発に期待することになった。とりわけ森林組合は「造林苗木の自給化と組合基礎確立のため昭和 27 年より委託苗圃を継続経営する」として、造林振興を中心とする森林組合を展望した。

森林組合は相当の負債をかかえていたために、1951 年再建整備団体の指定をうけ、1954 年、製材工場を閉鎖し、さらに 1958 年組合長が交代した。同年委託苗畑は直営苗畑に切りかえられた。1959 年、「第 1 次森林組合振興計画」の樹立をみた。同年には「農家林創設事業」の開始と木材共販体制への着手など、森林組合はこれまでにない展開方向を明らかにすることとなった。森林組合は組合員からの協力も得られ、出資金が 1954 年 1,128 千円、1958 年 2,213 千円、1962 年 3,899 千円と増資された。

次に 1954 年から 1960 年までの事業展開をみておこう。第 II-8 表はこの期間の事業概況を示している。これによると、種苗生産であるが 1954 年 88 万木の山出苗木と 90 万本の養苗、1955 年 82 万本の山出苗木と 8.5 万本の養苗があり、1957 年には 40 万本の山出苗木と 22 万本の養苗となっている。販売部門をみると、全般的に一般用材、坑木が減り、パルプ材が増加している。そのパルプ材であるが、1958 年 417 m³、1960 年 2,187 m³と急増している。薪材は

第 II-8 表 1950~60 年代、組合事業の概要 — 美瑛町森組 —

	種 苗 生 産 部 門	販 売 部 門	購 買 部 門
1954 年	カラマツ山出苗木 (88 万本) カラマツ 90 万本養苗 (直営)	伐 採 902 ha 用 材 2,851 m ³ 薪 材 5,117 m ³	41 万本苗木購入
1955	直営苗木生産 85 千本 委託苗木生産 1140 千本 これらのうち出山し 821 千本	薪 材 2,765 m ³	トドマツ 438 千本 シイタケ駒 5,900 本
1958	カラマツ 389 千本 トドマツ 20 千本 ストロープ 1,800 本 (直営生産)	坑 木 89 m ³ パルプ材 417 m ³ 一 般 材 222 m ³ そ の 他 228 m ³	カラマツ 68 千本 トドマツ 37 千本 ストロープ 28 千本 そ の 他 24 千本
1960	カラマツ 196 千本 トドマツ 8 千本 ストロープ 18 千本	パルプ材 2187 m ³ 一 般 材 683 m ³ そ の 他 585 m ³	カラマツ 534 千本 ストロープ 21 千本 そ の 他 24 千本

注) 森林組合の資料。

1954年の5,117m³から2,765m³へと半減している。一般材も1954年2,851m³、1958年222m³、1960年660m³と、以前ほどの伸びがない。事業利益だけをみると、森林組合は1958年128千円、1960年117千円と低いが、欠損金は1958年2,262千円から1960年2,845千円に減少しており、徐々に回復にむかっている。

このような回復の契機は町と森林組合が一体となって実行した「農家林創設事業」（以下、農家林事業と称略）と「第1次森林組合振興計画」⁴⁾（以下、第1次振興計画と略称）によって与えられた。この第1次振興計画では木材共販体制を強化するために、次の点を重視した。

- i) 不採算林地、未立木地の効率的植林を新施業案に基づいて促進する。
- ii) 中堅組合員の基礎を拡大する。
- iii) 小面積所有組合員について農畜林の立体的農業経営の確立を目標として各機関と連絡提携して交換分合等を進める。

以上の点を中心に事業が進められたのだが、特に(3)については後述する農家林事業と密接であった。この農家林事業は次のような背景をもって町民や農民に呼びかけられた。「打続く冷害凶作と生産性の低い丘陵地帯の畑作を主とした経営により、農民や組合員は借入金の負担に悩んでおり、森林組合としては合理的な土地利用により農家林の造成に努めてきたのであるが、山林を所有しない農家が4分の1もあり、その対策に腐心していたところであった時町有林の売払問題が起り……」⁵⁾というものであった。

農家林事業はすでに(II-2)の②で述べたが、この事業は第II-9表に示したような計画をもって、1959年から1967年にかけて実施された。町は約948haの町有林や開拓離農跡地約341haを希望する農民や町民に、1戸当たり平均5~7haの割合で売払いを開始した。この事業に約200~224戸の応募があったと言われている。森林組合は土地購入者のために、林地購入資金を農林中金のプロパー資金から借入れるという方法をとった。当時、林業には林地購入に関する資金制度はなく厳しかったと言われたが、農家林の趣旨と意義が認められ、農林漁業金融公庫、林地取得資金制度の実現となった。

第II-9表 農家林創設事業実行計画 —美瑛町—

(単位: ha, 石)

地区名	対象面積	伐採材積	造林実績	実施期間	対象林家(戸)	備考
オキキニウシ	875.5	33,181	408.05	1959~'66年	約140~164	町有林
ルベシベ	72.0	11,480	24.56	1959~'64年	17	町有林
二股	180.20	—	141.74	1962~'64年	17	開拓離農地
俵真布	88.75	—	88.01	〃	18	〃
五陵	72.00	—	72.00	1965~'67年	8	〃
計	1,288.45	44,661	806.36		200~224	

注) 「美瑛町農家林創設事業」(1965年) および 「森林所有者創設(農家林設定)のあらまし」(1960年)より作成。

ところでこの土地購入金は立木を含め17,200千円だったが、森林組合は立木販売代金10,308千円等により充当した。一方土地購入者は自己資金や立木売払などの代金で支払い、ほとんどの者が短期のうちにこれを償還することができた。

農家林事業の対象となった町有林は、伐採材積44,661m³、伐採跡地への造林が806.36haと見積られ、森林組合にとってこの上ない事業対象となった。森林組合はさらに林道開設(21,303m³、事業費6,229千円)をも実施し、農家林事業は総事業費として87,636千円に達するものであった。

農家林事業は森林組合の事業活動や組織化に影響を与え、ひとつの転換期となった。まず林地購入者の多くは組合員となっている。組合員数は1959年1,140人だったが、1961年には1,254人と戦後最高の加入者数となった。第II-10表は山林所有規模別の組合員数の変化をみたもの

第II-10表 山林所有規模別組合員数
—美瑛町— (単位: 名, ha)

		~5 ha	5~50	50~	計
'58	組合員数	823名	305	10	1,138
	面積	2,460 ha	3,300	3,350	9,110
'61	組合員数	849名	394	7	1,251
	面積	2,563 ha	3,955	1,147	8,931

注) 森林組合の資料。

である。これによると組合員数は1961年には113人の増加となっているが、特に5ha未満は823人(1958年)から849人(1961年)と26人の増加を示し、5~50haでは305人(1958年)から394人(1961年)へと89人ふえている。

森林組合はこのように農家林事業をつうじて組合員をふやし、そして事業展開の足場を築いた。

③ 1960年~1970年代の事業展開

美瑛町森林組合は農家林事業を1966年に完了し、1965年には第1次林業構造改善事業(以下、第1次林構事業と略称)を開始した。北海道ではこの美瑛町の他に、音別町、今金町、湧別町が同時にこの第1次林構事業の指定をうけている。これら4町村の指定はこれまでの森林組合活動の実績が認められたからであり、しかも森林組合の今後の発展に範を示す意味でも、特徴ある森林組合の指定となった。

最初に、1965年以降の森林組合活動を述べておこう。森林組合は1950年代に引き続き農家林の造成および「疎悪天然林の転換」と称して造林拡大に重点を置いていた。1968年からは「団地造林」がはじまった⁶⁾。1970年、道森連直営のチップ工場が完成し、美瑛町および周辺地域の造林拡大に影響を与えた⁷⁾。また森林組合は1973年に簡易カラマツ工場をもち、カラマツ人工林の除間伐材の処理に対応することになった。1971年には追加林構事業の指定を受けている。この1971年に森林組合は念願の欠損金を解消している。

ところが1973年頃より村外の不動産資本は山林所有者の山林を買占め、このことによつて多数の組合員が山林を売却するようになった。農家林事業に参加した町民や組合員のなかに

はこれを手離すという例もみられたくらいである。このような組合員の山林売却に森林組合はなすべく方法もなかったが、やがて組合員の脱退に対応するために部落単位に「組織協力員」や「林業委員」をあらたに設けたり、労務班組織をつくり組合員の組織強化を図った⁸⁾。

以上のような動きのなかで森林組合の事業はどのような推移をたどったのであろうか。第II-11表は1964年以降の事業の変化を示している。造林は1964年140 ha、1965年128 haと200 ha水準にほど遠い実績であったが、1967年235 haとなりそれ以降造林は拡大し200～300 ha水準に達している。特に1970年にかけては森林組合による造林がもっとも活発な時期となった。1968年時点の人工林集積は約6,500 haとなり、1971年には7,500 haに伸びた。1973年には森林組合として戦後最高の年間人工造林372 haを実行した。

第II-11表 組合事業の全般的動向 —美瑛町森林組合—

(単位: ha, 千本, m³)

	受託造林 (ha)	養苗生産 (千本)	内 委託生産 (千本)		林 産 (m ³)	販 売 (m ³)	林 道 (m)
1964年	140	896	(308)		2,267	1,149	—
1965	128	1,098	(630)		3,525	3,525	—
1967	235	1,291	(577)		3,514	8,383	4,300
1968	281	1,541	(601)		4,951	6,666	5,590
1969	226	1,682	(—)		5,531	9,032	6,905
1970	289	1,375	(—)		3,308	10,453	3,530
1971	197	1,447	(—)		7,177	12,911	6,545
1972	274	1,552	(159)		3,196	14,898	8,210
1973	372	1,549	(420)		2,521	11,931	1,665
1975	90	90	(—)		3,023	10,529	(4,300)

注) 「林道」は生産林道を示す。

'75年林道(4,300 m)は予定路線。

一方森林組合は苗畑面積を拡げ1973年には9 haとなった。それに伴い苗木生産も伸び、1964年308千本、1965年1,682千本、1967年1,291千本、1969年1,682千本という推移をたどってきた。1970年代に苗木生産は横ばいしないし減少し、1970年1,375千本、1971年1,447千本、1973年1,552千本、1975年577千本となった。一方森林組合は造林ばかりでなく、販売、林産、林道の各事業を伸ばしている。

販売事業は1965年3,525 m³だったが、1966年8,383 m³となり、さらに1972年には14,898 m³と増加し、1970年代にはほぼ1万 m³を維持している。林産事業は余り大きな変化を示しておらず、1971年の7,177 m³を除いて2千～3千 m³台で推移してきた。林道開設は、林構事業を導入して以来活発で1967年4,300 mの実績をつくり毎年4千～6千 m³が延長ないし新設されている。1973年現在、林道は4種類でこのうち公共林道が2路線、7,882 m、林構林道6路線、12,042 m、生産林道22路線、34,662 m、農家林道11路線、26,000 mとなっている。

以上みてきたように、組合事業は全般にわたって拡大している。そして事業は1970年代に入ってその規模を拡大し1973年頃にピークをむかえた。森林林組合は林構事業のテコ入れがなければこのような事業拡大にまでならなかったであろう。第II-12表に示したように第1次林構事業では73,000千円の事業費が投下され、追加林構事業は34,000千円の事業費があった。この事業費によって森林組合はトラクター、ブルドーザー等の大型機械を導入し素材生産、林道、造林への投資を可能にしたのである。

森林組合の事業の駆動力は造林とパルプ材生産によるものであり、これらについてその詳細を検討してみよう。第II-13表は森林組合の実施した受託造林と下刈実績の推移を示してい

第II-12表 林業構造改善事業の概要 —美瑛町—

(単位: ha, km, 千円, %)

	第1次林業構造改善事業 ('65~'67)			追加林業構造改善事業 ('71~'73)		
	事業内容	事業経費 (千円)	内自己負担 (%)	事業内容	事業経費	内自己負担 (%)
林地流動化	298 ha	869	50	—	—	—
林道開設	12 km	48,495	30	2 km	10,100	6
その他施設	チェンソー トラクター等	19,463	30	ダンプ・トラクター クレーン付トラクター	20,904	7
その他	協業推進	1,148	50	—	—	—
予備費	—	3,025	—	—	2,996	—
計	—	73,000	30	—	34,000	6

注) 森林組合資料より。

第II-13表 森林組合による受託造林, 下刈面積等の実績

(美瑛町森林組合)

(単位: ha, %, 千円)

	造 林 実 績			下 刈 実 績		造 林 費 (千円)
	受託造林 (ha)	全造林 (ha)	受託造林率 (%)	件 数 (件)	面 積 (ha)	
1964年	140	527	27	()	()	5,029
1965	128	467	27	()	()	8,301
1967	235	542	43	56	293	10,888
1968	281	409	69	90	414	14,113
1969	226	330	68	86	442	11,270
1970	289	553	52	78	325	19,224
1971	197	645	31	85	278	15,830
1972	274	695	39	69	263	18,060
1973	372	746	50	82	279	56,135
1975	90	131	69	37	199	14,874

注) 「全造林」は美瑛町私有林の人工造林実績。

「受託造林」は「全造林」のうちで森林組合が受託しておこなった実績である。

「造林費」には地拵、植付、下刈等の労賃等の経費をふくむ(苗木代は別)。

る。まず受託造林率をみると、1964年は140 haでその受託造林率が27%である。1964年は128 ha、27%にすぎなかった。その受託造林率は上昇し1967年542 haに対して受託造林が235 ha、43%、1968年、1969年の受託造林率は一挙に69%、68%になった。その後若干の変化はあるものの1973年には372 ha、50%、1975年90 ha、69%を維持し、受託造林はほぼ一定の水準を得て今日に至っている。

この受託造林は1969年からはじまった「団地造林」によることが大きい。例えば「団地造林」の実績をみると、1969年127 ha、1970年230 ha、1971年230 ha、1972年259 haとなっている。

次に下刈実績についてみると、1968年414 ha、1969年442 ha、とその時期の造林実績を上廻ることもあったが、その後200~300 ha内外で推移し、造林拡大に追いつかない状態であったと言えよう。造林が拡大する一方で、造林費の高騰が指摘されよう。造林費は1965年8,301千円だったが、1967年10,883千円、1968年14,113千円となり、1970年には19,224千円、1973年56,135千円と上昇している。このような造林費の上昇は、造林作業の合理化をもたらささらには労働者の不足に伴う労賃等の上昇があり、組合事業を圧迫しかねない状況にあったのである。

次に林産事業におけるパルプ材生産のシェアを第II-14表でみよう。まず林産事業の生産量に占めるパルプ材生産は、針葉樹材(N材)は年々減少し、1964年の558 m³を最後にそれ以降、300 m³台から200 m³台へおちこんでいる。代って広葉樹(L材)が増加している。L材

第II-14表 林産事業に占めるパルプ材のシェア
(美瑛町森林組合)

(単位: m³, 千円, %)

	林産事業		内 パ ル プ 材			
	生産量 (m ³)	生産労賃 (千円)	L 材 (m ³)	N 材 (m ³)	LN 合計 (m ³)	パルプ材率 (%)
1964年	2,267	3,684	937	558	1,495	66
1965	3,525	6,579	1,675	302	2,067	59
1967	3,514	4,403	1,608	250	1,858	53
1968	4,951	7,931	2,822	272	3,094	62
1969	5,531	10,105	1,823	410	2,233	40
1970	3,308	4,710	1,129	205	1,334	40
1971	7,177	14,035	4,422	104	4,526	63
1972	3,196	7,356	1,715	84	1,799	56
1973	2,521	5,995	1,283	63	1,346	53
1975	3,023	9,609	1,587	66	1,653	55

注) 森林組合資料より。

L材は主にザッパルプ材。

N材は主にカラマツパルプ材。

生産労賃は伐採夫の労賃。

パルプ材率は林産事業に占めるパルプ材の%。

は1964年937 m³以来、1千m³~2千m³台を推移し、1971年には4,422 m³のピークに達している。これに対するパルプ材率は1969年、1970年40%台におちこんではいるものの、50~60%をほぼ維持していることが明らかである。

一方販売事業は第II-15表に示したとおりである。この表によるとパルプ材の販売総額に占める割合とその変化がわかる。販売総額は1964年から1968年にかけて5千万円にも達していないのだが、1969年に57,897千円になってからは増加し、1970年68,213千円、1971年78,077千円、1972年90,869千円と著しい伸びを示している。この著しい販売額の伸びのなかで、NLパルプ材のシェアは1964年当初80%を占めていたが、その後30%台までに後退したものの再び1970年から上昇し50%台で推移している。NLパルプ材のうちL材パルプが多く、N材パルプは1972年以降になってその販売額を伸ばしている。

第II-15表 販売事業におけるNLパルプ材販売の額シェア
(美瑛町森林組合)

(単位: 千円, 円, %)

	販売総額 (千円)	NLパルプ材				NLパルプ材の 販売単価 (円)	Lパルプ材の 販売単価 (円)
		内Nパルプ材 (千円)	Lパルプ材 (千円)	NLパルプ材 合計 (千円)	NLのパルプ材の シェア (%)		
1964年	6,357	3,918	117	5,062	80	4,680	2,232
1965	25,043	6,099	8,116	14,215	57	2,232~4,680	2,340
1967	44,203	5,952	17,778	23,630	53	4,500~4,680	2,232~2,880
1968	39,302	3,377	14,560	17,938	41	3,400~4,680	2,700~3,060
1969	57,897	4,417	14,059	18,476	32	2,700~3,420	2,700~3,420
1970	68,213	5,713	19,994	25,707	38	4,700~5,000	2,880~3,240
1971	78,077	5,787	35,792	41,579	53	4,860	3,600
1972	90,869	12,122	35,548	47,670	52	4,860	3,600
1973	82,458	13,230	28,467	51,697	50	4,500~4,680	3,240~3,600
1975	144,957	11,565	71,421	82,986	57	5,400~8,100	()

注) 森林組合資料より作成。

「NLパルプ材」のシェアは販売総額に対する%。

販売単価は1 m³あたりの価格を示す。

このなかでN材、L材の1 m³あたりのパルプ材販売単価を例にとってみると、特にL材パルプは、1964年2,232円から漸次販売単価をあげ1968年は2,700~3,060円、1969年には2,700~3,420円にまでなかったが、1971年以降それは横ばい状態にある。むしろNパルプ材の方が販売単価をあげているが、それでも1970年に入って横ばいしないし据置き状態を呈している。ともに販売単価の変動があり、パルプ材生産が増大してきたとは言っても、かえって生産過剰をまねく事態にもなっている。最近ではパルプ材価格は全道的に価格低迷ないし出荷停止による在庫増をきたしている。とりわけ外材チップの輸入の増加は国内チップ材パルプ材価格を圧迫しているのである。

森林組合では、人工林が若齢級で人工林用材等の生産の十分な見通しをもっていない。ま

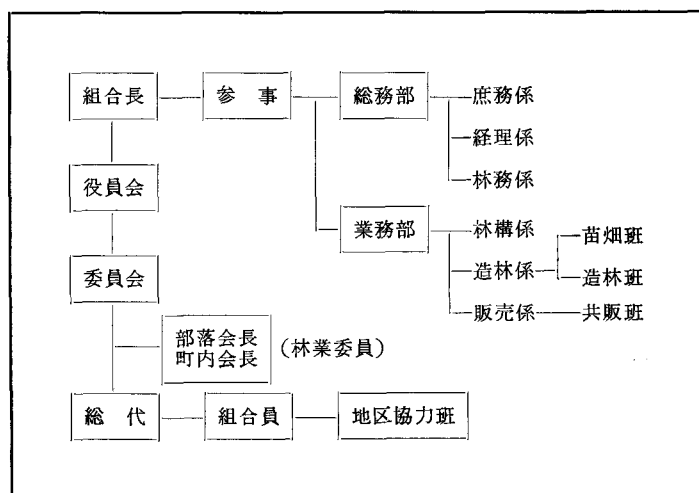
た除間伐材生産も問題となっており販売部門のいかに森林組合の歩む方向を左右するほどになってきているのである。当面、パルプ材生産への依存はさげられないとは言え、事業全体の見直しが必要であろう。

美瑛町のように小規模山林所有者が多い場合、事業拡大はある程度の作業合理化や労賃高騰に施策を講じなければならなかった。地拵や造林に対する機械化、「団地造林」の導入は必然であって保育、造林に対する経費節約が実施されてきたのである。とりわけブルトーザによる地拵と造林はその典型であった。

さらには労務班組織の再編が必要となっていた。これについて若干述べておこう。森林組合は1964年以来ずっと労働者を確保してきた。それが1975年現在常雇10人となっている。年齢別にみると、10代~20代はいないが30代2人、40代4人、50代4人という構成をなし、40~50代が大半を占めている。勤続年数をみると、5年未満2人、5~10年勤続5人、11年以上3人である。森林組合は一方で労働者の不足をおぎなうために地元部落内の組合員の一部を労務班員として確保している。この落部の組合員は組合事業の一部を請負っている。1975年現在、この労務班には7人(年齢34~50歳)から構成されている。

以上のように森林組合は組合員を中心としたグループに事業実行の一部を代行させ、従来の労務班組織を補強し、労働者の不足と労賃の高騰抑制をはかろうとしたのである。

さて最後にこの森林組合を戦後ずっと支えてきた役職員のことについて述べておこう。1975年現在、組合職員は参事もふくめて11人である。組合長は町長兼任である。1964年当時職員は7人だったがその後10人前後で推移している⁹⁾。1970年の組織体制を図示すれば、第II-3図のとおりである。参事が組合長に代って業務全体を総括し、部長が事業実行の責任者となり、その他の職員は経理担当と事業の現場で組合員と接している。



第II-3図 役員総代組合員職員の組織図 (美瑛町森林組合)

この森林組合の特徴は部落会、町内会に林業委員を設けていることと組合員を掌握するための地区協力班があることである。森林組合の指導体制としてはきわめて下部まで組織化していこうという方向にあり今後の状況によっては重要な役割を果たす可能性をもっている。

④ 組合員の利用状況

美瑛町森林組合の活動ではできるだけ多くの組合員を組合事業のなかに組み入れ、そしてできるだけ小規模山林所有者の組合員を切捨てずに組織化していこうとする、協同組合的努力をそれなりにみることができる。

まず最初に、1960年代以降の組合員は森林組合の事業展開をどううけとめたであろうか。第II-16表は1967年度の利用状況を示している。これによると、素材生産は全体で129件、11,617 m³であるが、これに対して5 ha未満は93件、6,514 m³と最も多い利用を示している。次に5 ha～10 haの17件、1,956 m³である。

第II-16表 組合員の山林所有規模別、組合事業の利用状況(1967年)
—美瑛町森林組合— (単位: ha, m³)

		～5 ha	5～10	10～20	20～30	30～50	計
素材生産	件数	93	17	13	5	353	129
	数量	6,515	1,956	1,848	946	353	11,617 m ³
植林	件数	23	22	17	7	—	79
	数量	56	86	97	42	—	281 ha
下刈	件数	25	31	26	8	—	90
	数量	51	125	149	88	—	413 ha

注) 森林組合の資料による。

山林の所有規模の明確な組合員のみ利用状況を抽出したもので実際の数値よりも多少少ない。

10 ha未満の組合員が件数で全体の85%、数量で73%を占めている。植林は全体で79件、281 haの実績となっている。このうちもっとも多いのが10～20 haの17件で97 ha、次に5～10 ha、22件、86 ha、5 ha未満23件、56 haとなっている。件数では5 ha未満が多いが、造林面積では10～20 haの組合員が多いということである。

森林組合は5 ha未満もふくめて小規模山林所有者の利用によって成り立っているものであり、ここに活動の基盤があると言えよう。次に山林所有規模別に造林の変化を述べてみよう。第II-17表は1965年から1972年まで第II-17表の推移を示している。この時期は造林のもっとも盛んな時であった。全般的にみると20 ha未満の組合員が造林を活発におこなっている。しかし組合員の脱退がこの時期に目立ち、とりわけ5 ha未満については脱退の増加とともに造林の低迷がみられる。代って造林は5～10 ha、ないし20～30 haの組合員が主におこなってきている。

第II-17表 山林所有規模別造林動向 —美瑛町森林組合—

(単位：件, ha)

	1965年		1966		1967		1970		1971		1972	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
～5 ha	14	10	12	10	18	29	7	10	10	5	6	14
5～10	20	21	19	44	27	40	4	3	4	14	10	34
10～20	12	10	13	11	14	30	10	21	3	5	11	44
20～30	2	6	2	2	6	12	3	13	5	11	5	12
30～50	1	4	1	1	3	6	1	3	1	—	2	6
50～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	59	51	47	71	68	117	25	50	23	35	34	110

注) 美瑛町森林組合の造林台帳による。

造林実績は俵真布, 置杵牛 二股, 宇莫別地区の集計。

造林の集積が一方で進みながら、林野の売却が顕著にみられた。それは主に小規模所有者ほど多く、農業の全般的な兼業化や離農など農業経営の不安定は造林集積後においても解決されない状態にあるのである。森林組合は組合員の脱退に対してこれをおさえる方法をもっていない。造林や保育を中心とする事業経費の増大が森林組合の当面する課題となっており、事業単価の引下げや作業工程の合理化に重点を置いている。目下のところ森林組合は事業拡大をはかりながらも、こうした事業経費の抑制を中心としながら、組合員の脱退等に対応せざるを得ないのである。しかもこのような森林組合の対応は、小規模山林所有者の組合員にあらわれている。

注

- 1) 『美瑛町史』：1952年, p. 280-281.
- 2), 3) 『美瑛町議会史』：1973年.
- 4) この計画は1958年4月から1961年3月にいたる森林組合振興策である。これには組合経営の基盤確立と常勤職員の整備, 充実が中心となっている。当初の計画は種苗生産を事業の要とし, 続いて第2次振興計画(1964年)では林構事業の土台となるものとして作成された。
- 5) 『農家林創設事業』：1965年.
- 6) この「団地造林」は1968年に林野庁において実施要綱が定められ, 造林の集団化, 効率化, 林種転換, 労働者対策を目的としたものである。これは1団地20haを基準(のちに10haに改正)としている。これは森林組合にとって事業の掘り起しとなったが, 組合員からみれば, 隣接組合員とのトラブルになりがちであったし, きわめて強引な造林策であった。
- 7) 道森連チップ工場は民有林の「低質広葉樹」やカラマツ除間伐の利用拡大をたかめる共同利用施設として設立されたものである。この年道森連は美瑛町の他4カ所にチップ工場を設けている。美瑛町では年間27,000m³のチップ材生産の計画がたてられ, 近接市町村の共同施設とした。工場は一応独立採算制をとったが, 工場経営の余剰利益は利用する森林組合に造林施設金として還元する方式をとっている。なおチップの納入先は国策パルプ(株)・旭川工場である。

- 8) 森林組合は事業の一層の拡大や組合員の減少に対応するために「森林組合協業体制確立」を計画した。その重点項目は次の4点である。
- イ. 組合役職員、従業員の確保と組合員の連携。
 - ロ. 地区林業の協業と機械化。
 - ハ. カラマツ人工林除間伐の推進。
 - ニ. 隣接組合との業務提携。
- なお林業委員は地区の組合員のとりまとめをおこなうもので委員には手当が支弁される。この地区は7地区に分けてこれを地区協力班としている。
- 9) 1975年現在、職員の勤続年数をみると次のとおりである。18年勤続(参事)1名、14年勤続1名、11年勤続2名、10年勤続2名、8年、7年、6年の各勤続がそれぞれ1名、臨時1名となっている。

4) 組合員の状態

① 山林の所有構成と加入状況

さて先述したように美瑛町における山林の所有構成は国有林の32,845 haに対して私有林が14,125 haとなっている。ここでは組合員の状態をみるために、私有林の所有構成について述べておきたい。1970年時点での私有林の地域面積に対する組合員面積の割合は66%である。そして1972年は60%と6%減となっている。この割合が組合員の加入率に近い数字である。森林組合の事業の受託率も50~60%を確保し、森林施業計画の認定もそれなりに得ており、組合員の組織化は隣接の森林組合や上川支庁管内でも高いレベルにある。

1974年における林家数は2,084戸であるが、このうち農家が1,476人、その山林面積7,284 haを占め、非農家は562人、2,717 haとなっている。つまり農家林の比率は人員では72%、面積で73%となっており、農家林の位置が他町村にくらべて高いことが、森林組合の発展に結んできたとも言えよう。

第II-18表 組合員の加入と脱退

—美瑛町森林組合— (単位:名)

次に組合員の加入状況について述べておく。第II-18表は1963年以降の組合員数の増減を示している。組合員は1965年の1,206人が最も多かった。その後減少し1972年には1千人台を割って996人、さらに1973年971人、1975年917人とますます減少している。1970年以前は組合員の加入が脱退を上廻るといふ時期もあったが、1970年頃から常に脱退する組合員が加入を上廻り、1972年には92人という大量の脱退がみられた。

	組合員数 (名)	脱退者 (名)	加入者 (名)
1963年	1,154	49	20
1964	1,182	14	24
1965	1,206	32	56
1967	1,167	72	33
1968	1,155	32	20
1969	1,155	35	35
1970	1,103	57	5
1971	1,070	45	12
1972	996	92	18
1973	971	47	22
1975	917	21	5

注) 森林組合の資料。

第II-19表は、山林所有規模別の組合員の脱退と加入状況を示している。これによると5ha未満の加入と脱退が特に目立つことがわかる。5ha未満の加入は142人に対して脱退が140人というもので、この階層の移動が激しいことがわかる。脱退はさらに5ha～10ha規模の組合員にも及んでいる。第II-20表は組合員の脱退理由を示しているが、これによると、「譲渡」が多い。次いで「任意」となっている。これら「譲渡」や「任意」は所有権の移動や村外への売却を含んでいるが、むしろ毎年のように離農していく組合員の脱退の方が深刻であると言えよう。

第II-19表 山林規模別加入・脱退状況 —美瑛町森林組合—

	加入 (名)	脱退 (名)
～5 ha 未満	142	140
5～20	40	101
20 ha～	4	9

注) '66～'70年までの実数。
森林組合の資料。

第II-20表 組合員の脱退者の脱退理由 —美瑛町森林組合—

	任意 (名)	合併 (名)	開拓 (名)	譲渡 (名)	譲渡先		
					町内 (名)	町外道内 (名)	道外 (名)
1970年	16	1	6	32	25	7	—
1971	22	—	—	22	17	5	—
1972	38	12	11	27	24	3	—
1973	4	—	2	40	21	14	5
1975	5	—	1	14	9	3	2

注) 「譲渡」は林野の売却、「任意」は林野売却、転用などをおこなっていないもの、「合併」は贈与などをふくむ。
森林組合資料より作成。

② 組合員の状態

大雪山系の十勝岳山麓の里山地域は以前からカラマツの人工造林が盛んであった。そしてこの地域はカラマツの成育がよく、波状丘陵の地理的条件がさらに造林の適地として利用されてきた。美瑛町の平野部は水田としてひらけてきたが、多くのところでは畑作が経営の中心となっている。とりわけ畑作農業はこれまで凶作や冷害、価格不安定などの繰返しのなかで、耕地後退や荒地を生み、離農も絶えない。次第に畑作地はカラマツ造林に変わり、カラマツの人工林があちこちで見られる。

組合員の造林集積は以上のような地域でおこなわれてきたのである。本稿は造林集積の盛んな置杵牛、宇莫別地区を対象に組合員の状態を調査した。この地区の特徴をまず指摘しておこう。この地区は山間部のせまい平坦部では水田、その後背地には畑作とカラマツの人工林が混在して展開しているところである。営農類型についてみると、置杵牛の場合、1974年現在85戸のうち田専53戸、畑作10戸、酪農9戸、田畑8戸、混同5戸となっている。同年の耕地規模別農家戸数は5ha未満28戸、5～7.5ha24戸、7.5～10ha12戸、10ha以上21戸である。7.5ha以下の農家が多い。そして兼業農家は85戸のうち41戸とほぼ半数の農家は兼業であり、

兼業農家は1968年時の18戸にくらべこの5年間に2倍となっている。

山林面積は1971年683 ha, 1974年612 haと縮小しているが人工林の集積が高く, 1974年の人工林率は81%に達している。この置杵牛地区では「農家林創設事業」の受益農家が多い。ところが林野の買占めがあってこれを手離す農家が続出している。霜鳥茂の調査によると, この置杵牛地区で72戸の約441.9 haが売却されている¹⁾。しかし買収された山林地目の45%は天然林であって, 人工林の売却が思ったほど多くなかったと言えよう。

さて組合員調査は1976年3月の時点で実施し, その調査結果は第II-21表と第II-22表に整理し総括してあるので, これを参考にして以下要点を述べよう。なお第II-23表は参考事例としてまとめたもので, 叙述のなかで参考とするものである。

これら農家つまり組合員は第II-21表で明らかのように現在稲作経営を基盤としているが, 一貫して稲作経営を続けてきたというのではなく, 多くは田畑混同ないし畑作経営から転換してきたのである。そしてこれらの組合員は1950年代~1960年代の冷害や凶作をうけながら漸次稲作経営に移行し, その過程でカラマツ造林を進展させてきた。これら組合員, 耕地規模をみると, ほぼ3~8 ha水準にあり, A-3の27 haを除いてほとんどが町の規模水準と同じない

第II-21表 個別組合員の農業

		耕地面積 (ha)		農家粗収入 (万円)			営農形態		耕地取得
		田	畑	稲作	畑作	その他	'50~'60年代	'60~'70年代	
A	1	3	3	360	115	—	田畑	田畑	—
	2	3.2	0.2	300	—	600	田畑	田酪	3.5 ha ('71)
	3	0.3	27	130	1,000	—	畑	畑	—
B	4	4	1	200	20	若干	田畑	田畑	1.5 ha ('69)
	5	6.3	0.2	600	—	—	田	田	3.0 ha ('71)
	6	4.5	—	?	—	?	田畑	田酪	—
	7	2.2	4	?	?	若干	田畑	田畑	—
	8	5.7	—	?	—	—	畑	田	5 ha ('71)
C	9	5	—	420	—	120	畑	田	—
	10	6	0.8	700	50	60~100	田畑	田	2.8 ha ('65)
	11	2.5	0.8	150	60~70	260~270	田畑	田豚	—
	12	5.7	0.6	350	30	若干	田畑	田	1.6 ha ('69)
	13	6	2	600	85	若干	田畑	田畑	—
	14	45	0.8	540	—	若干	田畑	田	—
D	15	3.3	0.1	310	—	150	田畑	田	3 ha ('72)
	16	3.5	1.5	200~250	若干	100	田畑	田畑	—
	17	0.8	—	'75年休耕	—	若干	田畑	田	—
	18	1.8	—	160	—	100~150	田畑	田	0.9 ha ('72)
	19	3.2	0.8	200~300	40	200	田畑	田	—

し以下にあるとみてもよいだろう。また「減反」以降、兼業化傾向が強くなり、山林所有規模別では20ha未満に多くなっている。

それでは組合員の最近の農業動向についてその特徴を明らかにしておこう。農業経営として安定的な展開を示してきたのは、例えばA-1, A-2, A-3などである。なかでも田畑混同から田酪形態に転換したA-2は農業粗収入が1千万円近くに達し、経営転換が上向化に結びついた例である。またA-3は典型的な畑作専業農家として1千万円以上の農業粗収入をあげる数少ない畑作農家である。その他の者は稲作経営を維持しながら兼業化傾向を強めている。その兼業内容をみると、大半が土木建設関係の人夫、日雇いが多く、林業労働から土木関係に移行する者や、「減反」を契機に兼業化する者など質的变化がみられる。

次に造林を中心とする林業の動向について述べよう。第II-22表から全体的な動向をみると、ほとんどの組合員が造林集積を完了している。組合員の造林時期であるが、1965年以降に多く、1965年から1970年代にかけての約10年間のうちに造林集積が済んだとみてもよいだろう。さらに造林は植林転用という形態もともなって進展し、山林所有規模別にみると小規模所有者ほど目立って多い。10ha未満の組合員の植林転用は特にぎわ立っている。森林組合の利

経営の状況 (1975年現在)

移動 (ha)	役職等	農外就労状況		その他
		現在	従来	
売却				
—	森組理事	—	—	
—	部落会長	—	—	
—	森組理事	—	—	
—	元部落行政区長	保険外交員	林業労働	乳牛28頭, 草地18ha
—	元林業委員	—	—	
—	労務班長	森組	森組	
—	—	—	—	
—	森組理事	—	—	
—	—	土木関係	—	100~150頭飼養(常時)
—	—	土木関係	—	
—	—	—	林業	
—	—	林業(伐出等)	林業	
—	—	林業(伐出等)	林業	
—	—	土木関係	土木・林業	
—	—	土木(旭川)	土木	畑全て植林転用('63~'66)
—	—	河川工事(札幌)	土木	畑全て植林転用('57~)
1.8ha('72)	—	—	—	畑全て植林転用
—	—	道路(旭川, 美瑛)	土木	5ha畑植林転用
—	—	宅地造成(札幌)	土木	農地すべて植林化

第II-22表 個別組合員の

	山林面積 (ha)			造林動向 (ha)			販売動向		
	山林面積	内 人工林	植林転用	'70年以降	'70~'65年	'65~'60年	販売先	用途	
A	1	43	43	若干	—	30	若干	地元業者	住宅用
	2	40	37	5	16	若干	若干	森組	間伐材
	3	40	37	若干	若干	若干	若干	森組, N木材	間伐材
B	4	22	18	2	2	—	12	H組	坑木・足場
	5	22.5	20	4	—	7	12	森組	パルプ材
	6	29	1	—	10	11	—	森組	間伐材
	7	25	20	若干	—	—	10	地元業者	間伐材
	8	23	19	4	6	4	4	地元業者	間伐材
C	9	13	7	4	2.7	2	—	?	?
	10	13	13	—	—	6.1	—	S林業	足場・坑木
	11	17	13	2.5	—	7.6	5.9	S林業, U木材	坑木
	12	18	17	—	4.5	7.5	3.0	森組	住宅資材
	13	18	18	2.4	10	5.8	2.4	森組	パルプ材等
	14	20	17	6.4	0.3	8.3	3.2	H組	パルプ材
D	15	6.6	1.8	1.8	—	0.8	1	森組	パルプ材
	16	8	8	2~3	4	2	—	N木材, D林業	足場・押角
	17	9.9	9.8	6	—	4	—	森組	パルプ材
	18	5.4	5.4	5.4	—	1.9	2.4	S林業	?
	19	2.5	2.5	2.2	2.2	—	0.3	—	—

第II-23表 10 ha 未満層の農林業経営の状態 (参考調査事例) —美瑛町—

		E-1	E-2	E-3	E-4	E-5
山林面積	面積	6	3.5	5	5	4.5
	内 人工林	5.3	3.5	5	5	3.9
耕地面積	水田	5	3.5	4	7	4.5
	畑	2	—	4	0.3	2
農外就労		労務班員	—	S林業	S林業	S林業
販売等状況		S林業	S林業	S林業	S林業	—
造林動向		ブル造林 (森組)	'68年 0.5 ha 20年生 1.7 ha	'72年 3 ha '73年 2 ha	ブル造林	森組に委託 (ブル地拵?)
その他		団地造林により 森組へ加入	'71年 5.1 ha 売却	農家林事業に 参加	団地造林中心	団地造林中心

注) 「ブル造林」とはブルトーチによる地拵の後造林するものを言う。その多くは「団地造林」である。

山林経営の状況 (1975年)

('65年以降)	自己山林の労働力		林地取得	その他
	造林等	伐出等		
販売高(量)				
100万円(トウヒ) 住宅資金に充当 若干, 少なり	森組 自家 自家	? 森組 ?	— — —	
100万円 50万円 1,000石 15年生カラマツ 600石	自家 雇用(下刈) 労務班 労務班 労務班	? ? 森組 ? 森組	4.5 ha — 13.5 ha('70) 2 ha('68) 9.8 ha('70~'75)	木材販売は家計費に補充 農地拡大のために木材販売 森組の利用中心, 間伐(毎年実行) 業者への販売有利 森組の販売体制の強化を望む
? 87万円 60万円 24万円 1,800石 ?	自家 自家 自家・雇用 森組 森組 自家	森組 自家 雇用 自家 森組 業者	— 2 ha('64) 5 ha('71) — — —	森組の間伐委託・指導を受けていく 施業計画立案→森林組合 S林業とは親戚, 林道が欲しい 間伐材→森組, 林道がない 販売等→森組 H組→知人
100万円 ? ? ? —	自家 自家 自家 自家 森組	? ? ? ? ?	— — 売却(若干) — —	農家林事業参加 ブル地拵→森林組合 ブル地拵→森組 ブル地拵→森組

用は、この地域では必ずしも活発とはいえないがカラマツの除間伐、パルプ材販売の委託を中心とした利用実態がみられる。

以上は組合員の農林業経営の全体的な実態である。さらに山林所有規模別に特徴的な動きを簡単に述べておこう。

i) 10 ha 未満

第II-23表は、10 ha 未満の参考例である。これによれば、「農家林創設事業」、「団地造林」による林地取得や造林拡大がみられる。またブルトーザ地拵も「団地造林」の際に導入されてきた。このように森林組合は10 ha 未満の組合員に対するテコ入れを強化し、事業の拡大をはかってきた。小規模な山林所有者の利用は森林組合の事業実行上において事業の分散や経費の上昇をまねき、必然的に森林組合の事業ベースに沿った事業展開をとらざるを得ないのである。一方、組合員は全般的兼業化と脱退をさらに進めており、森林組合は単なる事業の拡大だけでこれら組合員を確保できない状況となっている。

ii) 10~30 ha 層

美瑛町のように造林集積がある程度まで進展してしまうと、それほどの組合員でも平均化

しているために造林だけの動向だけみても不十分である。しかし現状においては10 ha前後の組合員は農業経営の展開とかかわってその変化が激しく、造林からさらに次の段階の人工林の保育や生産等を維持できる組合員の活動が当面の課題となっている。

その意味では、10～30 ha層を中心とする組合員の状態は森林組合の組合員の組織化を含んだ事業展開に深くかかわることになる。調査したなかでみられた特徴だけをみると、ひとつには在村の労働者として、しかも森林組合の労務班員としてとどまっている例(B-6)や森林組合の理事(B-8)や林業委員の経験を得た例(B-5)などはその兆候としてみることもできるだろう。とは言っても農業経営の基盤は必ずしも安定的ではなく兼業収入に依存する場合もある。そして酪農や養豚、あるいはその他の複合経営の形態をとりながら現状を維持する傾向もみられる。

林野の所有、利用に対してこれらの組合員は漸次的ではあるが除間伐の指導、林道開設、施業計画の作成等について森林組合をつうじて一定受け入れつつ対応している。森林組合は10 ha未満の組合員をふくめたこれら組合員を中心とする組織体制の強化が要請されてこよう。

iii) 30 ha以上

先にも述べたがこの所有階層の組合員は、数少ないこともあるが、農業経営を安定させそれなりの展開をとげてきた。山林面積の私有林に占める割合は、この美瑛町においては10%にも満たない。しかしながら彼らは地域農林業のリーダーシップとしての役割を發揮してきた。彼らはカラマツの造林において戦前期から手がけてきており農業でもずっと自作農としての展開がみられた。彼らはまた森林組合の理事として、あるいは農協理事などの役職を得て一定の影響力和地位を築いてきたのである。

カラマツ林業が除間伐の適期に入って彼らは森林組合の指導などをつうじてそれなりの育林技術を自己の山林経営に適應するなどしている。森林組合は多数を占める小規模山林所有者を組織体制の主軸に考えているとは言え、こうした数少ない組合員の意向は無視できないと言えよう。むしろ森林組合はこのような組合員とより具体的な諸関係と密接でなければ、地域の組合員との組織上の連携を保つことができないのである。

このように森林組合と組合員との関係は、美瑛町のように、カラマツの人工林の集積地帯として展開してきたことによってはじめて具体的にみるのであり得るのである。そのなかで森林組合は、組合員の農林業経営の展開が多様な変せんをとげつつも、カラマツ造林を中心とする事業の発展に一定の方向づけを示すことができた。また森林組合は、組合員の状況に応じた事業方法、対応を明らかにし、多数を占める小規模山林所有者の組織化をこの地域においてそれなりに確立できた。すでに森林組合は造林の拡大期をおえて事業を多数の組合員のなかに浸透させたが、組合員の造林集積をさらに維持し発展させる組織が必要である。これからの課題は事業と組織化の持続的な安定をはかるべき事業投資の効率化と組織の管理強化であろう。

注

- 1) 霜鳥 茂：『北海道における林地流動化の態様と構造(1)』, 北海道大学農学部演習林研究報告, 第34巻第1号, 1978年.

III. 当別町森林組合

1) 地域の概況と戦前期の農林業

① 地域の概況

当別町は土族移民による開拓地として知られている。1871年仙台支藩伊達邦直ら約180人の土族たちがこの地を開拓し、その後当別町は石狩平野の穀倉地帯のひとつとして発展してきた。

1875年現在, 当別町の総土地面積は約42千haである。このうち77%にあたる約28千haが山林であり, 農用地は約8千haとなっている。山林はおよそ町の北西部に片寄っており, 東部から南部にかけては稲作地帯となっている。石狩川の支流である当別川は町をつらぬいているが, かつては木材流送が盛んにおこなわれていた。現在, この当別川の上流部に青山ダムがつくられ, 農業用水などの水資源として利用されている。

当別町は石狩川を境にして江別市, 札幌市に隣接し, これら都市の経済圏に入っている。このこともあり当別町は通勤, 通学, そして宅地造成が盛んであり, あるいは「石狩湾新港開発計画地域」の後背地にある。このように町は最近周辺市町村の発展により変ぼうを遂げているが, 農業を中心とした都市近郊にふさわしい産業発展が期待されている。

では簡単に町の人口動態, 農林業の概況について触れておこう。人口は1965年19,406人をピークにそれ以降減少しており, 1970年代に入っても1970年18,365人, 1975年17,351人と減っている。これを産業別就労人口で見ると, 1965年9,955人, 1970年9,472人, 1975年8,480人とこの10年間に約1,500人の減少となっている。とりわけ第1次産業は1965年5,251人, 1970年4,439人, 1975年3,135人と顕著な減少をたどってきた。1975年現在, 第1次産業の人口の占める割合は36%にまでおちこんでいる。次に農業の概況について述べよう。1975年現在の農家戸数は1,433戸, このうち42%にあたる599戸が専業農家である。当別町の農業は稲作経営を基盤としているが, その稲作面積は経営耕地面積8,165ha(1975年)の88%を占め, 畑作地は983haにすぎない。

しかし「減反」を契機に, 稲作経営はさまざまな影響をうけ, 札幌市を中心とする地域に, 多くの農家が人夫, 日雇等の兼業に出ている。1975年の兼業化率は58%に達している。次に林業の概況についてみておこう。当別町の林野率は高いが, これを所有形態別にみると, 1975年現在, 道有林18,702ha, 私有林5,533ha, 国有林3,281ha, 町有林1,833haとなっている。道有林の占める割合が高く68%である。これに対して私有林は20%にすぎない。なお国有林は隣接の浜益村に約21千ha, 厚田村に約16千haがある。

素材生産や製材加工等の林業資本はあまり活発ではなく、規模が小さい。1975年の木材、木製品製造業は経木工場などが4社、従業員21名、そしてこれら工場の出荷額が4社で103百万円である。これは当別町全工業出荷額827百万円の12%にすぎない。私有林に対する振興策として1965年に第1次林業構造改善事業が実施されている。最近造林はカラマツからトドマツに転換する傾向にあるが人工林率は低く30%にも達していない。また、1972年頃より山林、原野の買占がみられ、元来少ない私有林面積がさらに縮小している。

当別町の林業は道有林経営を軸とする展開が特徴であり、私有林の地位はきわめて低い。

② 戦前期の農林業

当別町の開拓は士族移民という形をとって開始された。北海道の開拓史上において士族移民は10指に及ぶが、その開拓が成功し定着をみた例はこの当別町と伊達市くらいである。それだけに士族による開拓は苦闘の連続であったと言われている¹⁾。やがて開墾が進み、1912年頃耕地は7,500 ha前後に達していたが、1900年代初頭には麻の作付が多く、一時期作付面積の30~40%を占めていたと言われる。

麻などはきわめて粗放的な作物であったと同時に換金性の高い作物として広く栽培されていた²⁾。この麻をめぐる自作農や商人のなかにはこの麻の販売をつうじてかなりの資本蓄積をする者もいたのである³⁾。やがて麻は安価な米綿輸入によって次第に市場が奪われ、穀物や麦類そして稲作に代っていったのである。

この稲作は1896年頃試験的に栽培されたということであるが、1900年代に入って開田が盛んとなっている。水田面積は1897年50 haにすぎなかったが、1907年には500 haを越え、1922年1,422 ha、さらに1935年3,071 haと拡大した。一方畑作地は1919年の10,585 haをピークに減少し1935年の田畑面積の比率は田38%、畑62%とちぢまった。稲作が増加するに従い農業組織も整備され、1911年土功組合が結成され1938年産業組合の設立がみられた。

林業では道有林が地方費林であった頃、当別川を利用した木材流送が盛んであった。地方費林は1901年国有未開地処分を設定され面積が1万7千 haであったが、伐採量は毎年数万石に及ぶものであったと言われている。その折、地元住民による地方費林の盗伐事件がおきた⁴⁾。この事件で地元住民約40人が検挙されたのである。この事件の背景には農村の疲弊、生活困窮があった。そしてこれを契機にこれまで放漫であった山林経営や管理をたてなおし、地元住民を中心に森林保護組合が結成され薪炭の供給、労働力の調達がおこなわれるようになったのである。

町有林は1909年に設定されている。町有林は「択伐喬林作業」を内容とする施業案が編成され、市町村有林の施業案として早期のものであった。しかしこの施業案に沿って事業が進められたというのではなく、むしろ当時の町有林の乱伐に歯どめをかけるために作成されたものだったと言われている。

一方私有林は1930年代約9千 ha近くであったが、木材伐採等により山林を縮小させてい

る。当別町における造林の最初は、町史によると、1910年頃のカラマツ造林であったと記録されている。そこで造林の動向を知るために1897年から1938年までの状況を整理すると、第III-24表のとおりである。この表によると、植栽目的が戦役等の記念造林、防風林設置、かんがい溝築堤、治水造林、荒廃地造林など多岐にわたっている。時には部落民への造林奨励が経済更正運動のひとつとなったりしている。このように造林の目的は、おおむね農地等の保護にむけられており、林業生産に結びついた造林はあまりみられない。そのために造林樹種がポプラ、ヤチダモ、トウヒなど多種類にも及んでいる。

第III-24表 当別村における植林動向

	植栽目的	植栽本数	植栽面積 (町歩)	樹種	備考
1897年	篤農家による	?	?	カラマツ	苗木無償
1904~9年	日露戦役記念	3万本	3.58	カラマツ	学校林
1913~1914年	防風林設置	191千本	69.44	トウヒ ポプラ	土功組合
	かんがい溝築堤	3万本	?		
	防風林設置	2万本	?		
1922年	治水造林	78千本	?	ポプラ	樹種組合
1935年	荒廃地造林	949千本	425.39		
1927~37年	部落民への造林奨励	546千本	?	14種類 トウヒ ヤチダモ	
1938年	経済更正及 陸軍特別演習	235千本	?		

注) 当別村史より引用作成。

このようななかで注目すべきは、植林が造田などのかかわりで実施されたことである。それが耕地防風林、治水造林となって現在でも立派に残っている。1913年から1914年にかけての造林は土功組合が中心となったものであり、1912年においては植樹組合と称する組織が部落内につくられ荒廃地造林、治水造林が実施されている。つまり部落組織による造林が一時期みられたことがひとつの特徴である。

注

- 1) 当時伊達家はその土族の結束をはかるために1872年に「邑則」をつくり生活のすべてにわたる規則をおこない。土族の共同意識、規制を示した。(『当別町史』, 1972年)。
- 2) 松田昌二: 『北海道に於ける府県型農業経営の成立過程—当別町を対象として』(農業総合研究第9輯, 農林省総合研究所, 1949年)。
- 3) 中島 信: 『地主制の危機と農村支配構造—当別村についてのケース・スタディー』(北海道大学農学部, 農経論叢第29集, 1973年)。
- 4) 「(第1次大戦ののち) 農村景気は次第に後退し、加えて凶作が相次いで起り、これら奥地住民(主に青山地

区)の生活は一般に困難となっていた。たまたま周囲森林は無管理放置状態におかれて居り、又木材価格が昂騰したことにより森林伐採による利得の取得は生計を維持する第一の近道となったのである」(道林務,『農山村実態調査報告書』1950年3月, p. 150).

2) 戦後農林業の動向

① 農業の動向

第III-25表は1965年から1975年にかけての農業の概況を示している。総農家戸数は1961年1,903戸であったが、1970年に1,665戸と、この5年間だけで138戸が離農している。そしてさらに1975年には1,433戸となり、1970年からこの5年間に132戸の減少となっている。

第III-25表 当別町農業経営の概況

(単位: 戸, ha, 頭)

		1965	1970	1975	
農 家 戸 数 (戸)	計	1,790	1,665	1,433	
	専業	1,214	1,046	599	
	兼業1	381	458	494	
	兼業2	195	161	349	
経 営 耕 地 面 積 (ha)	総計	7,317	8,426	8,165	
	田計	5,248	7,309	7,716	
	畑計	2,067	1,116	983	
	普通畑 牧草専用地	() ()	763 326	723 171	
作 目 (ha) ・ 家 畜 (頭)	主要作物収獲面積	稲	4,659	6,611	2,332
		雑穀	582	204	469
		いも	179	105	200
		まめ	272	75	2,427
		工芸作物	125	21	63
	飼料作物	()	439	680	
	主要家畜	乳牛	849	764	750
肉牛		—	—	45	
	豚	717	2,165	2,447	
農 第 一 位 物 販 売 家 (戸) 金 額	麦類	1	—	1	
	稲作	1,463	1,509	732	
	雑穀・いも・豆類	69	23	444	
	工芸作物	13	1	9	
	酪農	51	33	18	
	養豚	14	17	17	
	その他畜産	13	14	5	

注) '65, '70, '75 農業センサス。

農家の減少はかなり顕著であると言えよう。次に兼業動向についてみる。1965年の兼業農家は576戸、1970年619戸、1975年834戸と増加している。その兼業化率は1965年32%、1970年37%、1975年58%と上昇している。兼業農家は第1種兼業から第2種兼業へと拡大して増加している。

次に経営耕地規模である。総耕地面積は1965年7,317 ha、1970年8,426 ha、1975年8,165 haとなっているが、このうち田面積の割合は1965年71%、1970年87%、1975年88%となっているが、「減反」の影響で稲作は収穫面積を大幅に縮小している。1970年6,611 haは1975年には2,322 haと半分以上も減っている。一方畑作は雑穀やイモ類、まめ類の作目が多い。畑作面積は年々減少傾向にあり、1965年2,067 ha、1970年1,116 ha、1975年983 haとなっている。農産物販売金額第1位農家をみてわかるように1975年現在、稲作に依存する農家が732戸と他を上廻っており、稲作主体の農業経営に変りはない。

次に耕地規模別に農家戸数の推移をみる。第III-26表は1963年以降の変化を示している。1965年時点では3 ha未満の農家は605戸と全農家戸数の34%を占め、3~5 haは633戸の36%となっており5 ha未満の農家が全体の70%を占めるという構成をなしていた。1970年代に入って離農や兼業化が一層顕著となり所有構成にも変化があらわれている。1975年の時点で見ると、3 ha未満が321戸で全農家戸数の22% (1965年対比△12%)、3~5 ha 365戸、26% (同年比△10%)、5~7.5 ha 392戸、27% (同年比+5%)、7.5 ha以上352戸、25% (同年比+16%)となっている。これをみてわかるように5 ha未満の農家の減少が激しく、7.5 ha前後が規模拡大の分岐点となっている。規模拡大は進展してはいるが農家の半数近くが5 ha未満に集中しており、多数の小規模所有者による経営展開が中心となっている。

第III-26表 耕地規模別農家戸数—当別町

(単位: 戸)

	1963	1965	1968	1971	1975
農家総戸数	1,808	1,790	1,688	1,572	1,433
~3 ha	649	605	471	347	321
3~5	687	636	586	458	368
5~7.5	366	389	419	444	392
7.5~10	86	123	157	215	219
10~15	19	34	49	85	98
15~20	1	2	—	14	26
20 ha~	—	1	6	9	9

注) 農業基本調査票による。

但し '65, '75年は農業センサス。

② 林業の動向

当別町は道有林の占める割合は高いが、林務署の設立は1962年と比較的最近のことであるが、道内の林務署のなかでも事業収入は下位にランクされるほど低く、1975年現在約18,977

千円となっている。また町有林は1949年「町有林伐採特別会計制度」を導入して経営にあたってきた。この制度は戦後の経済混乱期に町財政再建に役立てようとしたもので、町有林の伐採収入を見込んでいた。例えば、第III-27表は1952年から1954年にかけての町有林伐採に伴

第III-27表 町有林の町財政に対する地位
—当別町— (単位：千円)

	一般会計歳入	町有林繰出金	構 成 比 (%)
1952年	79,430	14,552	19
1953	94,011	17,371	18
1954	110,649	18,997	17

注)「農山村実態報告書」(1950年)より引用。

う一般会計への繰入れを示したものである。ここでは町有林の伐採収入が町有林繰出金として計上されている。それは1952年14,552千円、1953年17,371千円、1954年18,997千円となっているが、一般会計に対する町有林繰出金の比重は1952年19%、1953年18%、1954年17%ときわめて重要な収入となっていたと言えよう。

次に私有林についてである。1970年センサスによると、483戸の林家が5,500haの山林を所有している。これを所有規模別にみると、5ha未満が299戸と全林家戸数の62%を占めている。次に5~10haが101戸、10~20ha57戸、20~30ha15戸、30ha以上11戸という構成をなしている。この構成でわかるように、10ha未満の小規模山林所有者が圧倒的多数を占めているのである。

第III-28表は国有林や町有林などの造林や伐採の実績を示している。まずはじめに国有林である。国有林の造林は毎年30~50ha前後の横ばい状態が続いている。伐採実績は1965年

第III-28表 所有形態別造林および伐採実績の推移 —当別町— (単位：ha, m³)

	国 有 林		道 有 林		町 有 林		私 有 林	
	造 林	伐 採	造 林	伐 採	造 林	伐 採	造 林	伐 採
1965	39	11,445	240	27,077	—	3,294	76	
1966	34	598	212	26,580	1	2,370	71	
1967	37	254	191	24,913	—	6,764	87	
1968	30	6,872	182	18,855	1	1,689	85	
1969	35	6,401	155	18,683	5	1,851	71	
1970	50	6,432	169	19,789	10	3,264	68	
1971	27	4,447	180	15,317	20	338	61	
1972	59	3,325	131	11,032	21	280	65	
1973	48	154	138	10,268	20	27	80	
1974	()	()	148	9,718	7	23	52	

注) 国有林実績は札幌営林署による。

道有林実績は道有林事業統計書による。

町有林及私有林は町役場資料による。

なお私有林の伐採実績は正確に把握できないので計上しなかった。

の11,445 m³をピークに減少傾向にあり、6千m³台から3千m³台におちこみ、1973年には154 m³までになった。なお国有林の事業対象はすでに当別町から浜益、厚田村へ移行している。

道有林は造林が1965年240 ha、1967年191 ha、1969年155 ha、1972年131 haと徐々に減少しつつある。伐採量は1965年27,077 m³、1968年18,855 m³、1971年15,317 m³、1973年10,268 m³、1974年9,718 m³と年々減少し2万m³台から1万m³台におちこんでいる。次に町有林である。町有林の先の特別会計制度は1967年に廃止されたが、その後も伐採量は減少している。造林は少ないが町有林経営は次第に造林、保育に重点を置いている。

私有林は造林のみだが、毎年50～80 ha前後で推移しており活発ではない。以上述べたように造林をはじめとして伐採量は減少ないし横ばいの状態にある。こうした事情もあって当別町には有力な木材業者が少なく、割箸工場、経木工場、薄皮工場等を中心とした零細加工業程度である。地場の林業資本としてはS木材が唯一のものである。S木材は1945年に造材事業を手がけて以来ずっと道有林の下請業者となっている。やがて1953年に株式会社となり、最近では土木、建築、建材などにも手を広げている。

3) 森林組合の事業展開

① 森林組合の設立

最初、森林組合が設立されるまでの経過について明らかにしておこう。第III-29表は森林組合設立までの経過をまとめたものである。1943年3月17日、北海道庁より「森林組合結成の指針」が出され、当時の当別村はこれをうけて鹿部恵造村長（1944年～1947年の森林組合長、森林組合設立発起人代表）は1943年3月20日に「森林組合創立発起人総会開催の件」、同年3月24日「森林組合総会発起人代表選定の件」を提示した。

第III-29表 当別村森林組合が成立するまでの状況

西 暦	月 日	設 立 に 関 す る 事 項	
1943 年	3月17日	森林組合結成の指針	道 庁 よ り
	3月20日	森林組合創立発起人総会開催の件	当 別 村 長
	3月24日	森林組合総会発起人代表選定の件	〃
	3月27日	森林組合設立用意に関する件	〃
	3月28日	森林組合設立趣旨普及並同意書取まとめに関する件 (各町内会長、部落会長、隣保班長殿)	〃
	8月27日	森林組合設立認可申請書	設 立 総 代
	9月27日	森林組合設立認可の件	北 海 道 長 官
	10月13日	追補責任当別村森林組合設立	

注) 森林組合資料より作成。

まずこの「指針」にもとづいて当別村は「所有者総数並ニ総面積ニ対シ3分ノ2以上ニ達スル迄」の運動を展開する。そのために発起人の選出がまずおこなわれ、20名が決まった。発起人の構成を職業別にみると、自作農、郵便局長、村議、商人、神宮、医者などがふくまれている。また自作農は発起人20名のうち13名を占め、そのなかには土功組合長、村議などの役職をもつ者がえらばれている。これら森林組合の発起人は戦後に入ってもそのまま組合理事にとどまる者が多かった。森林組合発起人の構成は、当時の村落社会構造を反映したものとっていたのである。

続いて1943年3月28日には「設立趣旨普及並同意書とりまとめに関する件」が各町内会長、部落会長、隣保班長をつうじて関係者に通達された。それから5カ月後の8月27日、「設立認可申請書」がまとまり当別村はそれを北海道庁に提出した。この申請書によると森林組合の設立に同意する者372名、同意しない者118名と同意しない者が総数の24%を占め、かろうじて規定の3分の2に達したのである。このように短期間のうちに森林組合設立までにこぎつけたのだが、はたして設立趣旨、目的など、どの程度まで理解されていたのか、同意しない24%の重みからその一端が知れよう。そして森林組合は1943年10月13日設立されるに至った。

この時すでに戦時体制の末期であったが、この時期の森林組合の状態はどうであったか。結論を先に言えば、事業は木材伐採と加工を中心とするものであった。伐採量については1943年の806.2 m³、1944年3,806.79 m³があった。加工等については第III-30表にあるように薪炭業の企業許可(1945年10月1日)、履物製造(同年10月9日)、木材加工場(同年12月24日)、そして1946年4月には製材業、1947年木材業の企業認可をうけている。

第III-30表 森林組合設立以降の設備状況
—当別町—

導入時期		設立以降の製材加工事業の規模拡大
1943年	10月13日	森林組合の設立
1945年	10月1日	薪炭卸売業(企業許可)
1945年	10月9日	工場設置届(履物製造)
	12月24日	木材加工場許可
1946年	4月25日	製材業許可
1947年	3月19日	移動製材機更新許可申請
	8月1日	木材業登録

注) 森林組合の資料より。

森林組合は設立以降製材などを事業の中心に置き、戦時体制下の伐採強制にも協力してきた。やがて日本が敗戦をむかえたのちも、森林組合はこのような事業体制を維持しさらに発展していくのであった。

② 1950年代～1960年代の事業展開

1946年、製材工場の認可をうけた森林組合は製材加工を主体とする事業へとむかった。そこでこうした加工事業の内容をこみると、第III-31表のとおりである。事業種目には下駄や家具の製造、建築の受託、そして一般製材がある。それぞれについて販売額をみると、下駄173

第 III-31 表 1948 年時点での木材加工事業の状況 一当別町一

		生産量	販売額	従業員 (人)	原木買付量 (m ³)
下駄加工		125,200 足	1,728,400 円	男 10	278
家具製造		318 ケ	770,000 円	女 10	
委託建築		11 戸	888,000 円	男 6	
製材	自己製材	2,027 m ³	477 万円	男女 14	18,620
	委託製材	590 m ³	137 万円		

注) 製材原木の買付には国有林 556 m³, 町有林 417 m³ がふくまれている。

原資料は「山村経済実態報告書」1955 年, 林野庁より引用。

万円, 製材 614 万円, 家具 77 万円, 建築 89 万円となっている。下駄や家具製造, 建築などは本来の経済事業になじまないものであるが広く地元住民の要求に応じていた¹⁾。

このような森林組合の例は北海道ではきわめて少なく, この時すでに組合員のみを対象とする組織体ではなくなっていたと言えよう。第 III-32 表は 1948 年における部門別収益である。各手数料をみると収穫, 販売, 造林などあわせて 48,896 円である。部門別収益では製材が最も多く 1,661 千円と全体収益の 58% を占めている。次いで販売部門の 368 千円, 加工 310 千円である。製材設備はこの時すでに 85 馬力にまで拡充していた。さてそこで第 III-33 表は 1954 年から 1961 年までの製材工場の設備拡充の様子を示している²⁾。この表によれば小割用の卓上機 (1955 年), 仕組板向け製函機 (1958 年) が導入されているが, 1960 年にはじめて 36 吋チップパーが導入され, その他に小径木樹皮除去, 小径木小割用のドラムパーカー, スプリッター, 広落樹チップ材の 36 吋チップパーなどの設備をととのえるに至った。

第 III-32 表 1948 年時点の部門別収益
一当別町森林組合一

科 目	金 額 (円)	構 成 比 (%)
収穫手数料	2,553	1.7
加工 "	42,991	
販売 "	1,999	
造林 "	1,353	
加工利益	310,509	10.9
販売 "	367,946	12.9
家具 "	110,399	3.9
製材 "	1,660,993	58.0
そ の 他	361,655	12.6
計	2,861,406	100.0

注) 前掲「報告書」より引用作成。

製材加工を中心とする森林組合の発展の原因はいくつか考えられるが, 特に戦時体制下における活動と町有林の特別会計制度の実施に負うところが大きい。町有林の伐採は一時期, 18 千 m³ (1954 年) に達するほどであった。1960 年代初頭でも毎年 4 千 m³~7 千 m³ の伐採量

第III-33表 当別町森林組合における製材工場の設備拡充の状況 (1950~60年代)

	機械設備について	使用目的
1954年	ウインチ1基	原木搬入のため
1955年	卓上製材機	小割用
1958年	製函機一式	仕組板向け
1960年	ワンマン製材機 36吋チップパー機 仮設工場新設 15馬力発動機 丸鋸1基	主として小径木の板挽用 チップ生産 小径木利用
1961年	36吋チップパー機 乾式カゴ型ドラムパーカー スプリッター一式 木屑製造機	広葉樹チップ生産 小径木樹皮除去 小径木小割用 オガタン製造

注) 「当別森林組合 20周年の歩み」より引用 (1962年)。

があり、森林組合は町有林の伐採、搬出、加工等を請負っていた。10年以上も続いた町有林の伐採は森林組合の事業基盤として十分なものであった。森林組合はこれを契機にやがて事業の外延的拡大へと進むのである。第III-34表は林産および加工事業の状況を示すとともに所有形態別の事業受託状況がわかる。この表によると、組合員以外の立木買入れがみられるが、特に道有林や国有林からの立木買入れが1950年代の半ばよりみられる。町有林についても先に述べたような状況がここでも明らかである。

第III-34表 林産、加工製材事業の状況

(単位: m³)

		1952年	1953	1954	1955
林産事業	国有林	1,118	—	—	—
	町有林	—	1,297	710	1,029
	民有林	292	53	178	—
	道有林	—	—	—	1,307
加工事業	受託加工	1,247	1,077	1,897	654
	買取加工	2,155	2,404	1,801	2,843
製材事業	自家製材	2,155	2,404	1,801	
	賃挽	1,247	1,077	1,897	

注) 森林組合の資料。

かである。加工事業については受託加工よりも買取加工の方が多い。この買取加工は主に国有林や道有林からの木材が大半を占めている。森林組合が林産や加工事業をつうじて道有林や国有林と結びついて本格化していくのは1960年代からである。

さて1950年代の事業展開を事業収益の面からみておこう。第III-35表は事業総収益の他各事業の収益の推移を示している。これによると、事業総収益は1952年3,133千円、1953年3,806千円、1954年3,617千円、1957年6,438千円、1959年11,243千円となっている。事業総

第 III-35 表 事業損益の推移 —当別町森林組合— (単位：千円)

	1952年	1953	1954	1957	1959
教育・指導	△	△	△	△	△
貸付	△	△	△	△	125
種苗	193	115	35	96	343
林産	239	115	171	711	3,919
販売	540	596	904	921	455
購買	3	48	30	34	28
加工	2,152	3,010	2,522	4,133	4,242
施業受託	164	40	62	580	917
チップ生産	—	—	—	—	1,214
事業総利益	3,123	3,806	3,617	6,438	11,243

注) 「森林組合と農家林業」(全森連, 1963年より) 引用。

△印は赤字。

収益は1950年代の後半になって急伸し1千万円台となった。つまり4~5年の間に3倍近くにも達しているのである。この伸びは林産や加工事業によるものである。特に加工事業は1952年の事業総収益の69%を占めている。さらに1953年では79%, 1954年にも70%となっている。林産事業の方は1952年239千円と全体の8%にすぎなかった。それが1957年になって711千円, 11%, そして1959年には3,919千円, 35%とその比重を高めている。1959年になってチップ生産が登場しこの年に1,214千円の収益をあげ、事業総収益の11%を占めている。

しかし、森林組合は製材工場の設備拡充が工場経費等の増加、大径木生産の減少に伴い、やがて転換期をむかえる。チップ材生産が加工の中心に移っていく契機になったのは、1960年のチップ工場の設置である。このチップ工場は江別市の北日本製紙(現在の王子製紙)の資金等の協力を得て、製材工場に併設された。当初森林組合は小径木、林地残材、製材工場の廃材等をチップ工場に利用していた。全般的に事業は国有林、道有林の経営合理化の影響をうけて造林などの下請化を深めていく時期に突入していた。1960年はそうした事業の再編成にむかう結節点であった。

③ 1960年~1970年代の事業展開

1960年代の前半から後半期に入ると森林組合は事業の再編成、そして地場資本的な役割をも担いつつ事業の拡大へむかった。それは一般製材加工の縮小とチップ材生産の拡大、それに伴う事業の外延的拡大、事業請負化を特徴とするものである。こうした森林組合をとりまく状況について述べておこう。

先にも若干触れたが、国有林や道有林は経営合理化の方針により人員整理、機構改革などがおこなわれており伐採等の事業の縮小、下請化を漸次実施に移しつつあった。一方町有林は例の特別会計制度を1967年に廃止し保育中心の経営に重点を移した。森林組合は1964年に第1次林業構造改善事業（総事業費63,000千円）、1972年には追加林業構造改善事業を導入していた。このような動向の中で森林組合の事業はどのように展開していたのかをみよう。第III-36表は1965年以降の販売、林産、加工などの事業の推移を示している。

第III-36表 販売および林産、加工事業の年次別推移
—当別町森林組合— (単位: m³, 千個 (オガタン))

		1965	1966	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1975
販 売	素 材	2,039	655	4,647	3,629	6,786	2,337	2,880	2,478	1,766
	パ ル プ 材	1,394	1,034	4,798	5,401	5,130	4,795	2,050	2,136	4,512
	製 材	11	679	1,569	1,684	704	717	1,370	1,500	—
	そ の 他	277	1,583	1,117	4,131	1,425	835	1,051	708	1,720
	計	3,721	4,051	12,131	14,855	14,025	8,684	7,326	6,822	7,998
林 産 (加工 仕向)	製 材 原 木	3,067	1,529	1,238	1,860	1,375	1,993	1,121	1,042	4,751
	チ ッ プ 原 木	142	723	3,036	3,359	9,944	6,462	7,618	10,741	8,111
	そ の 他	78	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3,287	2,252	4,274	5,219	11,319	8,455	8,839	11,783	1,286
製 材 加 工	一 般 製 材	1,535	2,072	367	2	2	33	—	106	} 3,146
	雑 木 加 工	192	173	1,264	1,645	1,528	2,132	747	1,214	
	背 板	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チ ッ プ	828	2,669	6,249	1,125	13,447	13,437	13,260	14,741	10,386
	オ ガ タ ン	38	27	24	8	—	—	—	—	—
	受 託 加 工	338	349	414	574	739	459	345	1,530	—
計	2,893	5,290	8,318	3,354	15,716	16,062	14,352	17,591	13,532	

注) 森林組合資料による。

この表からまず販売事業についてみよう。事業量は1969年14,855 m³とピークに達しそのち減少している。とは言っても1970年代の事業量は6千 m³~8千 m³のあいだで推移している。販売の主なものはパルプ材と素材であるが、とりわけパルプ材の占める割合が高く、1965年37%、1970年37%からさらに伸びついに1975年56%にまでなった。素材販売は1970年6,786 m³とこの販売事業量の48%であったが、その減少し2千 m³から1千 m³台になり、1975年には1,766 m³、22%となった。これは林産事業とも関連するのだが、道有林や国有林からの素材供給の低下が影響しているのである。そこで次に林産事業について述べよう。すでに林産事業は1965年頃よりチップ原木の取扱量が増加している。1968年のチップ原木は3,036 m³であったが、1970年には9,944 m³と一挙に3倍である。林産事業に占めるチップ原木の割合は1970年で80%に達しその後も順調に70~80%を維持している。一方製材原木はほぼ2千 m³

近くで横ばい状態をつづけている。製材工場をみると、一般製材は1966年の2,072 m³を最後にほとんどなくなっており、代って雑木加工がみられる程度である。チップ工場がこの製材工場を上廻る事業展開を示し1970年は1万 m³~1.3万 m³を維持し相当のシェアを占め、チップ工場の経営が著しく伸びてきたのである。このことは加工設備でも歴然としている。

例えば1972年における加工設備の状況を見ると、従来からの製材工場の総馬力数は186 HP、従業員10名(内男6名)である。これに対してチップ工場は総馬力数が318 HP、従業員9名(内男5名)となっており、チップ工場が主力となっていることがわかる。

次に素材生産についてみよう。素材販売の低下については先に述べたが、ここでは素材生産事業についてその推移をみる。第III-37表は道有林、国有林を中心とする素材の供給量が明らかである。素材生産量は全体として増加しており1965年10,655 m³、1967年17,367 m³、1969年20,981 m³、1970年23,244 m³となっている。しかし1970年以降の素材生産量は減少し1975年には1965年頃の水準に戻り12,862 m³となった。さてこれを所有形態別にみると道有林がもっとも多い。組合員や町有林、国有林などはその年によって変動があり一定していない。最初に道有林についてみると、道有林からは1965年6,048 m³、1966年6,638 m³、1967年6,106 m³とほぼ6千 m³台の素材生産があり1970年になってからは急激に減少し1970年1,860 m³、1975年859 m³となった。しかしそれまでの素材生産は道有林が40%~60%を占めていたのである。国有林はその年によって増減があるが、1千 m³以上を確保している。時には森林組合は1969年に3,688 m³、また1975年には5,954 m³の素材生産の実績を示していた。一方組合員の受託生産は国有林とくらべて多い。1965年3,437 m³だったが、1967年7,262 m³、1969年6,494 m³、1970年17,422 m³と増加してきた。1975年は町有林を含めて6,049 m³に達している。1970年から1975年の素材生産は組合員の山林売却に伴う木材伐採がふくまれている。組合員の受託生産はそれなりに実績をあげているが、全体の素材生産量の割合からみると、1970年の42%を除いて20%以内にとどまっている。

第III-37表 森林組合による素材生産 —当別町—

(単位: m³)

	組 合 員	町 有 林	国 有 林	道 有 林	計
1965	3,437	416	754	6,048	10,655
1966	2,295	276	2,687	6,638	11,896
1967	7,262	2,850	1,149	6,106	17,367
1968	1,489	4,000	1,303	5,587	12,379
1969	6,494	1,603	3,688	9,196	20,981
1970	17,422	2,670	1,292	1,860	23,244
1975		6,049	5,954	859	12,862

注) 国有林材は隣接町村の分も含む。
森林組合資料による。

さらに造林実績においてもその傾向が明確に出ている。第III-38表によると、造林実績の全体は300haにも満たないものである。わずかに1960年278haが最も多い造林量である。まず組合員の受託は1967年から1969年にかけて100ha台の実績を示しているが、それ以外の年度は100haにも至らない低い造林となっている。むしろ1970年以降は減少しつつある。国有林への造林は1970年以降徐々に増加している。

1971年59ha, 1972年95ha, 1975年125haと組合員の実績を上廻るほど

になっている。組合員のいわば受託造林率は1970年38%, 1971年41%, 1972年33%, 1975年19%と振わない。全体として道有林, 国有林の請負造林の比重は最近高まっているものと言えよう。

以上のように森林組合は事業全般にわたって道有林や国有林への請負化を深めているのである。それは地拵や下刈においても同様であり全面的に森林組合はこれら経営体の下請業者的な性格を強めていることがはっきりとしたと言える。第III-39表によれば地拵, 下刈は年々増加し, 地拵は1964年以降200ha台, 下刈は1千haから2千ha台へと増加しつつある。この

第III-38表 森林組合による造林実績の推移
—当別町— (単位: ha)

	組合員受託		国有林		道有林		その他		計	
1963	30		28		—		—		58	
1964	28		17		—		—		45	
1965	35		92		—		—		127	
1966	70		84		29		—		183	
1967	120		65		53		11		249	
1968	137		31		60		—		228	
1979	170		91		13		4		278	
1970	91		65		54		29		239	
1971	75		59		49		—		183	
1972	68		95		38		3		204	
1975	55		125		113		—		294	

注) 組合員受託には町有林もふくむ。
森林組合資料による。

第III-39表 森林組合による地拵および下刈実績の推移 —当別— (単位: ha)

	組合員		国有林		道有林		その他		合計	
	地拵	下刈	地拵	下刈	地拵	下刈	地拵	下刈	地拵	下刈
1962	30	170	28	232	—	—	—	—	58	402
1964	28	200	63	262	32	16	—	—	123	478
1965	35	225	84	329	30	106	—	—	149	660
1966	70	250	92	315	35	276	—	—	197	841
1967	120	370	54	302	43	298	11	—	228	970
1968	137	507	44	365	69	339	—	11	250	1,222
1969	170	677	67	396	23	302	4	15	264	1,390
1970	91	768	87	584	29	189	29	44	236	1,585
1971	75	843	109	409	64	463	3	44	251	1,759
1972	68	900	83	411	67	508	—	47	218	1,866

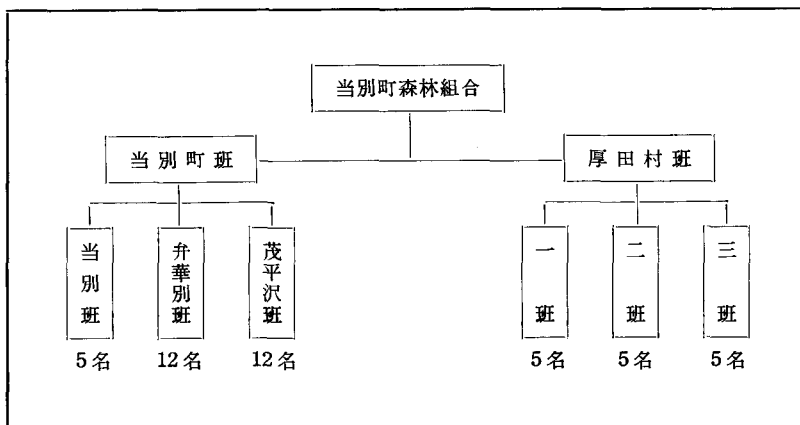
注) 平野進「当組合における造林事業」(林業研究発表大会論文集, 1972年)より引用。
その他は国有林を対象とした部分林を示す。

なかで組合員の受託状況は下刈に関しては、1964年 200 ha, 1968年 507 ha, 1970年 768 ha, 1972年 800 ha とその受託量は多い。しかし地拵は逆に国有林, 道有林の請負にくらべて少ない。組合員の地拵の受託率は全体量の30%台, 下刈の受託率も5割を越えた年度は1963年, 1967年, 1968年, 1969年の4回だけである。

組合員の受託は事業全体の中で5割を越えている状況はほとんどなく, 3割から4割内外で低迷し, こうした関係はほぼ定着した感がある。逆に森林組合は国有林, 道有林との関係を深くし, これら経営体の生産過程に組み込まれた状態が決定的となっている。当別町においては, 有力な木材業者がいないだけに森林組合の存在がひととき目立つのである。

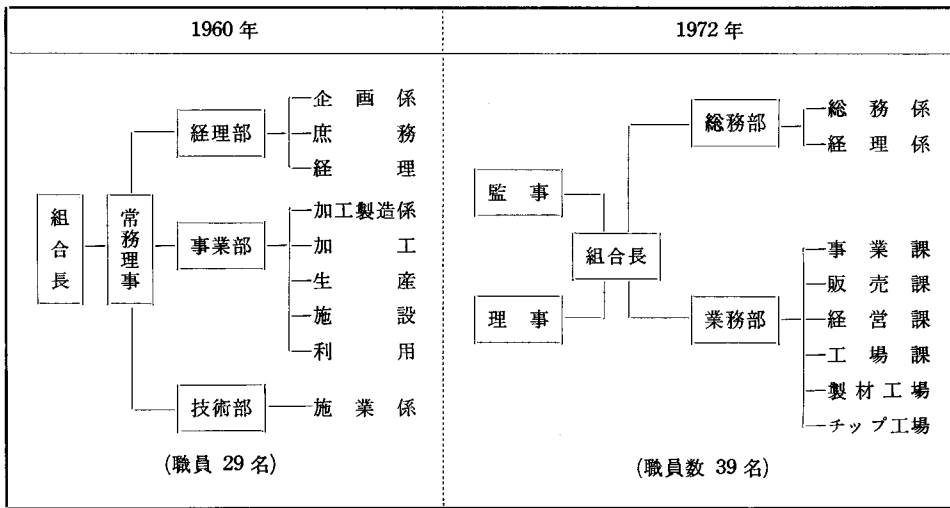
森林組合はこうした事業の外延的拡大におされて1972年には「隣接森林組合(厚田村, 浜益村を指す)との労務および資材の相互提供契約に基づく地域の広域化³⁾と「協同組合組織の重要性⁴⁾」を事業方針にとり入れたのである。内容はどうであれそれは事業拡大の追認にすぎなかった。森林組合が国有林や道有林と深く結びついたのは労務班組織の強化によってであった。労務班は1964年頃結成されたと言われる。当初労務班は1959年の町有林への造林を契機につくられたが, やがて国有林, 道有林等への請負造林や素材生産を手がけるに従い森林組合は労務班を充実するようになった。労務班員は結成当時, 4班, 65名だったが, 1970年になると6班, 70名という組織となった。他方工場労働者は1967年57名から1970年25名に半減している。森林組合は「就業規則」を整備し体制の確立をはかってきたが, 第III-4図は1972年当時の組織体制を示している。これによると労務班は当別班の3班, 29名, と厚田班, 3班, 15名からなり, 1班ごとに組長, 副組長がいる。厚田班は主に当別町に隣接する国有林厚田事業区で, 造林, 造材の事業を担当している。

当別町における労働力の調達は森林組合以外の組織では不可能となっており, 必然的に道有林や国有林は森林組合に依存するという関係を結ぶことになったのである。



第III-4図 労務班の組織図 —1972年度— (当別町森林組合)

注) 第IV-18表に同じ



第III-5図 森林組合の指導体制の変化

- 注) 1. 「森林組合と農家林」(全森連, 1960年)より→1960年
2. 森林組合の聴取調査により→1972年

さて最後に森林組合の指導体制について述べておこう。第III-5図は指導体制の強化に伴う組織体制の変化を示している。この図からみると、森林組合職員は1960年の29名から1970年39名に増加している。1970年代になるとチップ工場の新設があり、あらたにチップ材の販売課、経営課を設け、製材加工部門は縮小されている。さて現在39名の職員がいるが、25年勤続の職員は7名もいる。組合長は設立当初、町長が兼任していたのだが、1947年より常勤組合長として大沢が1970年まで長期にわたって就任してきた。この間彼は森林組合の基盤づくりに専念してきたのだが、一方で道森連の副会長の職にあった。そのあと1970年～1974年まで伊達、1974年から現在に至るまで長谷川と、受けつがれてきている。

以上、当別町森林組合は戦後の事業展開をみると、一般製材加工からチップ材加工へと重点を移しつつ、造林ばかりでなく地拵、下刈等を事業拡大のテコとして発展してきた。これを支えてきたのは、組合員ではなく、町有林をはじめとする国有林、道有林などへの事業請負である。つまりこうした森林組合の外延的拡大がなければこのような事業展開はなかったのである。森林組合の事業総収益が1970年代に入って3～5億円に達するほどになり北海道でも事業規模の大きい森林組合へと成長したのである。この森林組合の事業収益の源泉は言うまでもなく組合員以外の林業経営体から得られたのである。しかし森林組合はチップ工場が事業展開の主力になるにつれていくつかの問題も出ている。例えば1971年、森林組合はチップ生産の目標の92%を達成したが、利益目標では59%にとどまったことである。そしてしばしば森林組合はチップ材の出荷停止、在庫増により棚卸損失を計上するに至っている。このような状況下で森林組合は事業拡大のみで将来展望を得ることができなくなってきていると言えよう。

注

- 1) 下駄製造は最初末木枝条や老大木の残材を利用するためにはじめられたのであるが、戦時そして戦後直後にかけて地元で履物が不足していたこともあり、これを事業として手がけたものである。また家具についても、地元より家具製造の注文に応じてはじめたものである。下駄は1951年に閉鎖し、家具は民間の手に移譲した。(当別町森林組合：『20周年の歩み』, 1962年)。
- 2) 1959年当時、工場敷地が3,857坪あった。この工場には30馬力の6インチ帯鋸1基、15馬力の42インチ丸鋸1基、10馬力の42インチ横切1基の製材機があった。その他に中型自動目立機(10馬力)、補助動力機(20馬力)もそなえてあったという。
- 3), 4) 当別町：『追加林業構造改善事業計画書』, 1972年。

4) 組合員の状態

① 森林組合の利用状況

当別町における山林所有形態は先述のとおり道有林が高い割合を占め、私有林の小規模所有がこれとくらべてきわ立っている。しかも10ha未満の小規模所有者が大多数であり、山林を大規模に集積している所有者はみあたらない。最近、不動産資本がゴルフ用地として私有林を広範囲に買占めたこともあって、私有林はますます縮小している。森林組合はこのような所有構成の中にあってとるべき途は、所有関係にとらわれない事業展開であった。森林組合に与えられた役割は組合員の組織体としての他に、地域林業に規定された資本機能を同時に発揮することであった。これを協同組合の矛盾とするにはあまりにも短絡的である。これは森林組合自体に協同組合的役割を無理に与えた林業政策のひとつの帰結でもあろう。

さて当別町森林組合は当初製材加工による収益を組合員に還元するという姿勢をもっていた。ところがすでに森林組合は組合員全体を組織するという過程をとらずにさらに事業拡大を続けた。

すでに1950年代の組合員は森林組合の事業の中ではきわめて低いものであった。例えば第III-40表は1954年の利用状況を示している。これによれば、まず加工製造部門の利用金額が21,482千円で全体の64%を占めていたが、この加工製造部門のうち「員外者」が18,324千円とこの部門の85%を占めているのがわかる。その他の事業をみてもわかるように「員外者」の地位が高い。林産部門では組合員の利用高が3,111千円であるが、このうちの86%の2,675千円は町有林であって、本来の組合員の利用高は少ないのである。組合員の利用は購買などで目立つくらいであり、全体に利用は低い。この時期においてすでに組合員の利用は低水準で固定しており、加工を中心とする事業展開のいわば軌道修正は考えられず、森林組合は一層「員外者」のための事業展開を辿ったのである。当時の森林組合総会の出席率をみると、1952年85%、1953年52%、1954年50%、と年々低下し組合員の関心も次第にうすれていったのである。一方組合員の加入状況を見ると、1954年において山林所有者523名に対して組合員は413名、加入率79%であったが、1961年には組合員は425名、加入率58%と減少している。

さて1970年代に入って組合員をとりまく状況にも変化がみられ、森林組合はそれなりの

第III-40表 山林所有規模別組合員の組合事業の利用状況
—当別町森林組合— (1954年)

(単位: 千円, 名)

	貸付事業		林産事業		販売事業		購買事業		加工製造事業		その他		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
組	1町未満	—	—	—	—	—	—	—	6	71	—	—	
	1~5	1	280	—	—	3	208	9	15	69	841	3	392
	5~10	1	180	—	—	4	209	22	33	107	1,465	2	378
	10~50	4	1,230	3	436	3	141	4	2	33	672	2	276
合	50~100	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
	100~500	—	—	—	—	—	—	1	22	1	11	—	—
	500~1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
員	1,000町歩以上	—	—	1	2,675	1	158	1	25	1	98	1	362
	計	6	1,690	4	3,111	11	558	37	98	218	3,158	8	1,408
買外者	—	—	—	—	5	4,021	16	156	985	18,324	3	2,232	
合計	6	1,690	4	3,111	16	4,738	53	254	1,203	21,482	11	2,232	

注) 森林組合の資料より引用。

対応を示すようになった。ひとつの例をあげると、町有林の分収造林がある。1973年、町町有林はかつてのような木材伐採もなくなり、造林や保育を重点に経営を進めていた。その一環として町有林の分収造林を立案したのである。分収造林は138.98 haとして、町が20%、造林者80%という分収割合にもとづき、60年代期とする内容であった。第III-41表はこの分収造林に参加した8名の林家ないし組合員の山林所有面積を示している。これによると、これら契約者の山林面積は10~20 ha前後となっているが、10 ha未満の組合員はここに参加していないことがわかる。この分収造林は「……確実に実行できる見込みがあり熱意のある者と分収契約を結び実施中である」という制約を設けていたために、だれ

第III-41表 町有林による分収造林
—当別町— (単位: ha)

	分収面積	契約者の山林	内 人工林
1	30.12	19.88	7.32
2	22.08	10.24	6.48
3	10.23	10.64	7.04
4	10.14	10.28	4.92
5	11.76	13.24	8.08
6	24.86	16.00	16.00
7	12.96	23.80	7.96
8	16.85	15.28	9.20
計	138.98	119.32	67.0

注) 当別町史より引用。

左記の数字は契約者の番号。

契約者の山林面積は1973年度のもの。

もが分取造林に参加できたのではない。

また組合員の中には、「林業振興会」(1960年頃結成)がありこの組織に参加していた組合員の構成をみると、耕地面積で5~10ha規模、山林面積では20~30ha規模を経営基盤とする農家10名となっている。この会の目的は育林技術の向上、林相改良などとしていた。しかし最近になって会員の減少と高齢化が目立ち、実質的な活動もみられないということであった。また10ha未満の組合員がこれに参加していないこともあって幅広い活動には至っていないのである。

森林組合が事業の外延的拡大を続けているなかで組合員の造林樹種がカラマツからトドマツに代っていくという傾向もみられる。例えば第III-42表をみると、購買及び養苗事業の苗木取扱いの数量変化がみられる。1965年以降、カラマツやトドマツの取扱量は年度によって変化はあるが、購買、養苗部門ともトドマツがカラマツを上廻っている。購買についてみると、すでに1965年において215千本の苗木取扱のうちトドマツが195千本となっておりカラマツは15千本にすぎない。カラマツは1969年以降全くななくなっている。養苗についてもカラマツは1965年30千本、1966年3千本、そして1967年以降ゼロとなっている。すでに森林組合ではカラマツ苗木の供給はしていない状況であると言ってよい。

第III-42表 購買および養苗事業の変化 —当別町森林組合— (単位: 千本)

		1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
購 買	トドマツ	195	132	377	101	133	73	1,140
	カラマツ	15	3	3	4	—	—	—
	その他	5	2	11	8	—	8	22
	計	215	137	391	113	133	81	1,162
養 苗	カラマツ	30	3	—	—	—	—	—
	トドマツ	144	220	172	433	207	221	189
	その他	1	5	2	—	3	48	93
	計	445	228	174	433	210	269	282

注) 森林組合の資料による。

養苗事業は直営生産のみを計上。

このようにトドマツ苗木の生産が主体となっている背景は単にカラマツの先枯病とか野ネズミの害によると言ったことばかりでなく、それはトドマツが国有林、道有林の主要造林樹種であることが影響している。すなわち森林組合はこれら経営体の造林等の請負化を深めており、その結果としてトドマツの苗木取扱が増加したからである。トドマツは一般林家や組合員の造林樹種としては受け入れがたいのであるが、組合員はトドマツを造林樹種としている。

以上述べてきたように組合員の利用実態は加入率の低下とともにきわめて低くかつかぎられたものとなりつつある。森林組合は国有林、道有林との関係を深めていくなかで、組合員の存在はもはや意義のないところまで追いこまれ、森林組合と組合員との関係はきわめて対立的な関係に進んだと言えるだろう。

② 組合員の状態

1973年頃、不動産資本による林野の買占めがあったが、森林組合はこれに対処すべき施策をもたなかった。森林組合は「組合員の山林地移動調査」(1974年)によって103名の組合員と約1,404haの山林を失なったことを明らかにした。この時期農協は農民の山林売却などによって貯金高の増加をみ、目標を上廻るといふ報告をしている。すでに農家は「減反」以降、兼業化する傾向にあり、農外就労などによる経営基盤の変化があった。山林の買占めのおきるなかで山林の地価高騰は農民に予想以上の所得をもたらした。一挙に山林売却となったのである。組合員の造林の遅れや森林組合の組織体制の不完全さが、こうした組合員の山林売却をもたらす遠因になったと考えられる。

さて林家や組合員の多い当別町の弁華別地区や茂平沢地区では、当別町の開拓以来の“旧開地”として知られ稲作を中心とする経営展開がみられる。この地区を例にとりて組合員の状態を若干述べておきたい。この両地区は1975年現在、255戸の農家を擁しこのうち専業77戸、兼業178戸と圧倒的に兼業農家の多い地区となっている。これらの兼業農家は主に江別市、岩見沢市、札幌市を中心に人夫、日雇などを兼業種としており全面的に兼業へ依存する傾向を強めている。またの両地区の1戸あたり耕地面積は5ha前後である。これは町平均の7ha水準を下廻る規模であることから、農業経営の小規模性がうかがえる。この255戸のうち5ha未満の農家は62%を占めるという状態からも明らかであろう。

この地区は先の山林買占めが集中したところで組合員の中には山林所有が皆無となり、森林組合を脱退する者が相次いだ。また造林地をみてもトドマツがカラマツに代って植栽されており、トドマツとカラマツの混植がみられる。この地区における組合員の山林面積は二、三の例を除いて小規模であって農業経営と同様、5ha前後の山林所有の構成となっている。このような組合員のなかから、いくつかの組合員の事例をとって簡単な状況を述べておこう。

第III-43表は1975年における状態を示している。この表から全般的な動向を指摘すると、どの組合員もトドマツ造林が多いということである。事例(1)の場合、すでにトドマツの人工林が20~30年生に達している。ただしこの組合員は農業経営の基盤がこの地区では上位にあり戦前よりずっと自作農であった。そして「林業振興会」という在来の林業グループの創設者としてこのグループを指導してきた人である。事例(5)、(6)の場合、すでに山林を売却し耕地の拡大に専念していききたいとしている。この地区では稲作として経営を維持していくためには6ha以上なければならないと言われているが、すでに事例の(2)、(3)、(5)などはすでに農外収入に依存する形態をとっている。

第 III-43 表 組合員の実態に関する若干の個別事例 —1975 年—
(当別町茂平沢, 弁華別地区)

	山林規模	耕地規模	世帯構成	農業経営の状況	林業経営の状況
1	25 ha 内人工林 18 ha	6.5 ha 内水田 6.3 畑 0.2	世帯主 (46) 妻 (42) 祖父 (70) 祖母 (66)	6.5 ha の 1.6 ha は借入地耕地 地拡大したい。 稲作専業 兼業なし	造林は '60 年代に完了 自家労働による造林・保育は とんどトドマツ植林
2	15 ha 内人工林 7~8 ha	6 ha 内水田 5.2 畑 0.8	世帯主 (47) 妻 (42) 祖父 (70)	'65 年頃田畑→田専に転換。 世帯主, 毎年 3~12 月人夫 日雇に出る。(地元土建業)	10 年生のトドマツが多い。 自家労働による造林中心苗木 は森林組合。 林道がない。
3	5.6 ha 内人工林 1.3 ha	4.5 ha 内水田 4 畑 0.5	世帯主 (66) 妻 (59) 後継 (32) (長男)	長男は地元土建業のトラク ク運転手 '70 年減反, 小豆の付作おこ なう。	カラマツ 5 年 ('65 以前) トドマツ 1.0ha(最近の苗齢級) 自家植栽 チップ材として森林組合委託
4	5 ha 内人工林 3.2 ha	9.3 ha 内水田 9 畑 0.3	世帯主 (50) 妻 (45) 長男 (20)	稲作専業	トドマツとカラマツの両方を 植栽。 山林の手入れは自家労働
5	4 ha 内人工林 2 ha	4.3 ha 内水田 4 畑 0.3	世帯主 (53) 妻 (52) 後継 (20) (次男)	世帯主, 後継 (次男) とも人 夫・日雇に出ることが多い。 農外収入への依存が高い将 来規模拡大したい。	'65 年以降にトドマツ造林に きりかえた。 農地取得のため山林売却
6	1.5 ha 内人工林 1.5 ha	4.1 ha 内水田 4.0 畑 0.1	世帯主 (63) 妻 (60) 長男 (36) 長男妻 (32)	'70 年減反によりイチゴ栽 培。 規模拡大したい。	山林売却 } 耕地拡大のため 畑作地売却 } (主水田) 元森林組合理事

最近、圃場整備事業が広くおこなわれており、それに伴う事業負担や農業機械化による稲作生産組織の再編成が進んでおり、これを契機に脱農する農家も多いということである。稲作生産の技術向上は、従来のような山林の自給的利用の意義をうすめ、兼業化の深化による山林所有と利用の位置も変化しつつある。このことも原因して山林の人工林化も十分に進展しない状態にある。事例 (5) などは 4 ha のうち 2 ha を造林しただけでこれ以上の造林を期待せずに農外就労へと転換していると述べていた。

以上の若干例からもわかるように組合員として共同歩調を求める共通の生産基盤が徐々に失われており、今後の展開に困難な状況となっている。森林組合はこれらの組合員に対して事業基盤を求めていく条件が十分に得られないままにしているのである。このことから森林組合と組合員が最も明瞭に乖離していると結論づけるのは容易ではあるが、常に組合員をよりどころにして発展しなければならないとする命題にはこのような困難性を併存している。当別町の事例をみていると、組合員だけの組織体とする森林組合はきわめて閉鎖的な組織であり、ここから脱却して地域林業の主要な事業体ないし資本としての役割を時にはもたざるを得ないということはこの事例が端的に示している。

IV. 本別町森林組合

1) 地域の概況と戦前期の農林業

① 地域の概況

本別町は十勝支庁管内の東北部に位置し東は白糠町と浦幌町、西は土幌町、上土幌町、南は池田町、北に足寄町に接している。本別町は十勝川の支流である利別川と美里別川の合流する河岸に形成され、その西側に段丘状の農耕地が広がっている。本別町は十勝平野から離れた山間部にあり総面積 39,463 ha のうち山林は 62% にあたる 24,600 ha を占め、農耕地 10,489 ha である。

交通機関は国鉄池北線(北見市一池田町)、国道 242 号線があり、帯広市からは比較的近い。人口動態についてみる。1975 年の国勢調査によると、町人口は 13,769 人であるが、1960 年 17,507 人をピークにずっと減少している。これを産業別就労人口でみると、1975 年度総数は 6,930 人である。このうち農林業などの第 1 次産業人口は 2,450 人で全産業就労人口の 35% である。そして第 2 次産業人口は 2,705 人、39%、第 3 次産業人口が 1,775 人、26% となっている。第 1 次産業は 1955 年に総数 7,669 人のうち 4,677 人、61% を占めていた。その後減少し 1960 年 4,482 人、1965 年 3,663 人、1970 年 3,164 人となっている。

さてこのように農林業就労人口は減少してはいるものの、本別町は農業と林業が主要産業である。1975 年現在、農家戸数 798 戸、うち専業農家が 575 戸となっている。経営耕地面積 10,276 ha のうち田が 88 ha、畑 10,187 ha であるが、この畑を収穫別面積積でみると、飼料用作物 4,712 ha で総収穫面積 10,134 ha の 46% を占めている。次いでまめ類 3,102 ha、31%、工芸作物 1,142 ha、11% といった構成をなしている。最近酪農経営が盛んとなってきており、1975 年の乳牛飼養農家戸数 463 戸に対して飼養頭数は 9,167 頭である。

このように最近では畑作専業地帯から漸次酪農地帯に変ぼうしつつあり、大規模な草地開発や土地改良事業が実施されている。

林業についてであるが、所有形態別の森林資源をまずみておこう。山林面積 24,600 ha のうちで最も面積が多いのは私有林の 13,309 ha で全体の 54% を占めている。次に国有林は 10,112 ha で 41% である。その他に町有林 1,091 ha、道有林 88 ha となっている。次にこれら所有形態の森林蓄積である。森林の総蓄積 1,708 千 m^3 の 57% (971 千 m^3) を国有林が占め、私有林は 713 千 m^3 の 41% である。1 ha 当りの材積でみると国有林は 96 m^3 、私有林が 53 m^3 と低い。私有林の場合、1970 年の人工林率は 15% ときわめて低率である。

以上のような所有構成および森林蓄積に対して、どのような林業生産がおこなわれているだろうか。その一端を示すために木材、木製品製造業の現況についてみる。1975 年現在これら事業体は 11 事業所、従業員 306 人、同年出荷額 2,597 百万円は本別町全製造業出荷額 13,035 百万円の 13% にあたる。その他大小の素材生産業も多く、地元の国有林、隣接国有林や道有林

を中心に活動しており、なかには製材業を兼営する業者もいる。

② 戦前期の農林業

1893年この地に開拓の鉾がおろされたが、本格的に人口が入殖するようになったのは1902年本別外5カ村役場が設置されてからである。そして1910年、池田と陸別間に鉄道が開通してからは、本別町の人口も5千人となっている。1915年2級町林制が施行され本別村となり、1933年に本別町となった。

さて戦前期の農業展開をみると、「北海道土地払下規則」（1886年）、「北海道国有未開地処分法」（1897年）等が施行されているが、本別も急速に開墾地が増加してきた。この恩典を受けた資本家のなかで1898年利別農場、函館農場があり、彼らは広大な山林原野を開墾し多数の小作人を擁していた。この後次々に大小の農場や牧場経営が農地や山林原野をかこい込んでいった。例えば、1911年の記録によると、100ha以上の地積をもつ牧場は9牧場、その面積2,900ha、また250ha以上を所有する牧場が5牧場あり、その面積は1,800haに達していた。なかには名儀だけの地主もいたと言われている。

やがて経済更生運動、自作農創設の機運とともに1933年頃からいくつかの牧場、農場が解散したり縮小していった。1911年の農家戸数906戸のうち小作農520戸であったが、1932年には農家戸数986戸、このうち小作農165戸と、小作農の割合が減少している。また1935年当時の農作物の作付状況を見ると、まめ類は総耕作面積6,520haのうち69%にあたる4,495haを占め、次に麦類806ha、亜麻523haとなっている。第1次大戦の勃発頃には雑穀類の価格高騰があり、そしてまた冷害、凶作が繰返され畑作農業は決して安定したものではなかった。

冷害克服、地力低下の防止に対して、1918年の亜麻工場の設立、養蚕組合の設立（1926年）、甜菜耕作模範組合の設立（1927年）、そして牛乳営業組合（1932年）などが組織されていた。

次に林業についてみると、本別町は隣接の足寄町、浦幌町などともに“木材の町”として発展してきた。しかも利別川流域は木材流送に盛んに利用され、この地域の農業開拓の進行とともに木材伐採がおこなわれてきたのである。最初、木材伐採は自家用材、薪材などの用途を中心としていたが、1900年代に入ってマッチ軸木生産が開始され1904年にマッチ製軸工場の設置をみられる。そして鉄道枕木生産へと拡大していった。

大正期に入ってから富士製紙や王子製紙が利別川流域に進出し、木材伐採が盛んとなっている。この木材伐採の拡大に伴い、地元には山中商会（1918年）、田西木工場（1923年）、岡崎木工場（1934年）が次々に製材工場の営業を開始している。本別町には、インチ材、突枿、単板、割箸などの加工場も開始されている。そして素材生産業者も進出し、なかにはいわゆる“ひと旗組”も多かったと言われている。

製炭業も活発で駒沢貞蔵（十勝木炭同業組合初代組合長）は地元製炭や坑木生産を一手に引き受ける大手業者の一人であった。同時期には製炭実行組合を設立した造材業の石井才助等がいる。

以上のように本別町の木材生産は1900年代中期にひとつの画期をむかえた。例えば、1915年の素材生産は47千石だったが1939年54千石、1941年93千石へと増加し、製材でも1935年24千石、1939年41千石、1941年41千石、そして木炭が1935年650千メ、1939年324千メ、1941年2,632千メと急増している。

一方このような木材伐採の過程で山林は荒廃化の一途にあったと言われる。造林がおこなわれるようになったのは1897年から1907年にかけて幕内牧場、井手牧場の地主らの手によるカラマツ造林であった。1904年に設立された本別町農会は大正期以降の農村荒廃に触発されて「農民の土着心涵養の一手段」として造林契励をはかっている。そしてその他に一部の篤農家らが造林を試みていたが、木材伐採のいきおいにおされて全く低迷していたのである。

2) 戦後の農林業の動向

① 農業の動向

戦後まもない1950年代の初頭、北海道農業は一般的に豊作であったが、十勝地方の農業は依然として冷害凶作の影響が残っていた。

この本別町では、1957年当時においても農家負債は1戸あたり平均40万円だったと言われ、さらに「随って冷害凶作、価格暴露と昭和28年より実質5カ年連続凶作の打撃を受けることになり、組合員の経済困窮は更に深刻化¹⁾」という状況であった。町や農協は「寒地農業の確立」をめざした経営改善をすすめる施策を講じた。例えば「農協拡充5カ年計画²⁾」(1957年～1961年)、「本別町酪農振興会」の設立(1958年)などの計画や組織をつうじて農家経済や経営基盤の確立をすすめ根菜類の作付奨励、乳牛、肉牛の導入をはかった。

1958年には合理化澱粉工場、1962年の北海道糖業本別工場の誘致をみた。1966年には第1次農業構造改善事業、1969年には第2次農構事業の指定³⁾、第1次、第2次酪農近代化計画(1966年、1971年)の導入をはかり土地整備事業や草地造成をすすめてきた。

それでは1965年以降の農業経営の動向をみよう。第IV-44表によると、農家戸数は1965年1,147戸、1970年987戸、1975年798戸と減少しておりこの5年間に189戸の減となっている。この10年間の農家の減少率は30.4%と高率である。農家戸数は減少しているが、さらに総農家戸数に対する専業農家をみると、1965年790戸、1970年629戸、1975年575戸と減少しているが、その専業農家率が1965年85%、1970年63%、1975年72%と、最近になっては横ばい状態をつづけている。次に経営耕地面積をみると、この地域が畑作専業地帯であることを反映して田面積は少なくほとんどないと言ってよい。なお畑作面積が総耕地面積のほとんどを占めているが、最近牧草が拡大している。例えば、1965年の畑作面積8,531haのうち牧草専用地1,575ha、18%であったが、1970年の牧草専用地は1,981ha、そして1975年には3,901haまでとなり、畑作面積の38%を占めるに至っている。このように乳牛の導入に伴う酪農経営の展開が最近目立つようになってきているのである。

一方主要作物の収穫面積の変化をみると、やはり酪農経営に関連して飼料用作物が増加し

第IV-44表 本別町農業経営の状況 (単位: 戸, ha, 頭)

		1965	1970	1975	
農 家 戸 数 (戸)	計	1,147	987	798	
	専業	790	629	575	
	兼業1	212	250	178	
	兼業2	145	108	65	
経 営 耕 地 面 積 (ha)	総計	8,623	10,187	10,276	
	田	91	104	88	
	畑	8,531	10,081	10,187	
	普通畑 牧草専用地	6,956 1,575	8,031 1,981	6,190 3,901	
作 目 (ha) ・ 家 畜 (頭)	主要作物 収穫面積	麦類	262	188	471
		雑穀類	222	490	215
		いも類	598	912	390
		まめ類	3,662	3,719	3,102
		工芸作物	910	1,035	1,142
		飼料作物	1,133	3,287	4,712
	主要家畜数	乳牛	1,412	6,435	9,167
肉牛		20	205	2,291	
豚		386	406	367	
農 産 物 販 売 金 額 一 位	麦類	—	—	7	
	雑穀・いも・まめ類	499	526	433	
	工芸作物	212	28	19	
	酪農	364	348	276	
	養豚	—	8	5	
	その他畜産	31	11	11	

注) '65, '70, '75年農業センサス。

ており、1965年1,133 ha、1970年3,287 ha、1975年4,712 haとこの10年間に約4倍になっているのである。まめ類は1970年の3,719 haから1975年3,102 haへと縮小しているが、依然として畑作経営の主要作物であることにちがいない。工芸作物が徐々に増加し1975年に1,142 haとなっている他、麦類、雑穀類、いも類は減少しており、とりわけいも類は1970年912 haから1975年390 haと2分の1に近い状態にまで減っている。

酪農経営が伸びてきているとは言え、雑穀類やいも類などは農業の中心にあり農産物販売金額第1位の農家戸数でみると、1975年433戸、これに対して酪農は276戸となっているとおりである。

第IV-45表 耕地規模別農家戸数の年度別変化(本別町)

(単位: 戸)

	1960	1965	1968	1970	1975
~1 ha	110	76	55	65	39
1~3	71	62	43	44	33
3~5	154	90	61	44	37
5~7.5	409	260	160	111	74
7.5~10	266	297	202	145	103
10~15	205	277	395	308	221
15~20	32	46	115	153	174
20 ha~	2	7	29	65	115
計	1,249	1,115	1,024	935	796

注) '60, '65, '70, '75年農業センサス。

'68年本別町農業基本調査票。

例外規定は除外。

以上のような動向を考慮にして耕地規模別農家戸数をみると、第IV-45表のとおりである。先に概況のなかで触れたが農家戸数は1970年に1千戸台を割り、1975年には796戸まで減っている。とくに5~7.5 ha, 7.5 ha~10 ha, 10~15 haの農家の減少が目立つと言えよう。5~7.5 haの農家は1965年260戸、1970年111戸、1975年74戸と、この10年間に186戸の減、7.5 ha~10 haの農家も1970年145戸、1975年103戸と減少している。

このように農民層の分化、分解の基準は1965年の7.5 haから1975年10 haにと昇し10 ha未満の農家減少が顕著であると言えよう。

② 林業の動向

本別町は足寄町、陸別町などとともに国有林の占める割合が高く、利別川流域に一大国有林地帯を形成しそのもとで素材生産や製材加工が盛んである。これに対して私有林において大規模山林所有者の割合が高く、造林などの林種転換がおこなわれている地域でもある。

さて本別町の地場産業である製材加工業等についてみる。1970年センサスによると、林産物消費工場数は製材工場7工場、チップ工場8工場、合板工場1工場と、製材やチップ関係の工場が多い。第IV-46表は主要な木材加工業の概要を整理したものである。この表からみてもわかるように製材工場はチップ工場をも兼営している。原料の入手先は国有林や私有林が多い。また最近ではどの工場でもチップ工場の原料消費量を高めている。また各工場の資本金は、(1)の3,000万円、(3)の4,900万円、(5)の3,000万円、(8)の2,000万円とこの地域では大手の業者として知られ従業員数も多いと言える。

さてこうした加工業の沿革をたどると次のような特徴がある。それを第IV-47表でみる。ここに掲げた加工業者は造材業を兼ねながら今日に至っている例ばかりである。調査時点

第 IV-46 表 本別町における主要製材加工業者の概要

(単位: 万円, 名, m³)

	1975年 資本金 (万円)	1975年 従業員数 (名)	製材工場の年間消費		チップ工場の年間消費		(入手先別原木量 (1975年) m ³)			
			1970 (m ³)	1975 (m ³)	1970 (m ³)	1975 (m ³)	国有林	道有林	民有林	その他
1	3,000	73 (19)	10,708	8,800	12,082	12,600	15,300	1,900	12,100	—
2	300	25 (6)	6,753	5,100	1,961	2,100	3,800	—	3,500	500
3	4,990	45 (16)	15,522	7,300	10,518	7,300	2,800	4,800	5,500	100
4	322	9 (4)	—	—	6,331	16,300	—	—	17,300	—
5	3,000	43 (9)	4,891	3,600	5,093	5,900	500	—	2,000	—
6	150	9 (1)	3,615	1,700	4,908	600	2,300	100	11,600	—
7	125	41 (11)	2,812	2,100	8,055	6,800	7,700	2,200	959	—
8	2,000	80 (33)	—	—	—	—	6,400	—	17,600	—

注) 工場番号(8)は合板工場。
()は女子従業員を表わす。

第 IV-47 表 本別町木材業者の沿革

	資本金 (万円)	沿革
N 林業	300	1960年創立, 1965土建業開始, 元道有林作業員
I 林業	1,800	1900年代製炭業, 1945年造材業開始, 1961年製材チップ開始
T 製材	500	1900年代製材業はじめる
H 製材	120	家具商, 1942製材業開始, 1957年造材業開始
N 組	1,000	1934年土建業請負, 1946年造材業はじめる
Y 商会	2,000	雑穀商, 1917年製材造材業, 1969年チップ業開始
K 木材	()	1951年造材業開始, 1963年チップ業開始
K 造材部	()	1910年代造材業開始, 1945~55年代造材業拡張

注) 「北海道の素材生産業者に関する調査」(1965年)
(北海道大学農学部林政学教室より引用)

が1965年であるが、先の第 IV-46 表と重複する業者が多い。さてこの表によると彼らは造材業の他に製炭業、家具商などを経て今日に至っている。その他に造材業を専業とする者は、1975年の登録によると9業者となっている。

こうした木材業のもとに林業労働者数も多く、1970年センサスによると、年間150日以上の林業就労者数は238人であった。さらに国勢調査によれば、15歳以上の林業労働者数は1960年478人、1965年387人、1975年305人という状況にある。

次に本別町の造林動向を私有林の場合についてみると、1970年290ha、1971年408ha、1972年232ha、1973年139ha、1975年92haという推移をたどってきたが1970年代の拡大

造林期にあっても、本別町の造林量は少ない。

以上のように本別町は国有林と私有林の面積がともに高い割合にあるが、国有林を中心とする林業展開を特徴としており、このことが後述する森林組合の事業展開や組合員の状態にさまざまな影響を与えてきたのである。

注

- 1) 本別町農協：『創立20周年記念』、1968年。
- 2) この5カ年計画によれば、新農村建設総合対策に沿って立案されたもので、これは主に土地改良、経営改善、家畜の導入、生活改善、部落組織の整備等を骨子として実施されたものである。
- 3) 第1次農構事業では豆類、パレイショを中心とする畑作経営の向上、第2次農構事業では酪農施設、飼料作の導入など酪農経営の近代化を内容としたものである。
- 4) なお、1966年～1975年までの草地造成の実績をみると、団体営草地約460ha、道営農用地開発約170haを実施してきた。主にこの草地造成は山林、原野を中心に進められてきた。

3) 森林組合の事業展開

① 森林組合の設立

簡単に本別町の森林組合の設立について触れておこう。森林組合の設立は1941年6月であった。設立当初の組合員数は189人、出資口数732口、14,660円そして組合員面積8,414haとされている。設立総代は8名でその構成をみると、製炭業者2名、町議2名、元町長1名、製材業および素材生産業者各1名、牧場経営者1名となっている。そして理事7人が選出されたが、その顔ぶれは牧場経営3人、製材業1名、その他3名となっている。

町史によると、森林組合設立以降の事業実績は毎年造林が20～50haの規模という状況であった。そして樹苗養成に対しては、1944年に委託苗畑6カ所を設けて組合員の造林に苗木を供給し、毎年12万本以上の実績があったとされている。

しかしながら当時の私有林の状態は、町史によると、天然生幼齡林83%、人工林5%、未立木地6%といったように、著しい森林の荒廃が特徴であった。人工林は農耕荒廃地を対象にしておりそれも比較的便利な所に集中していたというのである。

以上のように森林組合が設立されたと言っても、1952年当時の組合員数が232人で設立11年目にしても組合員数は43人しかふえていないのである。しかも設立総代や理事の構成をみてわかるように、当時の林業をめぐる諸勢力、とりわけ地主層や地元木材業者が森林組合の指導体制に加わっている。このもとで森林組合が私有林の荒廃化に手を打つという——組織体制になかったことは歴然としていたと言えよう。

② 1950年～1960年代の事業展開

最初、第IV-48表について述べる。この表は森林組合の設立から今日までの組合長の就任期間、職歴について整理したものである。

これによれば、組合長はその就任期間にかかわりなくつい最近まで非常勤でしかも町長、

第IV-48表 本別町森林組合長の職歴および就任期間

	組 合 長 名	職 業	備 考
1942年	前 田 松 之 助	町 長・非 常 勤	前 田 牧 場 主
1942～46年	荒 深 四 郎	〃 〃	荒 牧 場 主
1946～47年	進 藤 義 郎	商 業 〃	1,470 ha の山林所有
1947～52年	岡 崎 正 治	木 材 業 〃	木 工 場 経 営
1952～63年	荒 伸 一	町 議 (農 業) 〃	荒 牧 場 主
1963～70年	〃	〃 〃	〃
1970年～	夏 川 当	元 産 業 課 長・常 勤	家 業 (商 業)

注) 森林組合資料より作成。

第IV-49表 1950年代森林組合の事業実績 一本別町一

(単位: 千本, m³, ha)

		1955年	1956	1958	1961	1962
種 苗 生 産	直 営	190 千本	205	273	64	52
	委 託	320 千本	309		597	288
販 売	薪	—	—	—	—	—
	坑 木	—	246 m ³	428	—	75
	パ ル プ 材	—	109 m ³	—	16	151
購 買	山 行 苗 木	579 千本	354	480	42	381
造 林	組 合 員	187 ha	250	220	()	184
	そ の 他	10 ha	10	—	—	—

注) 業務報告書より作成。

造林面積は組合員の申請に基づいているもので実績そのものではない。

木材販売のほとんどは十勝地区森組共販連合を通じたものである。

木材業、商業を営むものばかりである。1970年はじめて常勤となった組合長はかつて町産業課長を経験してきた人物である。

森林組合は設立以来わずかではあったが薪炭材、坑木などの受託販売、苗木養成などをおこなってきた。例えば1952年の事業実績をみると、薪50敷、そして1953年薪162敷、坑木740石などである。さらに1955年以降になると、第IV-49表に示したような事業となっている。これによれば、1955年から1962年までの間に、種苗生産、販売、造林などに事業の増加がみられる。この頃になると、薪材が消え、坑木も1958年428m³、1962年の75m³と減少し

ている。造林は1955年187ha, 1956年280ha, 1958年220haと200ha台にふえた。種苗では委託生産が直営を上廻っておりその取扱量も多い。1955年, 直営190千本, 委託320千本, 1961年直営64千本, 委託597千本となっている。

次に第IV-50表より森林組合の経営状況の一端をみる。この表によると事業利益は1955年695千円, 1956年1,258千円, 1958年607千円, 1961年1,153千円となっている。内訳をみると, 種苗や販売, 購買などどれをとってみても組合事業のいわゆる“目玉”はなく, 低位均衡の状態にあると言ってよいだろう。これに対して各手数料が, 1953年417千円, 1955年255千円, 1956年327千円, 1961年653千円と, 直接的な事業利益よりも手数料の割合の高さが目立つ。また一般管理費をみると, 1955年1,222千円, 1956年1,215千円, 1958年1,496千円と, この3年間の一般管理費は事業利益を上廻っているのである。

第IV-50表 1950年代森林組合の経営状況

(単位: 千円)

		1952年	1953	1955	1956	1958	1960
手 数 料	収 穫	23	162				
	販 売	165	100	35			
	造 林		148	175	327	299	653
	購 買		7	45			
	計	192	417	255	327	299	653
組 合 事 業	指 導			△ 6	△ 7	△ 5	△ 31
	種 苗			315	252	18	819
	販 売			128	771	81	34
	購 買			252	227	500	324
	計			695	1,258	607	1,153
一 般 管 理 費				1,222	1,215	1,496	1,084

注) 森林組合の資料による。
組合事業は損益計算書による。

一方組合員の加入状況である。1948年245人, 1949年248人, 1953年232人, 1956年418人, 1960年435人と1956年になって組合員の加入もふえて400人台になっている。

以上1950年代の事業展開を述べてきたが, 本別町の森林組合は不十分な指導体制と組織の下で, 一般管理費をも補完できないような事業の展開, そして手数料取得の形態にあると言えよう。事業内容をみてもわかるように, 事業をリードする部門がなく全般的に低迷している。

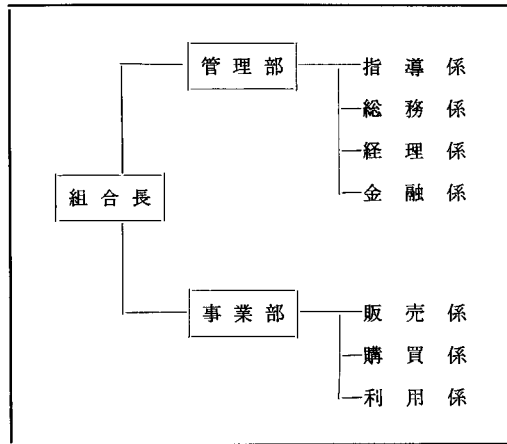
森林組合は約1万haも擁する林家を組合員として確保しながらも, 事業拡大へという発

展がみられない。このような森林組合の脆弱さは地域の林業資本の活動と対比されているがこのことが森林組合の進出の困難さの原因にもつながっていると考えられる。このような状態はさらに1960年代、1970年代にも色濃く残っていくのである。

③ 1960年～1970年代の事業展開

1975年現在、十勝支庁管内には19森林組合がある。そのなかで本別町の場合、事業規模も小さく低調である。十勝支庁管内で上位にランクされる森林組合は拡大造林とチップ等を中心とする加工事業をおこなっている。利別川流域の本別町をはじめとして陸別町、足寄町などは私有林面積が広い割には事業内容が乏しく、林業構造改善事業のテコ入れで森林組合を強化しなければならなかった。

さてまず森林組合の指導体制について述べておこう。第IV-6図は1973年の指導体制を示している¹⁾。この図をみると管理部と事業部に分かれている。そしてそれぞれの部には係が設けられている。組合長は第1次林構事業の導入に先立って常勤化されている。ここによりやく指導体制の責任の所在を明確にした計画実行の第1歩とすることができた。森林組合は町役場庁舎の中にあるが、1976年の組合職員は9人いる。勤続年数で見ると、16年勤続2名、6年勤続2名、4年勤続2名、あと3年～1年勤続が3名となっている。林構事業以降に採用された職員が多く、5名である。



第IV-6図 森林組合の指導体制 —1973年—
(本別町)

仕事分担は一応区分されそれぞれに職員が配置されているが実際には兼務しながら事業の実行にあたっている。

第IV-51表は1965年から1975年までの10年間の事業実績を示している。なお、1972年～1974年は第1次林構事業の実施期間であることをことわっておきたい。販売事業については、1968年までは400 m³にも満たなかったが1969年846 m³、1970年1,589 m³、1971年3,504 m³、1971年1,105 m³と1千 m³台から3千 m³に事業量をふやしている。やはりパルプ材の生産量がふえ1970年1,411 m³と販売事業の90%近くを占めている。これ以降、パルプ材生産は販売事業の中心となっている。林産事業は販売事業より早く、1968年に1千 m³台となり、1,090 m³となっている。1972年には4,482 m³とこの4年間に4倍の伸びを示した。

一方造林、保育事業は1968年頃から増加している。特に造林は1968年304 ha、1970年374 ha、1971年484 haとこの短期間に300～400 ha台になっている。保育は1970年以降、500 ha～800 haへと拡大している。

第IV-51表 本別町森林組合事業の各事業量の推移

(単位: 千本, m³, ha)

		1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1975
購買事業	苗木生産	千本 431	182	639	351	522	99	608	65	253
販売事業	一般用材	m ³ 54	33	5	109	87	5	387	230	29
	パルプ材	121	44	125	223	45	1,411	3,017	600	71
	その他	118	157	23	33	304	173	100	275	104
	計	m ³ 293	234	157	365	846	1,589	3,504	1,105	204
林産事業	一般用材	—	m ³ 49	39	213	()	224	387	706	—
	パルプ材	—	255	289	501	()	1,665	3,017	2,725	1,654
	その他	—	205	138	376	()	88	100	1,051	170
	計	—	m ³ 509	466	1,090	()	1,917	3,504	4,482	1,824
造林保育事業	造林	ha 205	166	148	304	275	374	484	258	135
	保育	ha ()	()	()	292	327	579	681	828	730

注) 森林組合総会議案書より作成。

() 不明。

苗木生産は委託による数量。

以上のように1970年を境に森林組合の事業は全般的に活気を呈してきた。その事業の中心はパルプ材生産の拡大によるものであり、他の森林組合と同様にパルプ材生産の伸びに支えられてきたと言えよう。林構事業が導入されてからもこれまでになく事業を拡大することができた。1971年の森林組合の事業総収益は23,391千円となり、1974年度には26,551千円となった。それでも森林組合の管内水準からみてまだ低位ではあった。

ここで林構事業についてみておく。事業計画の内容を示すと第IV-52表のとおりである。事業費90,000千円のうち森林組合の自己負担5,564千円である。林道開設を主力にチェーンソー、トラック、ホイールクレーンなどの大型機械が導入されている。この事業計画のなかで特徴としてあげられるのは分取造林であろう。森林組合では特に「地域外所有者の放置林分の取得と分取造林を促進することにより拡大する」という造林計画を立案した。これは地域の私有林に不在村所有者が多く事業計画に支障をきたしているという理由のためである。この計画は森林組合にとっては切実な課題であって、分取造林の対象面積48ha、188千円という当初計画は必ずしも大きくはない。ところが森林組合は不在村所有者の協力が十分に得られないという結果となり、分取造林計画は23haにとどまったのである²⁾。

これと同じように林道開設は、経済性のある林種転換を図り、順次経済効果の高い地区から林道整備を進めた。ところが実際の林道の対象地域は、特に100ha以上の大規模所有者である組合員がこの恩恵をうけたのである。小規模所有者の組合員が受益となる事業計画はその機

第IV-52表 本別町林構事業の事業計画内容 —1970年—

(単位：戸，千円)

	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	内自己負担 (千円)	備 考
分取造林	11	188	94	48 ha を対象とする事業
林道開設	24	59,400	3,564	5 千 m
素材生産施設	602	17,766	1,094	チェンソー 6 台 トラック 1 台 トラクター 1 台 ホイールクレーン 1 台
造林生産施設	602	3,229	194	刈払機 23 台 チェンソー 3 台 その他
樹苗生産施設	602	1,323	80	堆肥舎
その他	602	182	91	測量機械等
予備費		7,912	475	
計		90,000	5,564	

注) 1972～74年を実施期間とする第1次林業構造改善事業である。

自己負担は総事業費に対する森林組合の部分である。項目別に示してある。

会を得ることがなかった。まさに所有構成とその諸関係は森林組合の事業展開をめぐるあからさまになったわけである。

次に森林組合の事業実行を担った労働組織について述べておこう。本別町の林業労働者は多いとは言っても年々減少し、かつまた高齢化、女性化している。しかも森林組合が自己資本とその事業基盤からみて、労働者の調達機能を発揮するだけの力量はない。そして既存の林業資本が地域の労働力市場を把握しており、森林組合がここに参入する迄に展開し切れていない。このことを考えると、労務班組織の結成は既存の林業資本に依存するなどの方法しかないのが実情であった。

そこで森林組合は本別町および足寄町の木材業者に事業を請負にするという関係をもったのである。以下述べる「T」組と「K」組がそれである。

まず「T」組については第IV-53表に示したとおりである。「T」組は元来土建業であるが、一度倒産し1971年に再建された。再建の経緯については不明であるが、森林組合の事業を請負うという機会を得ている。町の公共事業も手がけながら、常時6人前後の労働者を雇用している。「T」組は森林組合の事業では主に造林や林道工事にかかわっている。次に「K」組であるが、第IV-54表にその概況を整理した。この組は足寄町の造材業者であるが、森林組合の事業では地拵から伐採までを請負っている。所有者の委託をうけている森林組合はこの「K」組に事業を請負わせている。「K」組の森林林組合事業の実績は表に示してあるとおりである。労務班組織をもたない森林組合は林構事業などによって導入した機械をこれら業者に貸与している。

このように森林組合は本別町の既存の林業資本の強い影響力の下で、労働者の調達を以上のような形態で確保しているわけである。

第IV-53表 「T組」の経営状況 —1975年—

所在地	本別町
資本金	200万円
創業	1961年 土建業はじめる 1969年 土建業倒産, 71年再建
林業労働者	男6名, 女若干名 (男22~66歳, 女30~55歳平均) 夏と冬で労働力に変動がある 就労日数は180日以上 賃金(1975年) 4,500~6,000/1日(男) 3,300~4,000/1日(女) 時には農民を臨時に雇用。
仕事	森林組合の仕事の請負で何とか再建した。現在造林を中心に事業をおこなっている。造材林道も手がけ町の公共事業も着手している。林業機械は森林組合から貸与して利用している。

注) 森林組合の資料と聴取による。

第IV-54表 「K組」の経営状況 —1975年—

所在地	足寄町																		
創業	1947年 造材業はじめる 1972年から森林組合の事業請負開始																		
林業労働者	男5名, 女8名 農閑期を利用して雇用される労働力(地元農民) $\left\{ \begin{array}{ll} 1. 36歳 稲専 勤続5年目 \\ 2. 37 " " " \\ 3. 51 " 酪畑 4年目 \\ 4. 47 " 畑専 3年目 \end{array} \right.$																		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 冬山造材が中心。 森林組合に対しては伐採のみ。集運材は森林組合がおこなう。 町有林(組合員)の事業が多い。 																		
事業実績 (1975年)	<table> <tr> <td>地 拵</td> <td>25 ha</td> <td>275 万円</td> </tr> <tr> <td>新 植</td> <td>8 万本</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>下 刈</td> <td>281.88 ha</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>除 伐</td> <td>49.16 ha</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>伐 採</td> <td>794 m³ (22 ha)</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>補助植林</td> <td>12 千本</td> <td>1.6</td> </tr> </table>	地 拵	25 ha	275 万円	新 植	8 万本	104	下 刈	281.88 ha	536	除 伐	49.16 ha	162	伐 採	794 m ³ (22 ha)	219	補助植林	12 千本	1.6
地 拵	25 ha	275 万円																	
新 植	8 万本	104																	
下 刈	281.88 ha	536																	
除 伐	49.16 ha	162																	
伐 採	794 m ³ (22 ha)	219																	
補助植林	12 千本	1.6																	

注) 森林組合の資料による。

「実績」は町有林関係のみ。

金額は森林組合の事業委託として支払われたものである。

一般に森林組合が直接労務班を組織しているという形態は北海道内では少なく、既存の労働組織に事業を請負にするというのが多いと言われている。

本別町では林構事業の導入もあったが、十分な事業基盤を形成していなかったため、必然的な展開であったと言えよう。このような関係のなかで、事業経費に占める、いわゆる下請経費も増大し負担となっているということである。先にも述べたが、苗畑は直営苗畑をもっていないために、これもまた委託苗畑として、森林組合がそこから苗木の供給をうけているということである。

以上、1960年～1970年代の事業展開を述べてきたが、いくつかの特徴がそこにみられた。ひとつには、森林組合の指導体制の確立が遅れたこと、ふたつには林構事業の導入は事業の拡大をもたらしたが、森林組合の事業基盤の弱さや、大規模所有者の意向に左右されたり、既存の林業資本に労働力調達をゆだねるという変則的な関係がみられたことなどである。森林組合は後発の資本であるために、組合員の組織化さえ十分に進展せず、造林を中心とした土地利用の深化拡大にまで結びつかずに、森林組合の地域林業への対応なり定着は制約されたものとなっているのである。

注

- 1) 森林組合の役職員は1970年に大幅な入替をしており、これによって従来の名誉職化したと言われる体制を払拭したと言われる。(道林務部：『森林組合経営実態調査』～十勝支庁本別町森林組合～、1973年 p. 126～p. 127).
- 2) この分収契約によれば、分収期間を1972年11月30日から1993年11月30日までとし、分収歩合は所有者が収益の3/10、造林者7/10と定めている。造林者は1人あたり2.6haで6人がこれに参加し契約を結ぶものとなった。
- 3) 事業は5kmの林道開設となっていたが2戸の大規模所有者の所有地に導入され、この2戸が実質的受益組合員となったにすぎない状態であった。

④ 組合員の利用状況

組合員の加入状況をみる。第IV-55表によると、組合員数は1968年594人、1970年602人、1972年664人、1975年669人と尻上りに増加している。これに伴って払込済出資金が1968年3,115千円、1970年5,266千円、1972年11,600千円、1975年12,674千円と伸びた。

次に組合員の加入状況を山林の所有規模別にみると第IV-56表のとおりである。1970年

第IV-55表 組合員数、出資金の状況 一本別町一 (単位：名、千円)

	1963	1965	1967	1968	1970	1972	1975
組合員数	491	534	575	594	602	664	669
出資金総額	1,889	2,041	2,654	3,292	6,025	12,201	()
払込済〃	1,688	1,865	2,457	3,115	5,266	11,600	12,674

注) 総会議案書より。

第IV-56表 山林所有者の森林組合への加入状況 (1970年) 一本別町一

(単位: 名, %)

	10 ha 未満	10~20	20~30	30~50	50~100	100~	計
山林所有者 (名)	682	171	92	33	16	19	954
内 加入者 (名)	374	128	71	26	13	15	602
加 入 率 (%)	55	73	78	79	81	100	63

注) 本別町森林組合資料による。

時点の加入率であるが、その後において多少の変動がある。これによれば、山林所有者 954 人に対して組合員数 602 人、加入率 63% である。ちなみに地域森林面積に対する組合員加入面積は、1972 年の十勝支庁管内の平均加入率は 69%、これに対して本別町では 75% と高い。ところが本別町の場合、不在村組合員が多く、1975 年でみると 669 人の組合員のうち不在村組合員は 113 人もいる。所有規模別の加入率でも明らかであるが、大規模所有者の加入率が高いことが全体の加入率の高さをおしあげている。このように大規模山林所有者の存在や不在村所有者の割合が高いことなどが事業展開に少なからずの影響を与えているのである。

そして一方で 10 ha 未満の組合員加入率が低く 55% である。10~20 ha 規模の組合員の加入率が 73%、20~30 ha、78%、30~50 ha、79%、50~100 ha、81%、100 ha 以上、100%、とこのように加入状況はおおむね山林所有規模の大きいほど高く、小規模所有者ほど低いと言える。

次に組合員の組合事業に対する利用状況をみよう。第IV-57表は山林の所有規模別年度別の造林実績をあらわしている。これによれば、造林件数および造林面積はほぼ横ばい状態であるが、1968年 140件、252ha、1970年 124件、258ha が造林量として多い時期である。まず件数別にみると、20 ha 未満の組合員が多く、1962年の全体に占める割合が 61% である。年度別にみると 1965年 70%、1968年 68%、1970年 69%、1972年 71% と 60~70% 台を示している。件数でみるかぎりでは、20 ha 未満に多く、20 ha 以上層の組合員に少なく、特に 100 ha 以上では 10 件以下の水準にとどまっている。次に造林面積でみると、1965年を境に造林の担い手に変化がみられる。つまり 1965年以前では 20 ha 未満の造林量が比較的多く、1957年 106 ha、59%、1960年 95 ha、40%、1962年 27 ha、36%、1965年 81 ha、57% であったが、1968年 1968年には 75 ha、30%、1970年 92 ha、36%、1972年 46 ha、22% と、次第に造林面積の減少とともにその割合も低下している。

これに対して 20~30 ha 層や 50~100 ha 層では若干の造林面積の拡大がみられる。例えば 1968年以降 20~30 ha 層は 1968年 32 ha、1970年 62 ha、1972年 47 ha とそれまでとはちがう造林の拡大がみられる。そして 50~100 ha 層でも 1965年以前までの 20 ha に満たない造林であったが、1968年 106 ha、1970年 44 ha、1972年 78 ha と拡大している。

一方 100 ha 以上層の組合員では件数は少ないが、1962年 88 ha は全造林面積 151 ha の

第IV-57表 山林所有規模別組合員の造林事業の利用状況(1)

(単位: 件, ha)

		1957年	1960	1962	1965	1968	1970	1972
~5 ha	件数	33	21	17	29	26	31	18
	面積	43	12	11	16	12	17	6
5~10	件数	24	25	12	32	28	22	15
	面積	50	37	4	33	26	27	17
10~20	件数	25	34	17	39	41	32	20
	面積	13	37	12	32	37	48	23
20~30	件数	11	10	11	17	18	19	7
	面積	7	18	15	22	32	62	47
30~50	件数	8	12	4	9	12	6	7
	面積	12	44	5	14	23	16	6
50~100	件数	7	9	8	8	12	6	3
	面積	16	12	16	18	106	44	28
100~	件数	10	9	7	8	3	8	5
	面積	38	53	88	24	16	44	75
合計	件数	118	120	76	142	140	125	75
	金額	179	213	151	159	252	258	202

注) 森林組合造林事業実行台帳より作成。
造林は春植, 秋植の合計をもって示した。

58%, 1965年 24 ha, 15%, 1970年 44 ha, 17%, 1972年 75 ha, 37%と10%台を維持している。

以上, 全体としてみると, 当然ながら所有規模の大きい組合員ほど造林面積が大きいのが年度によって増減がある。それに対して20~30 ha未達がほぼ50~60%台を維持している。

次に1973年から1975年にかけての造林, 保育, 伐採, 林道等の利用状況について述べよう。第IV-58表はこれら事業の利用を示している。まず下刈をはじめとする保育や造林, 伐採, 除伐などをまんべんなく利用しているのは, 30~50 ha以上層にみられ, 10 ha未満の利用は下刈や地拵, 植林に集中し10~20 ha層でも同傾向にある。30~50 ha層や100 ha以上層では除伐, 枝打, 林道にいたるあらゆる作業を委託している。1973年以降になると, 小規模山村所有の組合員ほど利用件数, 数量とも少なくなってきており, 30~50 ha以上層でないといふ実態が明確にあらわれていないといえよう。

第IV-58表 山林所有規模別の組合事業の利用状況(2) —1973~75年—

(単位: ha, 千本, m³, m)

		下刈 (ha)	地拵 (ha)	植林 (千本)	伐採 (m ³)	除伐 (ha)	枝打 (ha)	作業路 (m)	生産林道 (m)
~5 ha	件数	1	1	2	4	—	—	—	—
	数量	2	1	3,800	197	—	—	—	—
5~10	件数	3	3	1	—	1	—	—	—
	数量	11	19	5,100	—	5	—	—	—
10~20	件数	9	3	6	5	—	—	—	2
	数量	36	5	47,015	586	—	—	—	()
20~30	件数	4	1	1	1	2	1	—	—
	数量	40	3	8,800	42	42	()	—	—
30~50	件数	9	5	7	5	1	1	2	—
	数量	72	30	115,200	1,035	2	20	()	—
50~100	件数	9	2	4	1	2	—	—	—
	数量	90	16	77,500	14	12	—	—	—
100~	件数	5	3	3	3	4	1	3	1
	数量	98	47	370,565	965	140	30	3,595	1,000
計	件数	40	18	24	19	10	3	5	3
	数量	349	121	77,500	2,839	201	(50)	(3,595)	(1,000)

注) 本別町森林組合事業実行台帳より作成。

以上、組合員の利用状況を述べてきたが、主に30 ha未満の組合員が戸数、面積とも全体の過半を占めているのだが、利用面では低い状態にある。所有規模の大きいほど利用が高いとは言えるが、常に安定した利用の傾向になく、事業展開もこうした所有規模の大きい組合員の対応によっては変動するという関係にあり、ひいては森林組合の基盤の脆弱性を露呈することになるのである。

4) 組合員の状態

① 山林の所有構成と加入状況

本別町の山林所有者は大規模所有者、中小規模所有者などの所有構成のもとで、さまざまな職業をもつ者が多く、商業、木材業、労働者などが町村内外に分布している。

とりわけ100 ha以上層の大規模所有者の存在は大きく、これらの所有者について若干触れておく。1975年「十勝地域森林計画書」の私有林の所有規模別面積をみると、100 ha以上の

大規模所有者は12名、その面積3,137 haとなっているが、これは私有林総面積10,768 haの29%にあたる。これに対して30 ha未満の所有者は914名、5,470 haでその割合は51%となっている。100 ha以上の大規模所有者の所有構成に占める割合の高さがここで明らかであろう。

さて第IV-59表は1975年の100 ha以上の大規模所有者の状況を示している。これによると、23名のうち森林組合に加入しているのは10名、未加入11名、不明2名である。さらに在村者は12名（このうち森林組合加入者8名）、不在村者11名（同加入者5名）となっている。このように森林組合に加入していない者や不在村者の割合が目立つ。大規模所有者の職業をみると、在村所有者では農業が圧倒的に多いが、不在村所有者は商業、製材業、林業などとなっている。次に人工林面積をみると、(2)Y.Mの167 haという造林実績の他はほとんどが100 ha未満で50 ha以下の者が多いということであり、森林組合に加入している者でも、森林組合はこれら所有者の人工林面積の状況を十分に把握していないのである。この23名のなかで森林施業計画の認定を受けている者は、1975年現在4戸にすぎない。またそれぞれの所有者は独自の労働力調達機能を持ち、森林組合に委託する者はごくわずかである。

一方、中小規模所有者についてみておく。1973年現在、本別町には林業グループが4つの部落に4グループある。そしてこの4グループを総括する林業グループ連絡協議会があり、毎年1回総会を開催し予算および事業計画を立案している。

これらの林業グループは、組合員を中心に1964年頃結成されているが会員は29名と少ない。このうち19名の会員について、山林所有の構成をみると30 ha未満が12名、30~50 ha規模に3名、50 ha以上規模4名と、中小規模の所有者が中心となって活動しているグループと言えよう。そしてこれら林業グループの「林業グループ協議会規約」によると、その目的は各林業グループとの相互連絡、林業技術の改良普及、農家林経営後継者の集団活動の促進と育成としている。1975年度の事業計画によると、山火予防のPR、造林、保育コントロールの実施、天然林技術の研修が盛り込まれている。1974年の決算報告をみると、年間18万円が計上されている。会費は1人あたり3,500円で101,500円、町助成金5万円、森林組合助成金2万円、農協助成金1万円などからなっている。1975年の計画では林業機械の購入費として110万円の補助を要請したいとしている。そして農協からの助成金のアップ、緑化事業への参加を計画している。なおこの林業グループから1975年度全国林業経営推奨事業で林野庁長官賞を受賞した農家の組合員がおり、林業グループ活動の励みになっているということである。

以上のように組合員をとりまく山林の所有関係を見てきたが、大規模所有者を中心とする展開と、中小規模所有者を軸とする展開がみられると言えよう。

なお後述の調査事例では、今まで述べてきた山林所有規模の所有構成からみて、30 ha規模を基軸に、それ以上とそれ以下とで便宜的に区分してあるが、これは彼らの農業経営展開のちがいと森林組合の利用の対応のちがいを示すために区分したものであり、必ずしも固定的な所有関係を示すものではないことを指摘しておく。

第IV-59表 100 ha以上山林所有者の状態 —1975年現在—

—本別町—

氏名	山林面積 (ha)	在村・ 不在村	職 業	人工林 (ha)	森組の加入	労働力の調達
1 K. A	229	在村	農業	10	加入	()
2 Y. M	237	〃	〃	167	〃	自家労働・雇用
3 Y. M	174	〃	〃	()	未加入	()
4 S. T	201	〃	〃 (農協組合長)	48	加入	森組・自家労働
5 Y. K	160	〃	農業	3	〃	()
6 Y. A	157	〃	〃	〃	〃	()
7 T. K	128	〃	〃	()	未加入	()
8 K. Y	120	不在村	〃	22	加入	自家労働力・雇用
9 Y. F	158	在村	〃	2	〃	森組
10 Y. A	111	〃	町議	32	〃	自家労働
11 T. N	108	不在村	農業	()	未加入	()
12 T. M	108	在村	〃	()	〃	()
13 M. I	107	不在村	林業	97	〃	雇用
14 I. G	269	在村	製材業	()	〃	業者
15 Y. S	1,472	不在村	()	63	〃	〃
16 K. M	126	〃	商業	()	()	()
17 R. M	125	〃	〃	90	未加入	森森
18 O. K	101	〃	林業	()	()	()
19 D. I	108	〃	製材業	()	未加入	()
20 R. S	114	〃	()	()	〃	()
21 H. T	113	〃	()	()	〃	()
22 F. T	121	〃	()	()	加入	()
23 T. M	100	在村	農業	()	〃	()

注) 本別町森林組合の資料より作成。

()は不明。

山林面積, 人工林は森林組合森林簿等の記録による。

② 組合員の状態

組合員の実態調査にあたって、本別町の押帯地区（1973年度現在、農家戸数36戸、耕地面積約538ha）の組合員のなかから20戸を選定した。この地区の農林業の概況を簡単に述べておく。この地区は標高が100～270mの高台を中心に段丘地に農業集落を形成し、町の中心から遠く南の池田町、西の土幌町に接している。高台に耕地が開かれているがこれまで幾度か冷害や凶作を受け、そのために最近では酪農へ転換する農家がふえている。この地区には酪農近代化計画（1966年）、肉牛生産振興計画の指定（1968年）、第2次農構事業（1970年）が次々に実施されている。

1973年現在、乳牛650頭、ミルカー46台、牧草専用畑144ha、採草放牧地202ha、普通畑407ha、そして33戸のうち16戸が酪専、混同12戸、畑専5戸というようにほとんどの農家が酪農経営にかかわる農業経営をしている。さらに1戸当りの畜産物粗収益をみると、1972年度、押帯地区2,278千円、町平均1,300千円となっている。又1戸当りの反別をみると押帯地区が14.9ha、町平均13.1haと押帯地区が上廻り、規模拡大がうかがえよう。例えば同年の耕地規模をみると、33戸のうち15ha以上が21戸と半数であり5ha未満がなく、5～15haが12戸となっている。

押帯地区は酪農経営への転換に伴う規模拡大、そして山林原野の草地化がかなり活発におこなわれてきた。一方1972年現在、地区の山林面積は約560haであるが、人工林面積約280ha、人工林率50%と他地区にくらべて人工林は進展していると言われている。またこの地区には林業グループに参加する組合員が12名いる。

以上のように、押帯地区は農業経営の変化が著しいが、この地区を選んだ理由は、第一に、この地区では中小規模山林所有者を中心とする農林業の展開がみられ、この実態をみることによって大規模所有者の割合の高い所有構成に対するこれら組合員の位置を明らかにできること。第二はこの実態から森林組合がこれら組合員に対してとるべき方途とこれら組合員の存在意義についての課題を得ることにある。まず最初に、在村の100ha以上の大規模所有者の実態例をあげて後述の実態例と比較する。

i) 100ha以上の大規模所有者

第IV-60表に2名の事例をまとめておく。これによると、次のような特徴が見出されよう。農業経営の基盤をみると、A. Kは酪農専業で成牛、仔牛とも52頭（うち搾乳牛27頭）、1970年に畑（30ha）を酪農経営のために転換している。M. Yは畑作専業（豆作主体）としてその粗収益1千万円以上をあげている。このように彼らは農業経営として上層農に位置していることである。また彼らの系譜をたどると、A. Kは明治期に入殖した大規模な牧場主であって、先代は元町長、元森林組合理事として森林組合の設立にかかわった人物であった。M. Yの先代は戦前期に農会長、町会議員、そして産業組合の設立に尽力したと言われる。

第IV-60表 在村大規模山林所有者の状態 —1975年現在— —本別町—

	A. K (68歳)	M. M (63歳)								
家族状況系譜	世帯主 68歳 妻 65 長男 30 (後継者) 先代 明治中期入殖 元町長, 森林組合長	世帯主 63歳 妻 58 長男 26 (後継者) 妻 21 先代 明治中期入殖 農会長, 町議, 産業組合理事								
農業経営	酪農専業 畑 30 ha (飼料用畑) 成牛・仔牛 52頭 (内搾乳牛 27頭) 乳量 200 kℓ/1日 1970年頃畑専から酪専に転換 戦前期 牧畜業として軍馬を120~130頭飼養。	畑作専業 畑 26 ha 豆類 15 ha ビート 6 その他 5 畑作粗収入 1千万円以上 (昨年) 農作業常雇 男 1人 13万/月 女 2人 5万/月 大正期 デンプン工場営経営 (イモ畑 70 ha 所有) M農場として発展 (小作人 50~80人)								
山林の所有と利用	所有面積 120 ha (内人工林若干) 戦前期 カラマツ, トウヒ造林を試みる。失敗 農地改革時, 牧野として約180 ha買収さる。 1974年 30雑木伐採 N組へ販売 600万円 造林を進めていきたい 森林組合加入 払込済出資金 5,880円	所有面積 230~250 ha (内人工林 150~160 ha) 人工林齢級 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>I 齢級</td><td>1.7 ha</td></tr> <tr><td>III "</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>IV "</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>V "</td><td>3.0</td></tr> </table> 林構事業林道 1,500 m 17~18年生除間伐 足場用丸太販売 (昨年) 年間伐実施 各種制度の活用を図りたい 森林組合加入 払込済出資金 27,500円	I 齢級	1.7 ha	III "	1.5	IV "	12.5	V "	3.0
I 齢級	1.7 ha									
III "	1.5									
IV "	12.5									
V "	3.0									

注) 1975年聴取調査による。

以上のような農業経営及び系譜に対して現在の山林の状況をみると、A. Kは120 haの山林に対して、人工造林は今後進めていきたいとしているがわずかな実績しかないということである。一応組合員ではあるが、森林組合の利用はなく、林道を入れる予定はないということであった。1974年、町内のN木材に雑木30 haを伐採し、その木材販売額が600万円になったという。従来からの山林は主に薪炭用材として利用され、伐採跡地の利用は造林というよりも、むしろ放牧地として利用している。かつて造林など試みもしたが野ネズミの害などにより失敗したということであった。

一方 M. Yは山林面積約230~250 haに対して人工造林が約150~160 ha程ということであった。これらの山林は3~4カ所に分散し、町外にも山林を所有している。人工造林の時期は表に示したとおりであるが、17年生以上の造林が多く、20年生以上では約70 haとなっている。造林については必要に応じて地元ないし近所の農家の人達を雇用してきたということである。

ある。間伐適期の人工林に対しては除間伐のために自家労働や雇用労働、ないしは森林組合などを利用していきたいということであったが、間伐材のほとんどは地元の〇木の材に足場丸太として販売している。雑木が多いのでこれらを切捨てて林内に放置してある場所も多いということであった。M. Y は森林組合の第1次林構事業の実施にあたって1.5 kmの林道を導入している。今後はいろいろな制度を利用して山林経営をおこないたいという意見を述べていた。

以上のようにこの二事例から明らかなように、大規模所有者は自己の農業経営を軸としながら、山林の利用に対しては異なった対応を示し森林組合についても一方ではほとんど利用関係にない。他方で資金のかかる林道についてのみ森林組合を利用するという。いわゆる必要に応じて利用するといった程度である。このような点において森林組合の事業確保と組織化の弱さが出ていると言える。

さて次に20戸の調査事例に移ろう。調査は1976年2月に実施したもので農林業経営の実績は前年度を中心にしたものである。そして調査の主な項目については第IV-61表、第IV-62表に総括してまとめておいてある。

ii) 30 ha 以上層

ここでは4戸をえらんだが、A-1はこの地区で最も山林所有規模が大きく約87 haとなっている。その他は35 ha～50 haの規模である。A-1はすでに造林はほぼ完了し、あとの3戸も人工林率50%以上の状態にある。まず彼らの農業経営の基盤について述べておこう。農業経営については先の第IV-61表を参照として以下述べる。A-1をはじめとしてB-2, 3, 4, は畑作地が7 ha～20 ha水準にあって必ずしも大きくない反面、牧草専用地が畑作地にくらべて大きい。それは彼らが40頭以上の育成牛飼養に経営の重点を置いているからである。そしてこの経営による粗収益がいずれも1千万円以上を越えていること、しかし畑作でもそれなりの収益をあげていることなどが指摘される。

A-1は戦前期において押帯地区で軍馬や農耕馬を育成してきた経験を持ち、今日のようなホルスタインの肥育への基盤となったと言える。B-2は町議としてこの地区の代表を担っているが、このB-2, B-4, そしてA-1とは血族関係にある。B-3はかつては豆作中心の畑作専業であったが、現在は飼料用デントコーン、ビート等を栽培している。農地取得も活発であって、B-3はあわせて15.5 ha, B-4が7.5 haを取得している。これらの農業経営に対して山林利用や森林組合との関係等についてみる。A-1は1970年頃、森林施業計画の認定をうけ、間伐をはじめている。例えば1974年の間伐実績をみると、1万本、1975年は3千本となっている。この間伐材はいずれも町内の〇木材に売却している。造林はほとんど完了していると述べたが、1977年現在の年齢をみると、30年生カラマツ0.12 ha, 15～30年生18.5 ha, 10～14年生25.2 haが主なところである。1950年～1960年代の造林集積が多い。つまり森林組合の事業活動がまだはじまっていなかった頃、すでに自力で造林をしていたことになろう。

A-1は一時期森林組合の理事を経験しているが、林構事業等の関係で林道が入っている。

森林施業計画の立案や除間伐の技術について指導事務所や森林組合に指導を求めたという。山林の取得についてみると、B-2はこれまでに約16haを草地転用のために、B-3は草地ともども23haを取得している。B-2についてみると、1968年頃まで造林集積があるが、それ以降においてはほとんどないということである。B-3は毎年1haには満たない造林を実施してきている。B-4においては1962年1.42ha、1965年1.06ha、1968年3.76ha、に造林が集中している。おしなべてこれらの組合員は小規模であるが、順調な造林集積をおこなってきたといえよう。B-4は1965年に家屋改築用途として雑木170石の出材をみている。B-2はH物産に間伐や坑木用途として500石を販売している。

このように彼らは造林集積をみるかぎりにおいては、林地の草地への転用やそのための林

第IV-61表 山林所有規模別組合員の

農家 番号	農業 労働力 (人)	耕地面積 (ha)		乳牛・育成牛飼養(頭)		農業収入 (千円)		
		畑作	牧草専用	乳牛	育成牛	耕種	畜産	
A	1	4	7	13	—	70~80	?	2,000~3,000
B	2	4	7	15	27	50	120	800~1,000
	3	2	20	25	—	40	?	700
	4	3	12	8	—	45	420	1,000
C	5	2	2	15	37	—	50	700
	6	2	14	16	30	6	400	400
	7	4	13	2	—	14	?	?
	8	2	—	6	20	—	—	200
	9	2	14	1	—	—	470	—
	10	3	21	15	29	—	800	700
D	11	3	6	16	19	—	150	600
	12	2	10	5	5	6	130	150
	13	3	15	—	—	—	500	—
	14	4	—	22	59	—	—	1,000
	15	3	7	8	—	10	180	70
E	16	4	22	12	23	—	680	410
	17	3	5	8	31	—	180	?
	18	2	9	12	21	—	200	300
	19	3	8	12	—	40	280	700
	20	3	12	4	12	—	300	200

注) A…50 ha 以上層, B…30~50 ha 層, C…20~30 ha 層,
D…10~20 ha 層, E…10 ha 未満層の区分となっている。

地取得をしながらも自力で造林を進めてきたのである。ところが森林組合との関係についてみると、常時利用関係になくとも安定した農業経営の展開のなかでそれなりの実績をつんできている。

iii) 30 ha 未満

30 ha 未満の組合員の状態は農林業経営の内実がさまざまであり、その経営水準も格差がある。であるから彼らを典型的にあるいは同じような傾向の中におしこめるという整理は困難である。逆に言ってみれば、森林組合は彼らを組織するという条件を見出すのに苦勞する原因となっている。

まず最初に、30 ha 未満に属する組合員の農業経営についてみよう。やはり最初に第 IV-61

経済実態 — 農業経営 — (2) (1976年)

土地利用の 変化 (ha)		農地取得状況 (ha)	乳牛・育成牛の飼養頭数の推移 (頭)			
畑→草地	林地→ 草地		～1960	1961～65	1965～70	1971～
10	—	4.5 ha (借地・牧草)	畜 20	20	40～50	70～80
8	7		乳 4 畜 5	6 10	13 30	27 50
畜	—	10 ha ('69), 3.2 ha ('68), 2 ha ('64)	畜 —	10～20	30	40
畜	6	2.5 ha ('65～'70), 5 ha ('62～'63)	畜 —	—	20	45
8	6		乳 —	10	27	37
10	3	3.5 ha ('73), 6.5 ha ('72), 2.2 ha ('70)	乳 —	—	20	30
—	—		畜			14
10	—		乳 —	—	25	20
—	—	△ 17 ha ('62～'65)				
8	3	5 ha ('65)→町有林払下	乳 6	10	15	29
—	5	3.6 ha ('72)	乳 —	2～3	30	19
—	8		乳 — 畜	4～5	4～5	5 6
—	—	6.8 ha ('69)→町有林払下ふくむ				
15	5		乳 10	30	40	59
—	1	5 ha ('63)	畜 —	—	—	10
—	4.7	8.1 ha ('65～'70), 5.6 ha ('60～'65)	乳 3～4		12～13	13～23
—	3	2 ha ('65)	乳 —	15～16	20～25	31
—	2	2.8 ha ('68), 1.3 ha ('60)	乳 —	10	15	21
—	2		畜 —	—	10	40
—	1	2 ha (?)	乳 —	—	6	12

調査は1976年2月、各組合の個別面接によっておこなったものである。

表を参考にしよう。耕地面積のうち畑作面積別でみると、10 ha 未満が6戸 (C-5, D-11, D-15, E-17, E-18, E-19), 10 ha~15 ha が6戸 (C-6, C-7, C-9, D-12, D-13, E-20), 16 ha 以上が2戸 (C-10, E-16) となっている。どの組合員においても畑作面積と同じないしそれ以上の牧草地を所有し、牧草専用地を10 ha 以上所有する者は16戸のうち8戸と半分を占めている。これは彼らが酪農を中心に経営展開しているからであり、C-5やD-14のように酪農専業となっている場合もある。その他に育成牛の肥育を専業とするD-13, E-19など、そして畑作専業はC-9, D-13である。その他の者ほほとんどが酪畑の混同経営が中心である。

このように営農類型はいくつかあるが、どの経営類型が農業として安定しているかは明らかではない。強いてあげれば、粗収益でみると、耕種と畜産(肉牛, 乳牛など)の粗収益で1千

第IV-62表 山林所有規模別組合員の

		山林面積 (ha)	内人工林 (ha)	年度別造林実績 (ha)							林業労働への就労	農家林グループの参加
				1958	1960	1962	1965	1968	1970	1972~		
A	1	87	85.2	5.0	6.32	4.36	2.02	17.8	0.44			○
	2	50	14	2.3	1.41	1.76	7.85	0.37				○
B	3	35	19	0.33	0.43	0.12	2.43	0.96	0.64	0.25		○
	4	35	23	2.0		1.42	1.06	3.76	0.36			○
C	5	30	20	1.2	2.19	0.95	1.1	1.99	8.38	0.86		○
	6	28	24	0.5	1.2		3.06	2.37	1.34	1.43		○
	7	25	18	2.0			1.62	1.04				○
	8	25	16			0.39		1.79	4.57		苗畑等(妻)	—
	9	24	4.6			2.75	0.78					—
	10	20	15	5.0	3.0			1.77	1.46			—
D	11	19	5				1.14	0.93				○
	12	14	3	1.0					0.51	0.41	伐出関係	—
	13	14	6			0.43			1.79	0.67	〃	—
	14	12	?	2.30								—
	15	12	3.7			0.16				0.56		—
E	16	9	1.8	0.50		0.28			2.46			—
	17	8	4.5	0.70			2			2		○
	18	7	4				0.5	1.5	1.0			○
	19	7	5						5			—
	20	4	(4.5)		0.30	0.32		0.24		0.33		—

注) 人工造林の実績は聴取及び施業計画によっておこなったが、若干実数にちがいがあ

万円前後ないしそれ以上であろう。専業農家として1千万円以上をあげているのは、先にあげた酪農専業(乳牛59頭)のD-14、ぐらいであろう。どの営農類型をみてもわかるように、混同経営として酪農経営がこの地区では一般的な特徴を示し、それだけに経営条件の安定と持続に幾多の問題をかかえている。

ここでは以上述べた営農類型に沿って各経営展開を整理してみる。酪農専業についてはその典型としてのD-14をあげたのでこれを参考としてみよう。D-14は畑地のほとんどを牧草地に転換しさらに林地15haを草地にして酪農の基盤をつくった。乳牛の飼養頭数をみるとその推移は多頭化傾向を示し、その粗収益1千万円台は町内でもトップクラスに属していると言われる。これに次ぐのがC-5の700万円で、乳牛飼養頭数37頭である。C-5は山林の6haを

経済実態 — 林業経営 — (2) (1976年)

林野の取得状況 (ha)	販売利用 木材業者	林産物販売状況	林野の草地利用動向 (ha)			
			~1965	'66~ '68	'69~ '71	'71~ '74
△ 30~50 ha (農地改革による)	O木材(本別)	間伐材3千本('75), 1万本('74)	—	—	—	—
10 ha ('70), 6 ha ('66)	H物産(?)	間伐・坑木等500石('75)	—	—	—	7
5 ha ('69), 18 ha ('64)	O木材(本別)		—	—	—	—
	本別町の業者	家屋改築用170石('65)	—	—	—	6
	()		—	—	—	6
	()		—	1	1	1.2
7 ha ('57)	O木材(本別)	間伐材等(別紙参照)	—	—	—	—
△ 10 ha (64)→売却	O木材(〃)		?	?	?	?
	本別・帯広	間伐・チップ材等('65~'70頃)	—	—	—	—
	K木材(本別)	10万円の木材販売(年代不詳)	—	—	—	3
	E木材(足寄)	'65頃まで薪販売, 150石('72)	—	—	—	5
	士幌・足寄	チップ等85万円('72), 草地改良のため	—	1.3	2.6	3.0
	E木材(足寄)		—	—	—	—
	O木材(本別)			'67頃から少しずつ草地へ。5 ha		
	()		—	—	1	—
	()		—	—	—	4.7
	O木材(本別)	カラマツ間伐材700本前後 12~3万円('73)	—	—	—	3
1.5 ha ('72)	E木材(足寄)	パルプ材等30万円('65年頃)	—	—	—	2
4 ha ('71)	T木材(〃)		—	—	—	2
	上札内	20万円('72), 草地改良による 雑木販売	—	—	—	1

草地に変え、さらに農地8haをも草地に転用し、この地区では転用面積の多い農家のひとつである。その乳牛頭数の増加のテンポも早い。

次に畑作専業であるC-7、C-9とD-15についてみよう。最近畑作専業農家は減っている。離農する農家の大半は畑作を専業とする者ばかりである。C-9は耕地14haで約470万円、D-15は耕地15haで約500万円の粗収益をあげている。その他の農家に比べて粗収益に差がある。C-9はすでに17haもの耕地を売却しているのである。C-7は後述する。

次に酪畑混同経営についてみる。ここではC-6(ホルスタイン肥育も含む)、C-10、D-11、D-12、E-16、E-17、E-18、E-20の8戸である。まず彼らに共通する特徴をみると、第一には林地の草地への転用が目立つということ、そして畑作地はそのままの規模で維持していることである。第二には全体の粗収益が1千万円を越えている農家が少なく、500万円台に集中していること、そして乳牛頭数も30頭以下が多く、酪農への転換がおおむね1960年代後半よりみられることなどである。

つまり酪畑経営は畑作を縮小してまで酪農に転換できず、土地改良や土地取得は投資のわからない山林に酪農転換への条件を求めたことである。酪農専業に近い者もいるが、畑作経営を補完する程度において乳牛を導入している。当然ながらこうした背景には先述した酪農政策への積極的なテコ入れによって押し上げられたという側面もみのがせないだろう。最近ではホルスタインの肥育を導入したりこれを専業とする例もみられる。

これに対して、例えば、C-8の場合、少ない耕地面積を全て牧草地に転用し、乳牛を導入したが、夫婦二人にとってかえって労働過重となり、まして厳しい乳量検査のために乳量減少となり、結局乳牛を25頭から20頭に減らしたということである。またここではあげなかったが、Y.F(1976年度現在、55歳)は耕地8ha、育成牛2頭、乳牛5頭の経営条件の下で農業生産を維持するのが困難とみて離農している。とりわけY.Fは山林約15ha(内人工林10ha)を所有し、本別町の造林、保育コンクール等で“優良造林家”として表彰を受けたことがある。また先のC-8は生活費を捻出するために山林10haを売却している。

このように地区の農業展開はさまざまではあるが、確固たる生産基盤を得て発展していくという将来方向は流動的な状態にあると言えよう。そこで次にこのような農業基盤のもとで山林の所有、利用状態、そして組合員との関係はどうであろうか。それを次にみる。

まず全体としてみると、20~30ha規模の所有者は平均的に造林が進み60%台の人工材率であるのに対して、20ha未満は造林の進展が遅く、人工林率が50%以下が多い。先に触れたがこれらの山林所有者は林地の草地化が著しい。一方造林の年次別動向をみると、いずれも間断的で、かつまた小規模分散的な傾向がうかがえよう。酪農転換のために、カラマツ造林地を草地化するという傾向もあり、造林地の縮小がひとつの特徴である。

酪農を専業とする者は雑木を伐採し、そのあと大規模に草地化(D-14)したり、造林地には手をつけずに農地の転用化を中心に草地利用を図る(C-5)などし、酪農専業として順調な土

地利用がおこなわれてきている。それに対して酪畑混同経営はどうか。酪畑混同経営はさらに育成牛飼養する者もいる。

さて人工林を草地にする傾向だが、例えば E-16 は 14 年生と 8 年生のカラマツ材を草地に転用し、残った人工林は 6 年生の 1.5 ha、2 年生の 0.3 ha である。E-18 も同じように約 1.5 ha を草地へ転用している。そのため造林は 1971 年以降控えているというのである。E-20 は草地改良のため雑木を売却し草地転用としている。すでに現在 10 ha に満たない組合員が続出するなかで、林地の草地化は森林組合の造林事業のブレーキになることは否めないだろう。とりわけ人工林の草地化はきわめて窮迫的な酪農経営に押し上げるという作用も働いている。雑木の売却はいずれも地元内外の業者をつうじておこなわれ、そこには有利に雑木を販売したいという動機が働き、森林組合がここに参入するだけの組織力を得ていないのである。D-11 は最近になって乳牛飼養頭数を減少させている。又、D-12 は農外就労として伐出関係に従事し、D-13 でも林業労働で昨年 90 万円の農外収入を得て農業経営の補完としている。以上のように酪畑混同経営の山林所有と利用実態は彼らの生産基盤に規定されて不安定なものと言えよう。

むしろ最近離農などで減少している畑作専業の方がむしろ着実な造林集積をみせている。例えば、C-7 の場合である。この例については第 IV-63 表にまとめて整理してあるので述べておこう。C-7 は地区の林業グループの代表格である。畑作 14 ha、育成牛 14 頭は決して規模の大きい農家ではなく、この地区ではいわば中堅農家に属する。

さて、C-7 は表にも掲げてあるように 1973 年に「優良林家」として表彰されている。この経営の特徴は畜産と畑作との複合経営によって小規模な農業経営を維持し、さらに林業経営を取り入れることによって、生産基盤を確固たるものにしていくという目標のもとに展開されてきた。C-7 は戦後もなく積極的に林種転換を進め、現在ではカラマツの間伐収入をあげるまでになった。それまでは林種転換の過程で薪炭材販売をおこなってきた。現在山林が約 25 ha、人工林 18 ha となっているが人工林の主伐期を 50 年として森林施業計画を立て、林道も徐々に導入しているという。カラマツ人工林の齢級構成をみると、ほぼ順調な齢級配置を示している。また 1969 年から間伐収入をあげ、1970 年 210 千円、1971 年 268 千円、1972 年 197 千円となっている。間伐収入をあげるまでは先述のとおり雑木等の販売収入があり 1950 年代後半から 1960 年代に至るまで続いてきている。

C-7 は戦後の着実な農業経営のなかで山林の所有と利用に一定に成果をあげてきたのである。そして現在では森林組合の理事、地区の農業委員、あるいは町林業グループの副会長としてその指導力を発揮しているのである。

以上のように C-7 の例は、先の酪畑経営とはちがひ、経営の規模拡大がもたらす経営的逼迫と安易な山林利用に対する反省を与える。しかしながら地区や町の農業全体の方向が上からの主導による酪農経営への転換を強いている今日的な状況の下では、C-7 の例は例外的な事例にとどまるという制約をうけていよう。そしてこうした傾向は森林組合の事業拡大が一時的な

第IV-63表 H.S氏の林業経営 —1975年—

(本別町押帯)

系 譜	第2次大戦以前、押帯一帯をおさえていたA農場の小作人。 戦後、A農場から林野の解放を受け、自作農となる(この時山林は18ha)。約 農地改革とともにA農場は解散。 現在、本別町森林組合理事 本別町農家林グループ副会長 '73年全国農業祭林野庁長官賞				
農 業 経 営	畜産、畑作、林業の複合経営をめざしている。 農業労働力は 世帯主(60) その妻(56) 長 男(33) その妻(31) 畑 作 14ha (小豆、ビート、菜豆デントコーンなど) 育成牛 14頭 にわとり 20羽				
林 業 経 営	林種転換を積極的にすすめ、薪販売(雑木)から現在、人工林の間材収入を得 るようになってきた。 将来、50年伐期をめざしている。				
	齢級構成		販売実績		
	6年生	1.04 ha	1956年	618石	402千円
	7 "	1.63	1957	1,572	1,022
	8 "	1.03	1958	864	562
	9 "	1.62	1962	468	340
	10 "	2.26	1963	552	401
	15 "	2.88	1965	406	341
	16 "	5.24	1966	602	330
	17 "	2.00	1969	()	90
	33 "	2.48	1970	()	210
	38 "	1.44	1971	()	268
			1972	()	197

注) H.S氏の聴取及資料による。

雑木伐採や販売にとどまり、造林集積を拡大し組合員を組織化していくという条件を奪っているのである。すでに3)―④で10ha未満の加入率がきわめて悪いことを述べたが、こうした原因が今の調査事例のなかからくみとれるとも言えよう。

大規模山林所有者の実態を明らかにしてきたように、彼らの場合、森林組合の組織の中心に位置してこれを担うというビヘイビアは見失われている。やはりどうしても中小規模所有者の組織化を事業拡大の根底に置かないかぎり、森林組合全体の浮上は困難である。

V. ま と め

本稿の課題は所有諸関係を視点に置いて、今日の森林組合の事業展開と組合員の状態を明らかにすることであった。まとめにあたって、以下三点を中心にまとめとする。第一には、美瑛町、当別町、本別町の三事例はそれぞれに北海道林業ないし私有林業の一側面を特徴的に体现していると考え、森林組合の戦後展開を一般的な叙述として整理する。第二には、それぞれの三事例によって明らかにされた。道有林、国有林、市町村有林、大規模山林所有者などの所有形態と森林組合の事業展開との諸関係を先の課題に沿って明らかにする。第三には、森林組合にとって重要と思われる組合員の組織化の状況を、特に農民に焦点を置いたことの意義についてあらためて考えることである。以上の三点に沿って本稿のまとめとしたい。

1) 森林組合の戦後展開

森林組合が北海道に設立をみるようになったのは1939年以降のことであり、まさに戦時体制末期に次々に設立されたのである。このような体制下にあつて、山林所有者の意向は、十分に生かされずに、戦争遂行のために強制的に協力させられ、森林組合の設立はまさにその組織体として要請されたと言えよう。北海道の場合、私的山林所有者の形成、発展が遅く、組合員として森林組合に組み入れるだけの指導体制に欠け、結局道庁を主導とする各市町村自治体との密接な協力関係のもとで設立され運営されるという展開をたどってきた。

戦後になって森林組合は戦時下の木材供出のあとを受けて、戦後の緊急開拓、入殖に伴う木材供給（例えば美瑛町）に加担し、これらが原因ともなって多額の負債をかかえ込む森林組合が続出し、共同利同利用施設（製材工場等）を廃業する森林組合もみられ、そして森林組合をめぐる負債問題は町財政の逼迫とからみ町議会でも問題にされたのである（美瑛町など）。

戦後の森林組合は森林法の下で協同組合として認められつつも、その実態はさまざまであつて、あらたな展開方向を得られず、そのまま市町村行政の末端機関に組み入れ、低迷し単なる手数料取得形態に甘んずる森林組合（本別町の例など）や、戦時体制下の共同利用施設を土台にして戦後さらに事業を拡大していった森林組合（当別町の例）、あるいは農民造林の要請に応えて苗木生産、供給に事業発展の契機を得た森林組合（美瑛町）もみられたのである。

1950年～1960年代の森林組合の事業展開をみると、この時期においては市町村有林の果たした役割が大きかったと言ってよいだろう。私的山林所有者を組合員として組織するだけの力量に欠いていた森林組合は、市町村有林の森林資源を事業基盤とするのに十分であったと言える。すでに明らかにしたように、この時期の市町村自治体の財政状況は悪く赤字国体が多かった。市町村有林は財政悪化を回復させる資源として役立ったのである。このこととあいまって森林組合はこの市町村有林を事業拡大に結びつけたのである。美瑛町の場合においては「農家林創設事業」、当別町においては「町有林伐採特別会計制度」がひとつ典型であった。

1960年～1970年代の森林組合は、林業基本法の制定や各種林業施策、林業資金制度等の適

用そして林種転換に伴う拡大造林やチップ材生産の拡大に支えられて多くの森林組合が事業を伸ばし組合員の加入率を高めてきた。林業構造改善事業の導入が森林組合にとってひとつの画期となった。これまでの展開とちがって国家投資による森林組合育成が目立つようになり、いわば弱小森林組合の整理統合、大型森林組合の進出、共同利用施設の充実が先行したのである。

そのなかで特に林構事業の導入によって浮上した森林組合は、後発の資本としての宿命を背負って事業の実行を既存の零細林業資本とその労働組織に委ねる形態もとるといった例（本別町の場合）がみられた。特に国有林経営を中心とする林業構造のもとでは、森林組合の展開は林業構造改善事業のみでは十分な事業拡大とはならず、組合員を組織し指導していく執行体制の確立にもさまざまな制約を与えていた。つまり組合員の組織体として発展させるためには林業構造改善事業のみでは一定の限界がみられる。

これに対して当別町のように、事業の外延的拡大は、地元有力な木材業者が定着していないこともあって、地域の国有林や道有林経営体の請負事業体としての性格を強めていく事業展開を示した。同時にこの過程は組合員との利用関係と鋭く対立し、協同組合としてのあり方に対してひとつの問題を投げかけた。一方、農民的な山林所有、利用は、カラマツ造林の集積をもたらし、これを基盤にして事業を拡大していった例もこの時期にみられ、森林組合の展開としては高く評価されるものであった（美瑛町などの例）。それでも組合員の多様化は森林組合の組織体に制約を与え、事業全体の維持のために小規模山林所有者の組合員に対する重点的施策が必要とされている。

以上戦後過程を整理してきたが、一般的には私有林業における林業団体として、組合員の組織体としての役割を与えられつつ、地域の農林業に一定の地位を得るようになってきた。反面において、林業諸政策のテコ入れによる事業拡大は組合員組織の発展に有効な手段とはならず、あらたな組織体の強化が要請されるようになってきている。

2) 森林組合をめぐる所有諸関係

北海道の所有形態は国有林、道有林、そして市町村有林、私有林などに区分されるが、なかでも国有林や道有林が主要な林業の経営体である。私有林の占める位置はきわめて劣勢であるが、カラマツ造林の集積は今後の人工林材の生産に寄与するものとして期待され、とりわけ森林組合の果たす役割は重要である。

森林組合の発展は、その意味でも国の林業施策の保護のもとで、それぞれの地域農林業に深くかかわっていかなければならないだろう。事例分析で明らかにしたように、森林組合は組合員の集合だけでは十分に成立しがたい面があり、他の所有形態、経営体ともかかわりあって今日に至っている点に注目せざるを得ない。そこでここでは先の所有形態別に戦後森林組合の展開でどのようなかかわりをもってきたのかをあらためて述べておく。まず最初に市町村有林についてである。ここでは町有林等を中心として述べるが、町有林の役割は、第一に町村財政

と密接であったことである。それは戦後の町村財政の悪化に伴う財源捻出は町有林等の森林資源の利用によって得るといった場合があった。第二には森林組合の設立事情、そして指導体制は当初町村の林業行政にも結合し、森林組合との人的関係と一体であったこと（組合長の町長による兼任、町村職員の事務代行と兼務）。

以上の状況は、森林組合の事業展開に有利に作用し、森林組合の設立から戦後1950年代にかけて展開の基礎を与えた。なかには町村有林の資源に大半を依存し製材工場等の経営を維持し、いわば町有林経営の下請事業体としての役割をもった例もみられた（当麻町などの例）。逆にこうした町村行政に全く依存して行政機関の一端にとどまる森林組合も多かったのである。

次に道有林や国有林や国有林経営体との関係をみる。本稿では当別町の事例を典型として分析した。その他にも豊富町森林組合などがその一例としてあげられる。さて、このような森林組合は一般に存在するというのではなく、地域林業の状況によっては、当別町のような地場資本的性格の森林組合が、登場するということである。このような場合、森林組合は地域の林業労働者を労務班組織のなかに固定しているということが必要であり、国有林等の経営体は、林業労働力の不足や経営合理化に対応して、森林組合を下請事業体として経営内にひき入れるのである。森林組合では地拵、造林、下刈をはじめとして造材などの事業に関与し、やがてそれら経営体と深い利用関係をもつことになる。その過程は組合員との利用関係と対立する要素をはらみ、組織体としての立場に矛盾をもち込むことになるのである。

しかし大方の森林組合は国有林等を中心とする経営体の林業地域にあって、当別町のような事例のような関係にまで発展せず、むしろ逆に低迷を強いられることが多いのである（本別町などの例）。

次に大規模所有者との関係についてである。北海道の場合、100 ha以上の大規模所有者の占める割合の高い地域は、概して日高、十勝、釧路、宗谷などに多く、地域的片寄りがある。また会社有林形態の大規模所有者も多いが、森林組合との直接な関係はなく、むしろそれ以外のさまざまな大規模所有者の存在が重視される。さて大規模所有者は森林組合に加入する割合が比較的高く、森林組合の組織化にとって欠かせない組合員である。それだけにさまざまな問題をはらんでいる。本別町の実例で明らかにしたように、これらの組合員は在村、不在村の形が多く、しかも職業もさまざまである。この点で森林組合の指導力の発揮、事業計画、実態把握において障害をもたらすということである。事業実行においても大規模所有者はそれを有利に導き、あるいは森林組合に対して隠然たる力を行使するという場合が生じる。これに対して森林組合は中小規模所有者の組織力を強化し、これに対抗するだけの基盤を確立しなければならないと言えるだろう。

最後に一般の山林所有者（農家、非農家）である。これら山林所有者は多数を占めており、森林組合の存在意義はここにおいて明らかにされなければならない。山林所有者が単なる山林所有者のままで残存するか、あるいは組合員として森林組合の事業拡大、そして森林組合運動

の重要な担い手となるかはこれら山林所有者の組織化にかかわっているのである。今日、森林組合の事業収益の源泉はこれら山林所有者の事業受託によることが大きく、事業全体でもこれら山林所有者＝組合員の利用実態認識が重要である。しかしながらこのような山林所有者は移動が激しく農家から非農家へ転化、あるいは所有権の転売等、これら所有者を組合員として常に組織内にとどめて置くことは困難である。特に非農家＝組合員の増加や彼らの組合脱退は、森林組合の指導体制や事業展開にあらたな問題を投げかけている。森林組合の安定した事業展開は常にこうした山林所有者を組合員として組織化しておくことが重要課題である。

3) 組合員の状態

以上のように、森林組合はさまざまな所有諸関係によって成立し発展するという背景があり、資本としては脆弱ではあるが、それなりに一定の役割を果たしてきた。しかしながら、森林組合が常に安定し持続的な事業計画のもとで事業を進めていくためには、どうしても地域内に定住している山林所有者を組合員として組織化しなければならない。しかも山林の所有と利用が、組合員の生産基盤と密接である農家でなければ十分な条件を得られないと考える。

そこで三事例の組合員の実態から得られたいくつかの特徴を述べ、このような組合員の重要性をあらためて考えてみたいと思う。

農家＝組合員の実態をみる場合、彼らの主たる生産基盤である農業経営の展開と山林所有、利用の変化との諸関係を考えなければならない。そのため本稿では、北海道農業を代表する稲作、畑作、酪農の各営農類型に注目して、地域農業におけるこれら組合員の動態に触れた。つまり地域農業が組合員に及ぼす影響について述べた。その結果は、十分に得られたとは言い難いが、美瑛町のように、カラマツの生育に適した環境に農民が一斉に対応したこと、また町の農業諸政策のなかに造林奨励策を含めたことが発展の手がかりとなったことなどが指摘されよう。また地域によっては農業経営の基盤に支えられて林業グループの活動がみられた。

しかしながら大勢としてはむしろ農業経営のさまざまな不安定な要因（冷害、凶作等）などが作用し、財産備蓄として造林にむかわせることの方が一般的であって、このような傾向は畑作地帯を中心に展開することが多かった。すでに述べたように、畑作地への植林転用、林地（造林地も含めた）の草地化、山林、原野の売却などはあらためて組合員の土地利用の再編成の課題として問わなければならないと言えよう。

次にこのような組合員が森林組合にどうかかわっていたのか、実態として明らかにしておかなければならない。まず三事例の組合員状態から、それぞれに特徴を得ることができた。

北海道ではカラマツ造林の拡大によって、人工林集積地帯の形成がみられた。これを主に担ってきたのは中小規模所有者の農民造林である。森林組合は事業展開の基礎にこれら農民的造林を組織化の中に位置づけた。やがてこれら中小規模所有者＝組合員の造林集積とその組織力が森林組合発展の一定の基盤となったが、これら組合員の不安定な農業経営に影響をうけて、林野売却、植林転用、そして脱退という変動をむかえ、一挙に零細小規模という問題を露呈す

ることとなった。さらにこうした影響が事業展開にも表われ、事業全体の伸びなやみ、そして事業の合理化を引きおこし、小規模所有者を事業基盤とする森林組合にひとつの問題を示したと言える。しかし逆に森林組合はこれらの組合員を中心にした一層の組織強化と事業投資の必要性が求められている（美瑛町の事例）。

次に、以上の場合とちがって小規模所有者が森林組合の事業全体と鋭く対立する関係の実態についてである。確かに組合員の山林の所有規模がきわめて小規模であるという事情、それゆえに所有、利用が十分に高められず低迷しているということなどが指摘されるだろう。

しかしながら森林組合の外延的な事業拡大、とりわけ他の所有形態への事業の請負化は、組合員の存在すらも希薄にするほどに深化している。それは単なる利用関係の問題性ばかりでなく、組合員全体の利益を守るべき森林組合の今日的役割をあらためて問わなければならない課題を示した（当別町の事例）。

森林組合の展開は地域林業の中で、なかでも私的山林所有関係に規定される場合、それは大規模山林所有者の存在が重要であろう。これら大規模山林所有者のビヘイビアは、森林組合の組織力にこだわることなく、その事業展開に対して臨機応変の関係を示してきた。これに対して中小規模所有者の組合員はどうであろうか。一方で林業グループの活動とその組織化が進みつつある。他方では畑作や酪農経営に依存しつつも必ずしも造林集積が拡大せず、山林所有・利用に一定の制約を与えており、いわば農林業経営の一体となった生産基盤の形成には至っていない地域もある。このような組合員の多様な展開が、森林組合の組織化の弱さとなり、これら組合員を事業展開の中心に据えることのできない原因となっているのであった。このために森林組合は大規模山林所有者と中小規模所有者の両方を組織の基盤に置かなければならない立場に追い込まれている（本別町の事例）。

さて以上のように三事例の実態が示したように、森林組合が中小規模山林所有者を総体として組織しなければならない課題をもっているが、その組合員の実態はさまざまであるために、事業展開はいろいろな利用関係を結んでいる。現実の森林組合をそれとして肯定して評価するならば、それなりの問題設定が可能であるが、どのような森林組合においても結局、在村の中小規模所有者である農家林家を森林組合の指導体制の中に組織するだけの資本と基盤が不可欠であり、これら組合員に対する投資が、彼らの農林業経営の発展と、充実にかわって必要である。強いて言うならば、森林組合研究はその課題に沿った組合員の組織論の確立が重要な課題とならなければならない。

参 考 文 献

- 1) 島田錦蔵：『森林組合論』。岩波書店、1941年。
- 2) 北海道：『北海道山林史』。1953年。
- 3) 小関隆祺：「北海道林業の発展過程」。北大農学部演習林研究報告、第22巻、第1号、1962年。
- 4) 北海道：『北海道民有林奨励事業の沿革と実績』。1953年。
- 5) 山田定一：『現代の農協理論』。全農協労連、1973年。

- 6) 福永義照：「森林組合の機能分析に関する研究第I, II報」, 『北海道農林研究』, 1970年.
- 7) 笠原義人：「現代日本森林組合序説」, 九州大学農学部演習林報告, 第49号, 1975年.
- 8) 奥地 正：「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」, 『立命館経済学』, 第22巻5, 6号合併号, 立命館大学, 1974年.

Summary

To begin with, it must be noted that the development, of forestry owners' association is in various manners, therefore, the most important work directly on the study of forest owners' association is to discriminate their development patterns as comparing with each other. Such being the case, attaching importance to the relationship between forest owners' associations and other forest organizations, the author has continued his research work in this field since 1973. The results obtained hitherto are as follows;

1. Forest owners' associations were utilized effectively for achieving an essential purpose of the World War II, furthermore, it is a plain truth that after the War, forest owners' associations were obliged to reduce their business mainly due to the large amount of debt. In general, forest owners' associations remarkably reduced their business couldn't sustain their leadership ability of organizing forest owners possibly in the 1950s. Consequently, most of forest owners' associations established their business by depending upon the communal forest etc. Forest owner's associations enlarged not only their own business but also the number of their members under the control of the Forest Basic Law originated in 1964.

Especially, the scale of their business remarkably expanded mainly due to the chip production and the afforestation, thus, the management of forest owners' associations came to advance to some extent. Under such circumstances, although large scale of forest owners' associations managed a saw mill and a chip plant. Small scale of forest owners' associations were united in order to strengthen their management basis.

On the other hand, most of forest owners' associations undertaking an afforestation business actively are generally supposed to be excellent ones because of the fact that various guidances are inclined to permeate as far as their members. However on the whole, it must be noted that most of forest owners' associations in Hokkaido are beaten in organizing their members effectively as compared with the enlargement of their own business scales.

2. Judging from the tendency above-mentioned, the development of the Hokkaido forest owners' association can be divided into three patterns as follows;

Pattern-I. Forest owners' associations belonging to this pattern have managed saw mills and chip plants, especially, the former since 1944. Pattern-I could the chip plant management because of the fact that there wasn't any influential saw mill or timber business man of the district, furthermore, the management of saw mills in Pattern-I greatly depended not only upon their members engaged in but also upon forest organizations such as the national forest, the Hokkaido prefectural forest and the communal forest. Consequently, although most of forest owners' associations strengthened the degree of the dependence on the national forest and the Hokkaido prefectural forest together with the business enlargement, the relationship between each forest owners' association and its members declined on the contrary.

Pattern-2. After the World War II, an active afforestation could be recognized even in Hokkaido, especially, the afforestation being carried out by peasants enlarged with the agricultural

development. It is highly expected that the enlargement of this afforestation by peasants is bound to contribute directly to the development of so-called silvicultural forestry. At any rate, the development of such an afforestation was realized by the steady cooperation between each forest owner's association and its members.

Most of forest owners' associations belonging to this pattern-2 fairly succeeded in organizing their members while depending upon the working plan attached importance to the afforestation. Under such circumstances, they have gradually discharged their duties as an essential cooperative association.

Pattern-3. The area percentage being occupied by the national forest in Hokkaido is generally high as compared with that of Honshu. Therefore, large scale of influential forest owners in this district are rather inclined to depend upon the national forest than forest owners' associations.

Accordingly, it may safely mention that such forest owners don't cooperate with the forest owners' association existed there daringly. Thus, forest owners' associations belonging to this pattern-3 have carried out their own business while depending upon the national fund and the timber business men of the district.

3. An essential development of forest owners' associations generally consists in the characteristics of the cooperative association, in addition to these characteristics forest owners' associations have associated with the national forest, the Hokkaido prefectural forest and the communal forest because of the fact that the formation of the Hokkaido private forest delayed and the management of private forests was also insufficient. Although the relationship between each forest owners' association and its members has been gradually formed and most of forest owners' associations have enlarged their contracted business, there still remain lots of future in order to advance as far as an essential cooperative association.